

行田市地域福祉推進計画

第4期行田市地域福祉計画・

第4期行田市地域福祉活動計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

誰もお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田



令和7年3月

行田市

ごあいさつ

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化が進行し、それぞれの家庭や地域における身近なつながりが希薄化しています。また、生産年齢人口の減少により、福祉を支える担い手が不足するなど、地域福祉の在り方に大きく影響を及ぼしています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の生活様式に変化をもたらしただけでなく、社会構造の変容にもつながり、これに関連した新たな課題も顕在化しています。



こうした社会環境の変化を受けて、地域福祉の現場においては、社会的孤立やひきこもり、ヤングケアラーなど、既存の制度では対応が難しいケースが生じています。これら様々な福祉ニーズに対応していくためには、従来の福祉制度の枠を超えて、行政や事業者、地域住民が互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことが求められています。

本市では、令和6年度までを計画期間とした「第3期行田市地域福祉推進計画」の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応した、新たな「第4期行田市地域福祉推進計画」を策定いたしました。今回の計画は、複雑化・複合化する地域課題に対応することを目的とした「重層的支援体制整備事業実施計画」、権利擁護の推進を目的とした「成年後見制度利用促進基本計画」及び罪を犯してしまった人の再犯防止を目的とした「再犯防止推進計画」の3つの計画も包含した、まさに総合的な計画として策定しています。今後は、本計画の基本理念である「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」の実現に向けて、取組みを推進してまいります。

本計画に掲げた理念や取組みは、行政はもとより、市民の皆様、福祉に関わるすべての関係者の皆様とともに取り組んでいくことで実現できるものです。皆様におかれましては、本計画の主旨をご理解いただき、今後とも地域福祉の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力賜りました行田市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、「ささえあいミーティング」や団体ヒアリング、市民アンケートにご協力いただきましたすべての皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

行田市長・社会福祉法人行田市社会福祉協議会会長 行 田 邦 子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉について	2
3 地域福祉に関わる国の動向	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	10
第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題	11
1 行田市の現状	11
2 地域福祉に関わる市民の声	25
3 地域福祉に関わる行田市の課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	45
3 施策体系	46
第4章 施策の展開	48
(1)地域での相互理解の啓発と交流の促進	48
(2)地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり	49
(3)ボランティア団体、NPOへの支援の充実	53
(4)地域福祉を支える担い手の育成	55
(5)相談支援体制の拡充	57
(6)福祉サービスの推進	59
(7)福祉サービス情報の提供促進	61
(8)権利擁護の推進	63
(9)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】	65
(10)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	72
(11)重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】	77
(12)社会参加の推進	87
(13)身近な地域における福祉活動の推進	89
(14)地域の安全・安心体制の充実	91
(15)人にやさしい環境づくり	93
第5章 地区における取組の方向性	95
1 小地域福祉活動の推進について	95
2 地区別の活動計画	96
第6章 計画の推進	111
1 推進体制	111
2 計画の進行管理	113

資料編.....	114
1 計画の策定体制	114
2 計画策定の経過.....	114
3 行田市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱.....	115
4 行田市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿.....	116

- 本計画における「障害」の表記については、法律の名称や法令等に基づく制度、施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としています。
- 文中で使われている語句で、特に解説が必要と思われるものについては、初出箇所において「※」を付記し、その説明を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化が進み、家族や地域における住民同士の触れ合いや助け合い、つながりが希薄になっています。

このことは、地域に増加する高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者の社会的孤立をもたらすとともに、これまでは家族や親族に支えられることの多かった認知症の方など判断能力が十分でない方への支援が行き届かない状況をもたらしています。また、地域では、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による「8050問題※」、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラー、犯罪や非行からの立ち直りを目指すものの、頼れる人や居場所がない方など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人が増えています。

わが国の福祉は、1980年代以降、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などを中心に制度化が行われ、現在では、それぞれの分野における福祉の制度は発展し、専門的な支援が提供されるようになってきています。しかし、個々の福祉が発展していく一方で、地域の中での助け合いで行われてきた支援体制が弱くなり、いざという時に専門的支援につなげていた見守りの目も少なくなっています。そして、このような縦割りの分野別での福祉だけでは複雑化・複合化した課題を解決することは難しく、このような制度の狭間の課題を解決していくことを目指す地域福祉の更なる推進が求められています。

本市では、令和6(2024)年度を目標年度とする行田市地域福祉推進計画(第3期行田市地域福祉計画・第3期行田市地域福祉活動計画(以下「第3期計画」という。))の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、新たな行田市地域福祉推進計画(第4期行田市地域福祉計画・第4期行田市地域福祉活動計画(以下「本計画」という。))を策定することとしました。

また、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉と関わりの深い「行田市重層的支援体制整備事業実施計画」「行田市成年後見制度利用促進基本計画」「行田市再犯防止推進計画」を包含して、本計画を策定します。

※8050問題：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

2 地域福祉について

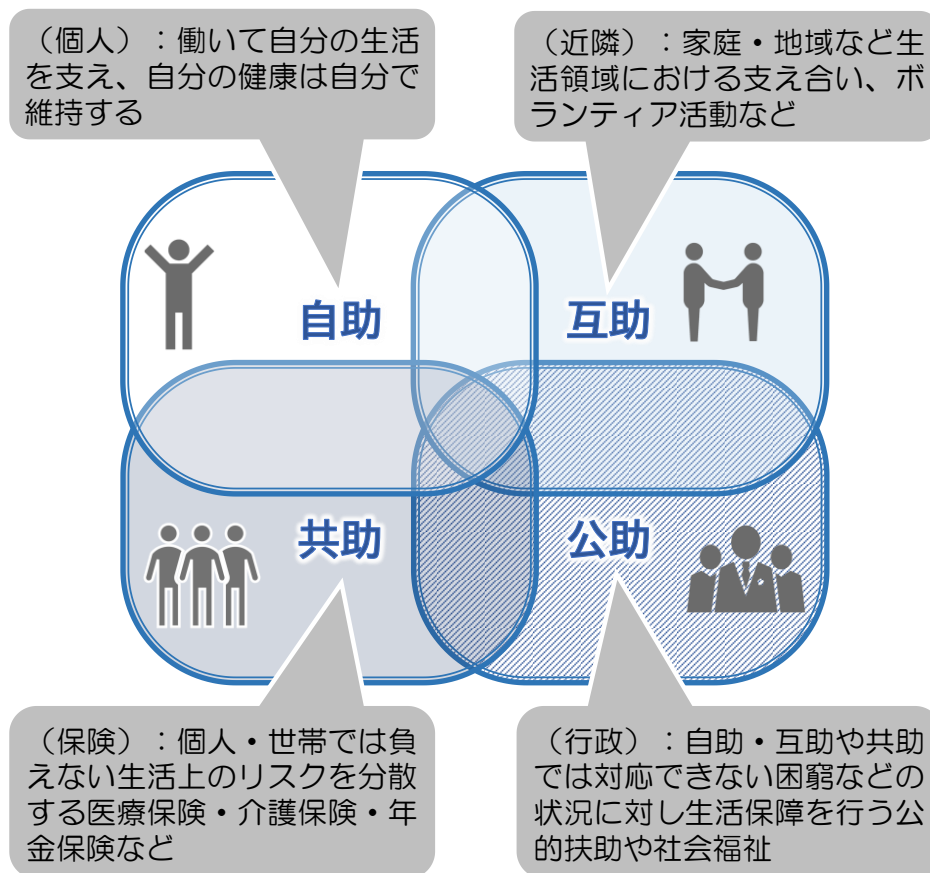
<地域福祉とは>

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

<自助・互助・共助・公助の考え>

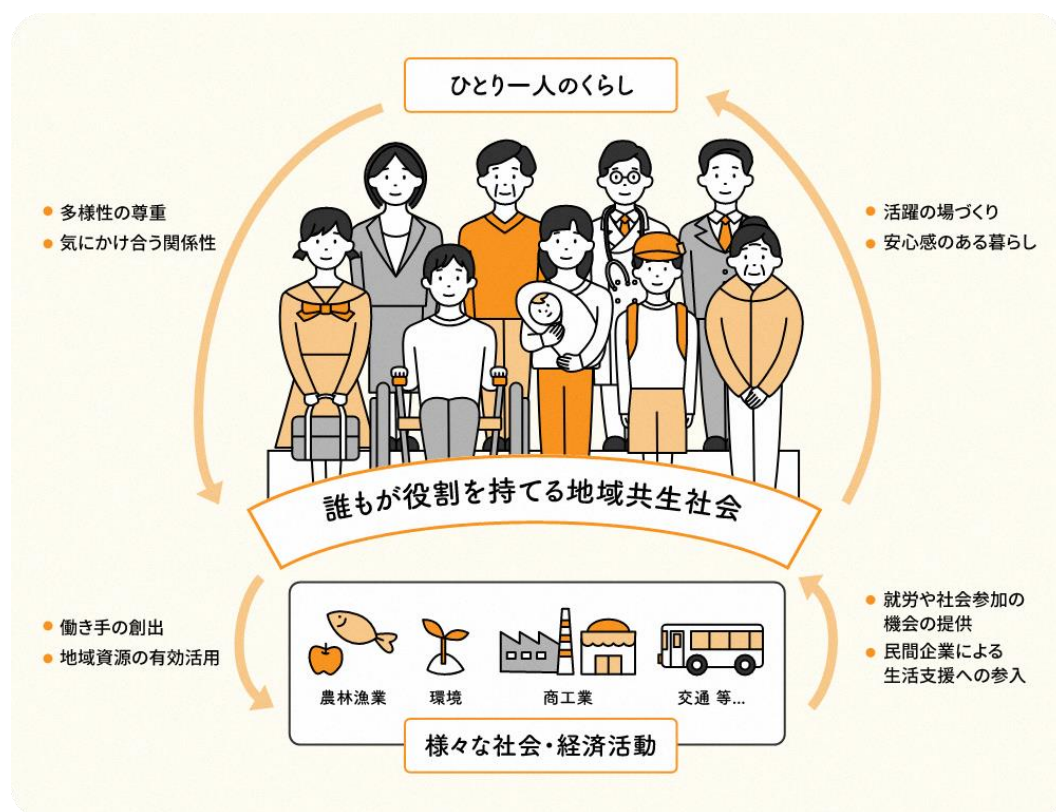
地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、公的な制度(共助)や福祉サービスや支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



<地域福祉が目指す地域共生社会について>

地域福祉は「地域共生社会」を目指す取組です。

「地域共生社会」とは、同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



出典:厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

3 地域福祉に関わる国の動向

年	国の動き
平成27(2015)年	「生活困窮者自立支援法」施行 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う。
平成28(2016)年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。
平成30(2018)年	「改正社会福祉法」施行 地域福祉の理念を規定。支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。 また、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定。
令和3(2021)年	「改正社会福祉法」施行 平成30年に任意だった、包括的に提供される体制の整備に関する事項を、計画に盛り込むこととされた。 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設された。

4 計画の位置づけ

(1)地域福祉計画

行田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画です。

令和3(2021)年4月1日施行の社会福祉法においては、第107条第1項第五号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

本計画は、市政運営の総合指針である「行田市基本構想・実施計画」のもと、市の福祉分野における各計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。

(2)地域福祉活動計画

行田市地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を運営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・組織の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができます。本計画では、地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。

(4)重層的支援体制整備事業実施計画

令和3(2021)年4月1日施行の社会福祉法においては、第106条の4において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第106条の5では、本事業を実施するときに、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を構築するために創設された事業です。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

今回は、地域福祉計画に重層的支援体制整備事業実施計画を包含した、一体的な計画として策定しています。

(5)成年後見制度利用促進基本計画

行田市成年後見制度利用促進基本計画は、平成28(2016)年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めます。

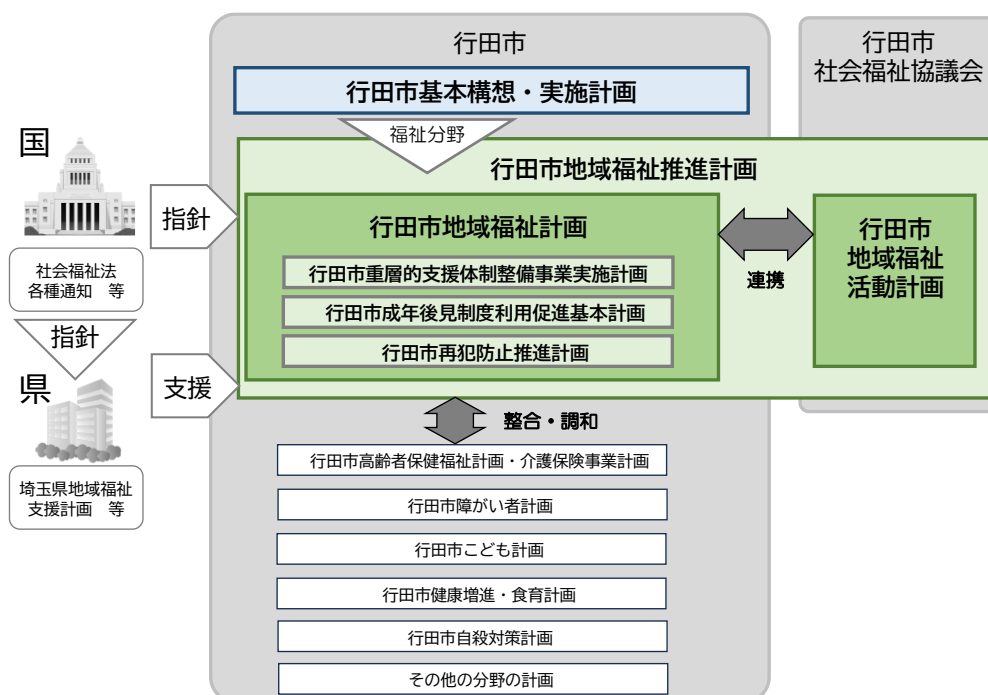
今回は、地域福祉計画に成年後見制度利用促進基本計画を包含した、一体的な計画として策定しています。

(6)再犯防止推進計画

行田市再犯防止推進計画は、平成28(2016)年12月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策推進のための計画です。

罪を犯した人の中には、出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人が孤立せず、社会復帰するための支援を進めます。

今回は、地域福祉計画に再犯防止推進計画を包含した、一体的な計画として策定しています。



社会福祉法（抜粋：地域福祉計画について）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法（抜粋：社会福祉協議会について）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋：重層的支援体制整備事業実施計画について）

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第1項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - 介護保険法第115条の45第2項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定することも家庭センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋：成年後見制度利用促進基本計画について)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋：再犯防止推進計画について)

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
行田市基本構想	基本構想 (令和5年度～令和8年度)				基本構想 (令和9年度～)			
行田市地域福祉推進計画 (行田市地域福祉計画・ 行田市地域福祉活動計画)	第3期		第4期(令和7年度～令和11年度) 以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定 行田市重層的支援体制整備事業実施計画 行田市成年後見制度利用促進基本計画 行田市再犯防止推進計画					第5期
行田市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期	第9期(令和6年度～ 令和8年度)			第10期(令和9年度～ 令和11年度)			第11期
行田市障がい者計画	第4期	第5期(令和6年度～令和11年度)						第6期
行田市子ども・子育て支援 事業計画	第2期							
行田市こども計画			(令和7年度～令和11年度) 行田市子ども・子育て支援事業計画を 一体的に策定					第2期

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

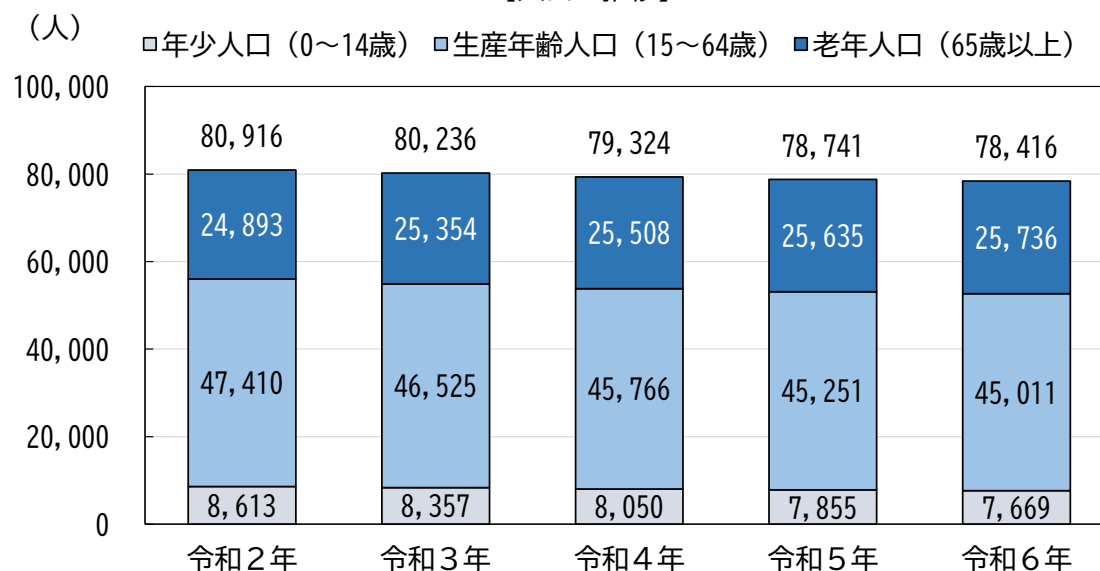
1 行田市の現状

(1) 人口・世帯の動向

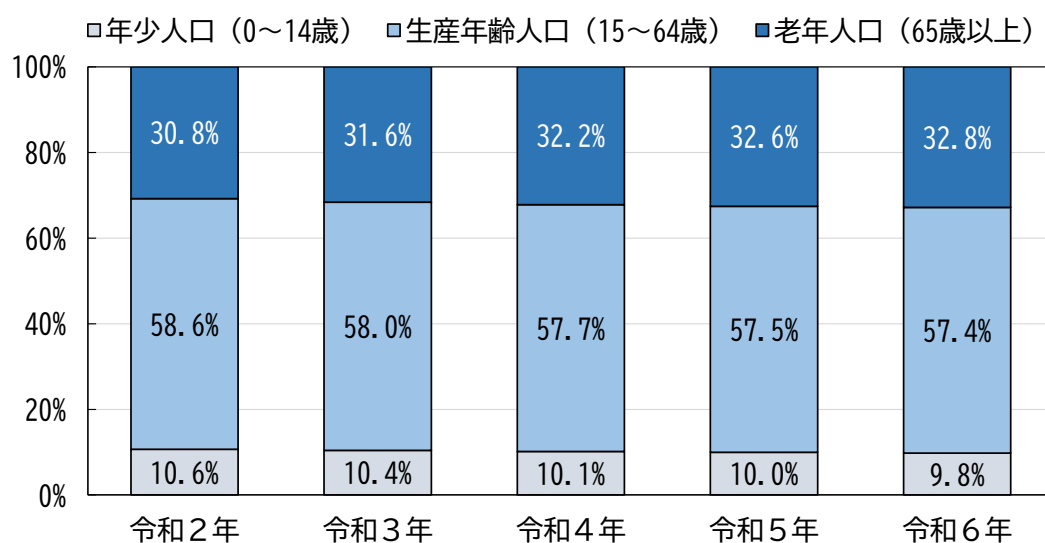
① 人口・年齢区分別人口の状況

行田市の人口は、令和2年の80,916人から令和6年には78,416人と減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口は減少していますが、65歳以上の老年人口は年々増加して、令和6年には25,736人、構成比は32.8%となり、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】



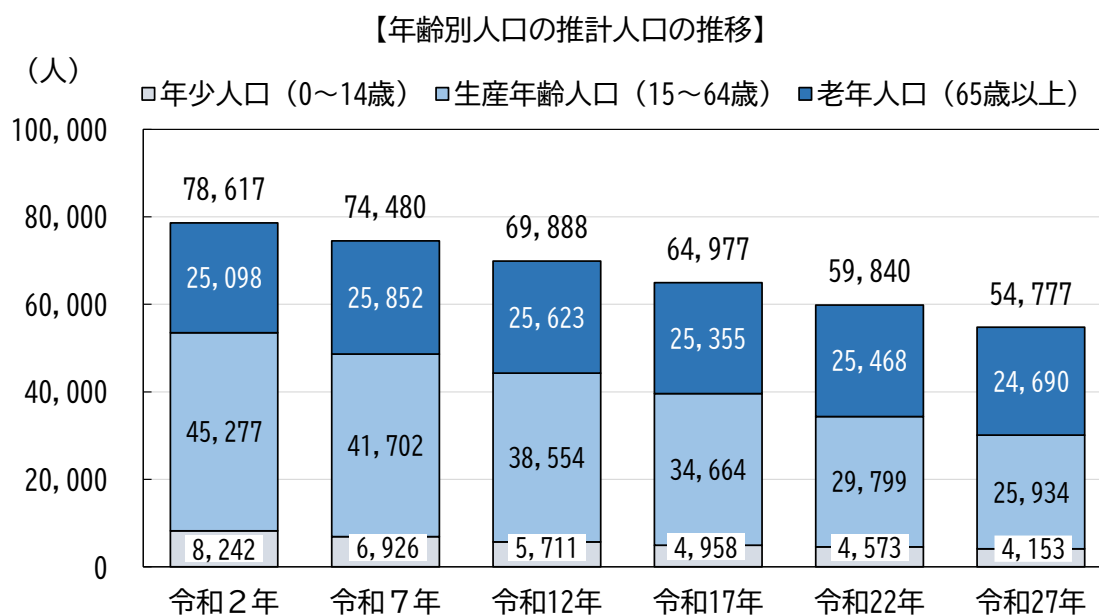
【年齢区分別人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

② 推計人口

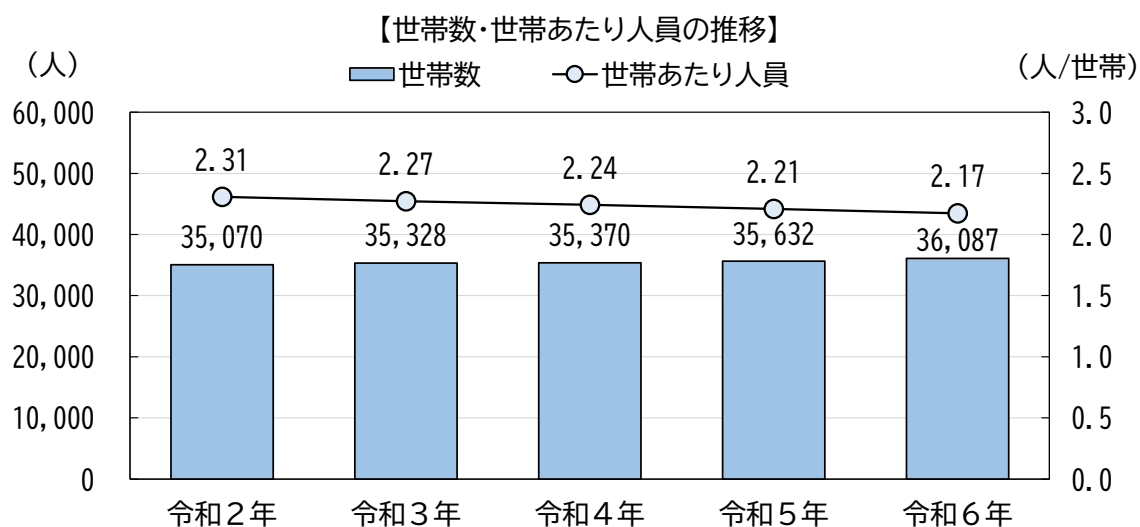
「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は、今後さらに減少し、令和12年には69,888人に減少、令和22年には総人口が6万人台を割り、高齢化率も4割を超えると予想されます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
※令和2年は国勢調査の実績値（年齢不詳を按分したもの）

③ 世帯数・世帯あたり人員の状況

世帯数は令和2年の35,070世帯から令和6年には36,087世帯に増加するとともに、世帯あたり人員は緩やかに減少し、令和6年には2.17人となっています。



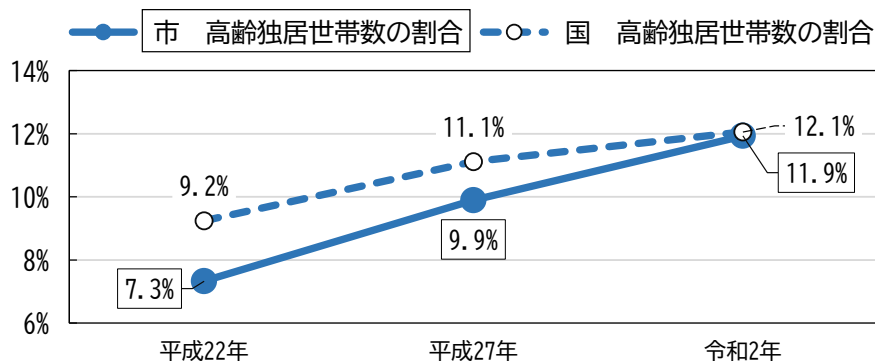
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

④ 高齢者のみの世帯の状況

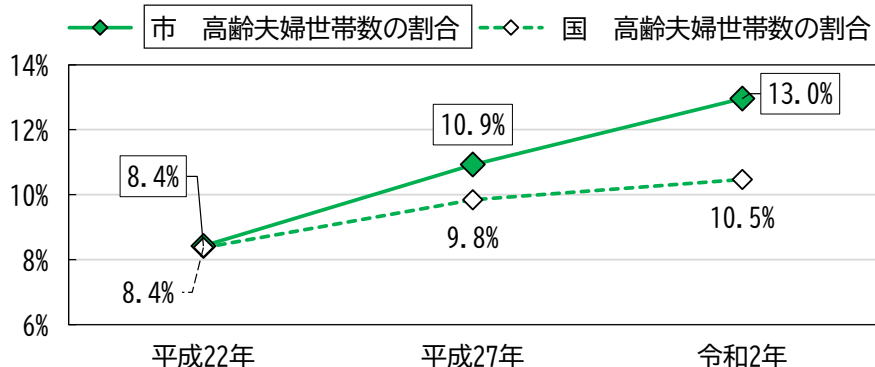
高齢独居世帯(65歳以上のひとり暮らし世帯)の割合と、高齢夫婦世帯(ともに65歳以上の夫婦のみの世帯と定義)の割合は、平成22年から令和2年に増加しています。

国と比較すると、高齢独居世帯の割合については、令和2年にほぼ等しくなっています。高齢夫婦世帯については、令和2年には国より2.5ポイント高くなっています。

【一般世帯数に対する高齢独居世帯数の割合の推移】



【一般世帯数に対する高齢夫婦世帯数の割合の推移】

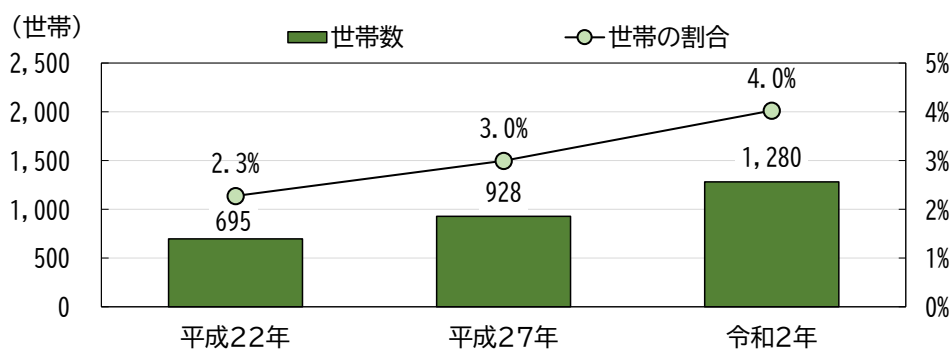


資料:国勢調査(各年10月1日)

⑤ 高齢の親と未婚の子の世帯の状況

高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる核家族世帯数は、平成22年の695世帯から令和2年の1,280世帯となっています。

【高齢の親と50歳以上の未婚の子からなる核家族世帯数の推移】

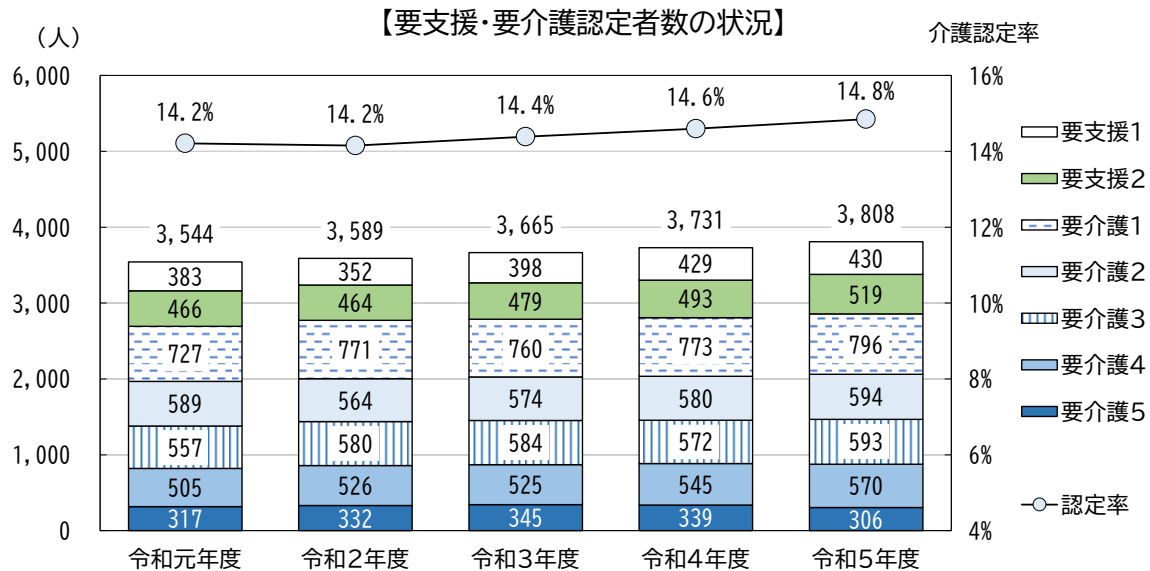


資料:国勢調査(各年10月1日)

(2) 福祉に関わる動向

① 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は徐々に増加しており、令和元年度と比較して、要介護5以外で増加しています。また、介護認定率は、微増傾向となっています。



資料：介護保険事業状況報告(各年度末)

※要支援：日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。1、2の2段階に分類される。

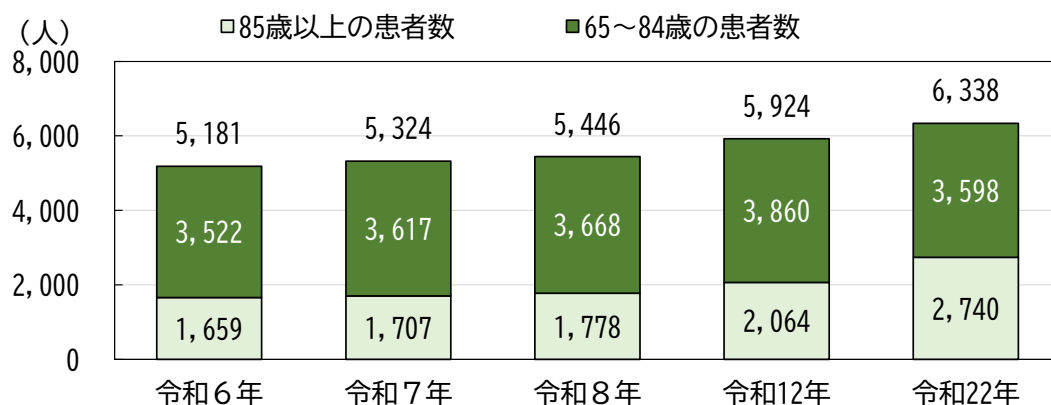
※要介護：日常生活上の基本的動作を自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。1～5の5段階に分類される。

※認定率：第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合。

② 認知症患者数の状況

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を参考に本市の65歳以上の認知症患者数を推計すると、令和6年には5,181人、令和12年には5,924人、令和22年には6,338人になると予測されます。

【認知症患者数の推計】



資料：令和6年3月行田市高齢者いきいき安心元気プラン

※住民基本台帳人口及び「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」のデータから推計)

③ 障がい者(児)の状況

令和5年度の障害者手帳交付状況をみると、身体障がい者は2,335人、知的障がい者は717人、精神障がい者は844人となっています。

令和元年度から令和5年度にかけて、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者や精神障がい者は増加しています。

【障害者手帳交付状況】

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	肢体不自由	1,279	1,240	1,192	1,158	1,105
	聴覚平衡障がい	213	208	212	211	218
	視覚障がい	164	169	163	155	150
	言語障がい	37	41	40	42	38
	内部障がい	821	837	850	834	824
	小計	2,514	2,495	2,457	2,400	2,335
療育手帳（知的障がい）		645	650	670	699	717
精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）		649	679	729	775	844
合計		3,808	3,824	3,856	3,874	3,896

資料：福祉課（各年度末）

障害者手帳所持者のお住まい（生活の場）は、全体では、「持ち家（一戸建て）」が最も多く、次いで、「民間借家（アパート、マンション、一戸建てなど）」となっています。

【障害者手帳所持者のお住まいの状況】

(単位：％)

	持ち家（一戸建て）	民間借家	福祉施設	ケアホーム	グループホーム	県営住宅	市営住宅	病院に入院中	持ち家（マンション）	公団・公社の賃貸住宅
全体(N=1840)	75.2	9.4	4.0	2.9	2.3	1.1	0.5	0.4		
身体障害者手帳(N=1305)	78.1	8.0	4.1	2.1	1.8	0.8	0.5	0.5		
療育手帳(N=330)	65.5	12.7	7.0	7.3	1.8	0.3	0.3	0.0		
精神障害者保健福祉手帳(N=452)	65.9	15.7	2.0	3.5	3.8	2.7	0.4	0.4		

※「その他」、無回答を除く

資料：令和6年3月第5期行田市障がい者計画

第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

現在、一緒に暮らしている人は、全体では、「妻・夫」が最も多く、次いで「母」「子ども」「父」「ひとり暮らし」が続きます。

【障害者手帳所持者の世帯状況】

(単位:%)

		ひとり暮らし	妻・夫	母	子ども	父	兄弟・姉妹	寮や施設の職員・仲間	子どもの妻・夫	孫	祖父母
全体(N=1840)		13.4	41.2	24.4	22.6	19.0	11.7	6.5	4.6	4.4	2.5
年齢	18歳未満(N=86)	1.2	1.2	89.5	2.3	79.1	70.9	1.2	1.2	1.2	19.8
	18～39歳(N=234)	3.8	5.6	80.8	3.8	66.7	34.2	6.8	0.9	0.4	9.4
	40～64歳(N=490)	16.1	30.2	32.9	18.4	23.3	11.4	9.0	0.8	0.8	0.8
	65歳以上(N=1011)	15.6	58.7	1.6	30.7	0.6	1.4	5.6	7.5	7.3	0.2
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	14.7	52.6	10.5	29.0	7.2	4.4	5.6	6.3	6.0	0.8
	療育手帳(N=330)	6.4	5.8	63.6	3.3	53.0	37.6	14.2	0.6	0.6	8.2
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.0	26.1	40.7	13.5	29.4	16.4	5.5	2.0	1.3	3.5

※「その他」、無回答を除く

資料: 令和6年3月第5期行田市障がい者計画

支援(介助)を主にしている方については、全体では「妻・夫」が最も多く、次いで「母」「子ども」「施設・寮などの職員」が続きます。また、年齢別では、年齢が上がるにつれ「妻・夫」、若い年齢ほど「母」の割合が高まります。

【障害者手帳所持者の介護者の状況】

(単位:%)

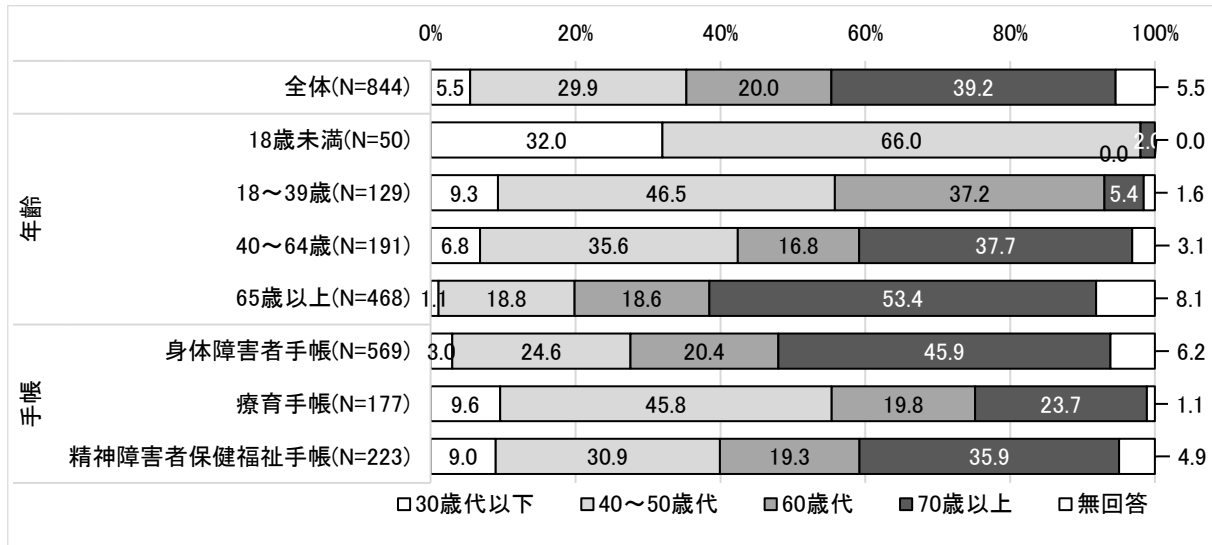
		妻・夫	母	子ども	施設・寮などの職員	兄弟・姉妹	ホームヘルパー
全体(N=1840)		19.1	13.3	8.2	6.9	2.6	2.1
年齢	18歳未満(N=86)	0.0	55.8	0.0	1.2	1.2	0.0
	18～39歳(N=234)	3.8	48.7	0.0	7.3	0.4	0.9
	40～64歳(N=490)	13.5	15.5	2.2	6.5	4.3	4.1
	65歳以上(N=1011)	27.2	0.4	13.6	7.3	2.4	1.6
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	23.8	4.1	11.0	6.7	2.3	2.0
	療育手帳(N=330)	3.3	40.9	2.4	13.3	3.6	1.5
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.3	21.9	4.4	5.3	4.0	2.9

※全体の上位6位まで。無回答を除く

資料: 令和6年3月第5期行田市障がい者計画

主に支援(介助)をしている方の年齢は、全体では「70歳代」が最も多く、次いで「50歳代」「60歳代」が続きます。

【障害者手帳所持者の介護者の年齢】



※主な支援者が家族の場合のみ
資料: 令和6年3月第5期行田市障がい者計画

④ 虐待件数の状況

虐待に関する相談・通報件数は、児童、障がい者、高齢者のいずれも令和5年度が最も多くなっています。

【児童虐待相談受付件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	187	159	83	141	221

資料: こども家庭センター(各年度末)

【障がい者虐待関連件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数	1	0	7	14	20
認定件数	1	0	0	0	0

資料: 県障害者支援課(行田市報告)(各年度末)

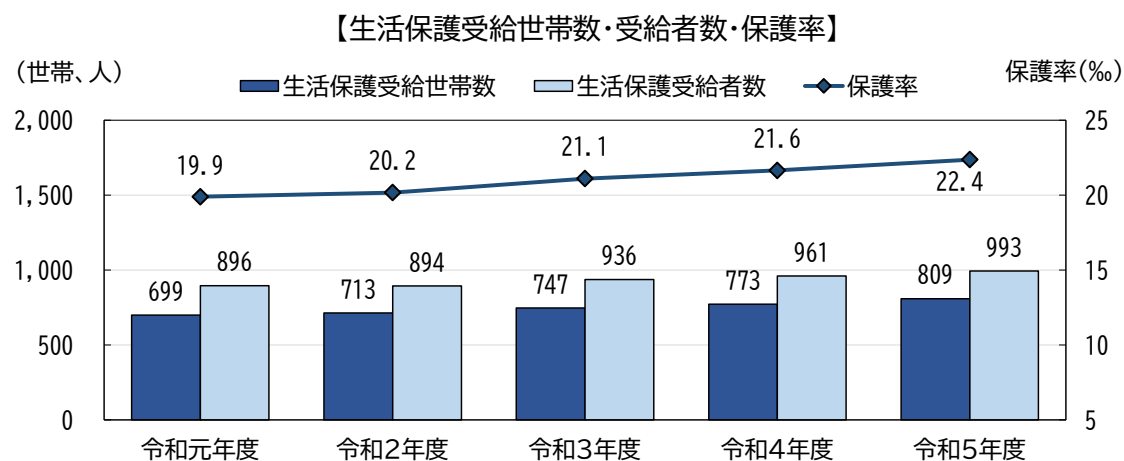
【高齢者虐待関連件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数	14	26	34	39	42
認定件数	3	9	14	17	10

資料: 高齢者福祉課(各年度末)

⑤ 生活保護の状況

保護世帯数は徐々に増加しており、令和5年度は809世帯、人数は993人となっています。扶助の内訳をみると、教育扶助以外がすべて増加していますが、介護扶助の増加の割合が多くなっています。



※ % (パーセント) は、1000分の1を1とする単位

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
扶助別 内容 (件)	生活扶助	796	798	836	865	868
	住宅扶助	725	725	757	798	806
	教育扶助	52	52	47	45	39
	医療扶助	710	710	745	752	857
	介護扶助	163	170	169	177	215
	その他	38	57	44	33	54

資料：福祉課(各年度末)

⑥ 生活困窮の状況

生活困窮者自立支援制度の利用は、新型コロナウイルスが拡大した令和2年度に新規相談件数、支援回数が増加し、令和5年度には減少しています。

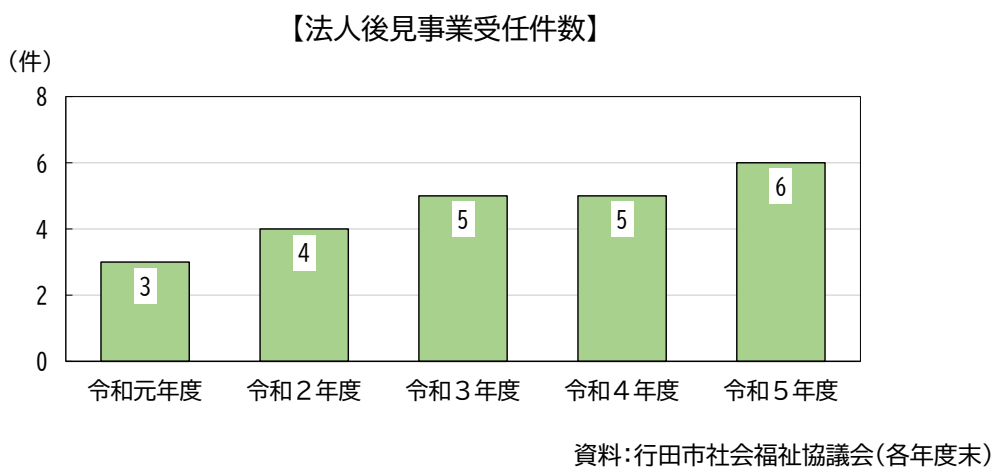
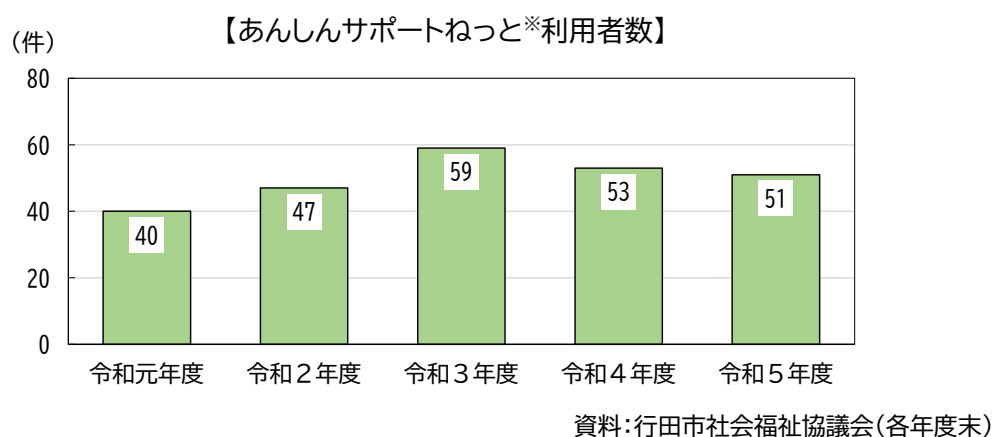
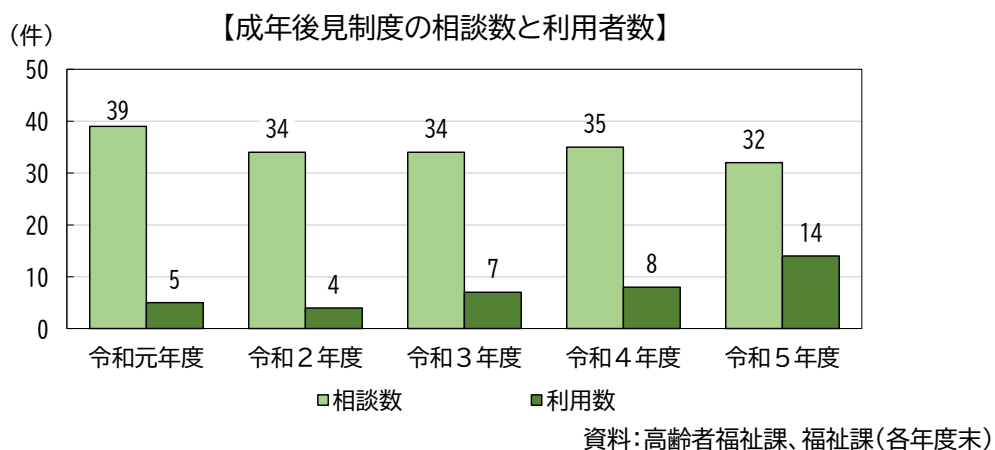
【生活困窮者自立支援制度相談状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談件数(件)	38	240	462	88	72
延べ支援回数(回)	958	1865	1927	1349	876

資料：行田市社会福祉協議会(各年度末)

⑦ 成年後見制度の利用の状況

成年後見制度の相談数は減少傾向ですが、利用数は令和5年度に増加しています。
あんしんサポートねっとは、令和3年度まで増加し、令和4年度以降、横ばいです。
また、法人後見事業の受任者数は、徐々に増加しています。



※あんしんサポートねっと:判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。

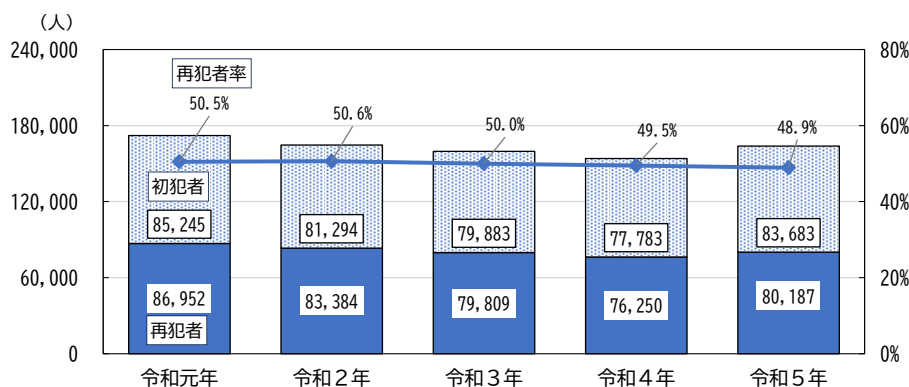
⑧ 再犯者数の状況

全国の初犯者数、再犯者数は、令和元年から令和4年にかけて減少し、令和5年に増加しています。再犯者率は、令和元年から令和5年にかけてほぼ横ばいで推移しています。

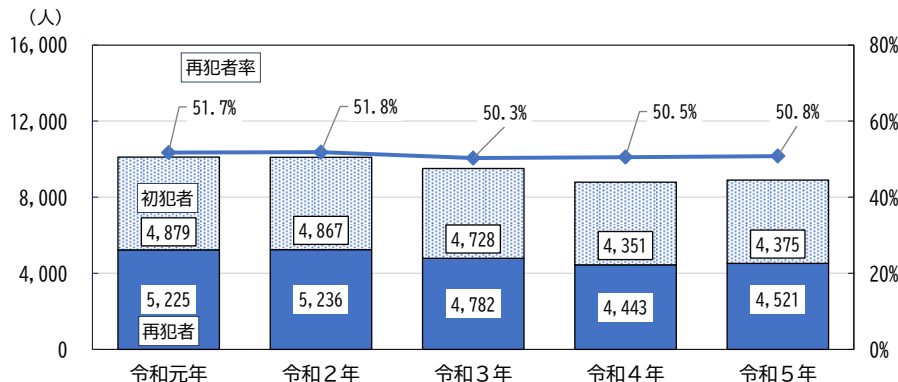
埼玉県の初犯者数、再犯者数は、令和元年から令和4年にかけて減少傾向となっており、令和5年に増加しています。再犯者率は、令和元年から令和5年にかけてほぼ横ばいで推移しています。

本市の初犯者数、再犯者数、再犯者率は、令和4年を除き、令和元年から令和5年にかけて増減しながら、おおむね変化がなく、令和4年に初犯者数が増加して再犯者数が減少し、再犯者率が減少しています。

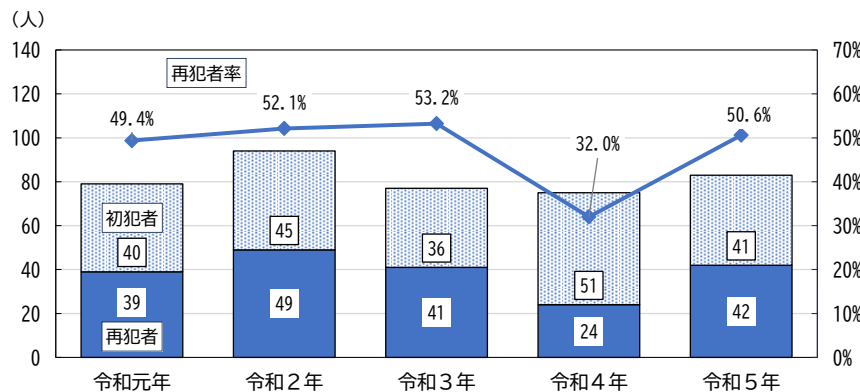
【全国の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)】



【埼玉県の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)】



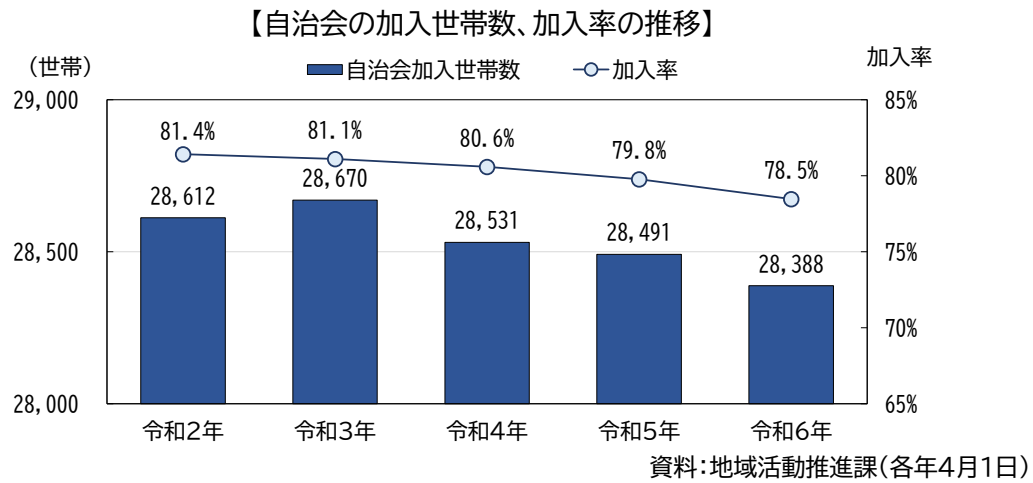
【行田警察署管内の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)】



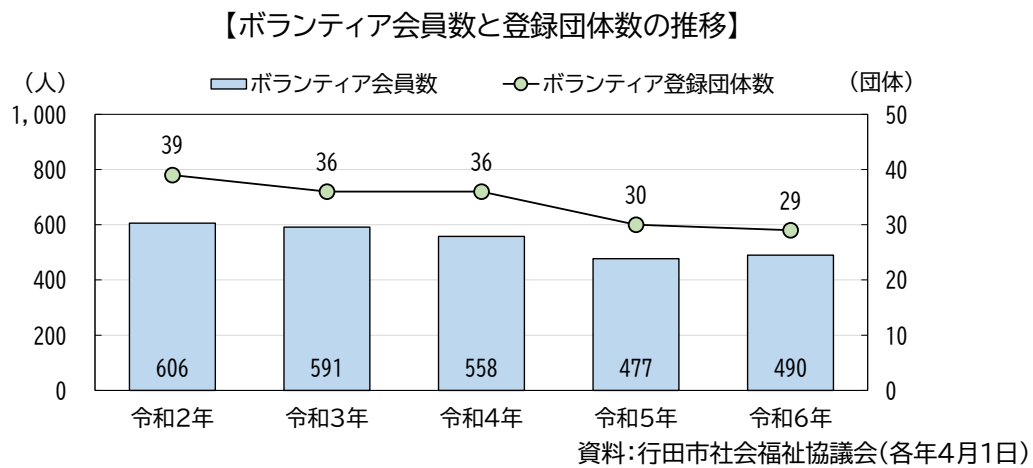
資料:東京矯正管区(各年12月末)

⑨ 地域コミュニティの状況

自治会の加入率は徐々に減少しており、令和6年には78.5%となっています。



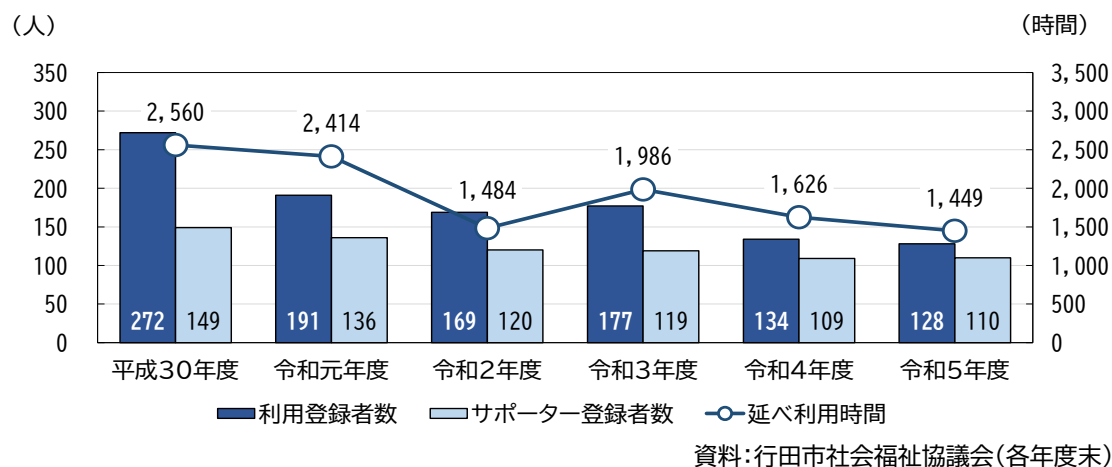
ボランティアの会員数は令和2年から5年まで減少し、令和6年に増加しています。ボランティア登録団体数は減少傾向となっています。



第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

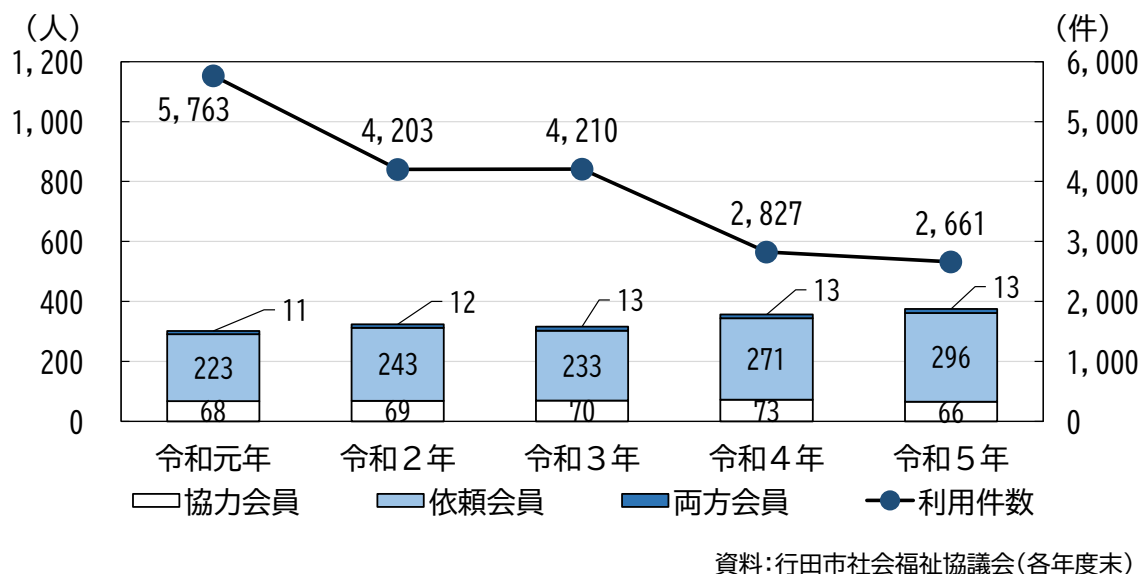
いきいき・元気サポート制度※の利用登録者数、サポーター※登録者数は減少傾向となっています。また、延べ利用時間も減少傾向となっています。

【いきいき・元気サポート制度の利用登録者数、サポーター登録者数、利用時間の推移】



ファミリー・サポート・センター※の依頼会員数は、増加しています。一方、協力会員数は伸びず、また、利用件数は減少しています。

【ファミリー・サポート・センター会員数と利用件数の推移】



※いきいき・元気サポーター：高齢者や障がい者等の日常生活における困りごとに対し、見守りや生活援助、買い物支援などの支援を行う有償ボランティア。

※ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

●統計結果の比率は、全体数を基数(n)として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、各統計数の合計が100%にならない場合があります。

(3) 第3期計画における取組の状況

本市における地域福祉の進行状況は、地域福祉推進計画評価委員会により取組状況を把握し、委員の意見をいただきながら管理しています。

令和2年4月から推進してきた第3期計画における事業の進行状況は、以下のとおりです。

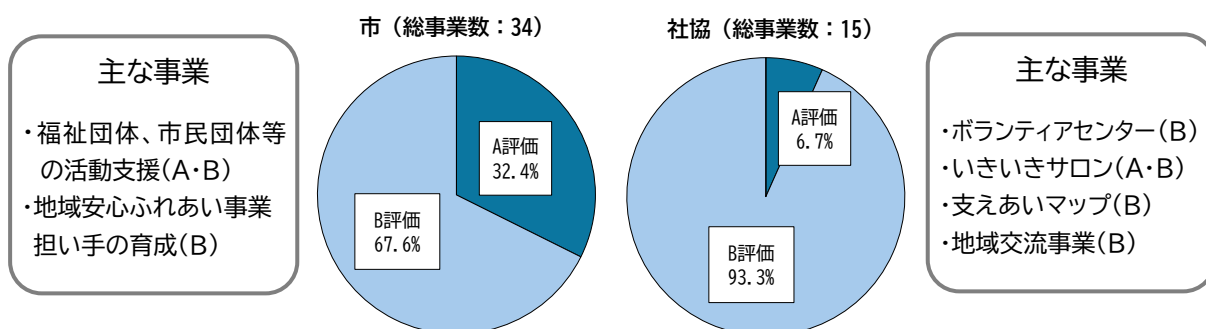
【施策の進捗状況(令和5年度)】

評価基準：A 事業を実施し順調に推移している又は事業が完了している

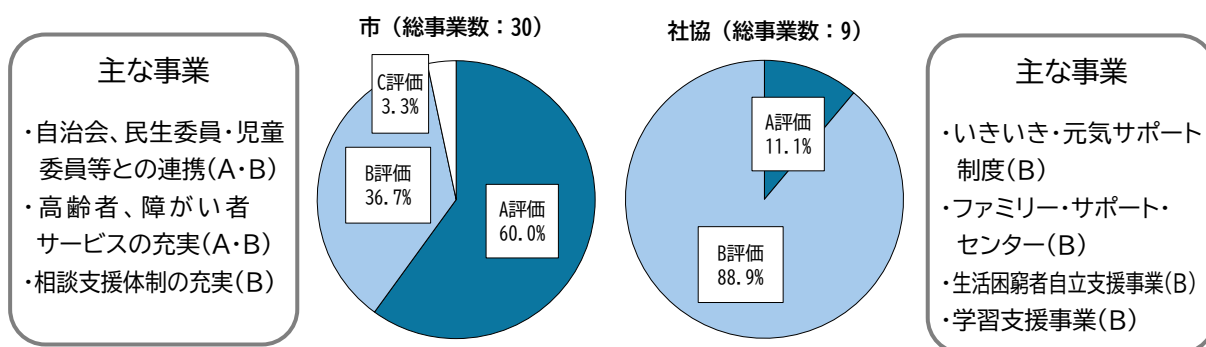
B 事業に着手しているが、取組としては不十分

C 未着手

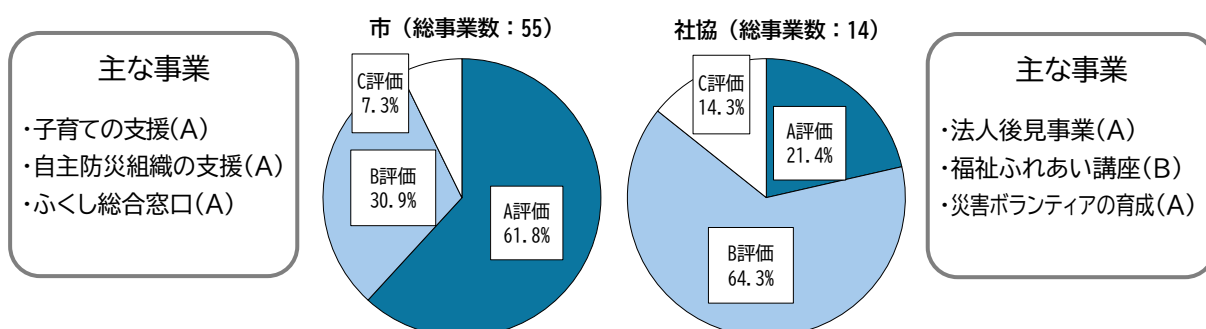
基本目標1 地域のつながりを大切にする支えあいのまちづくり



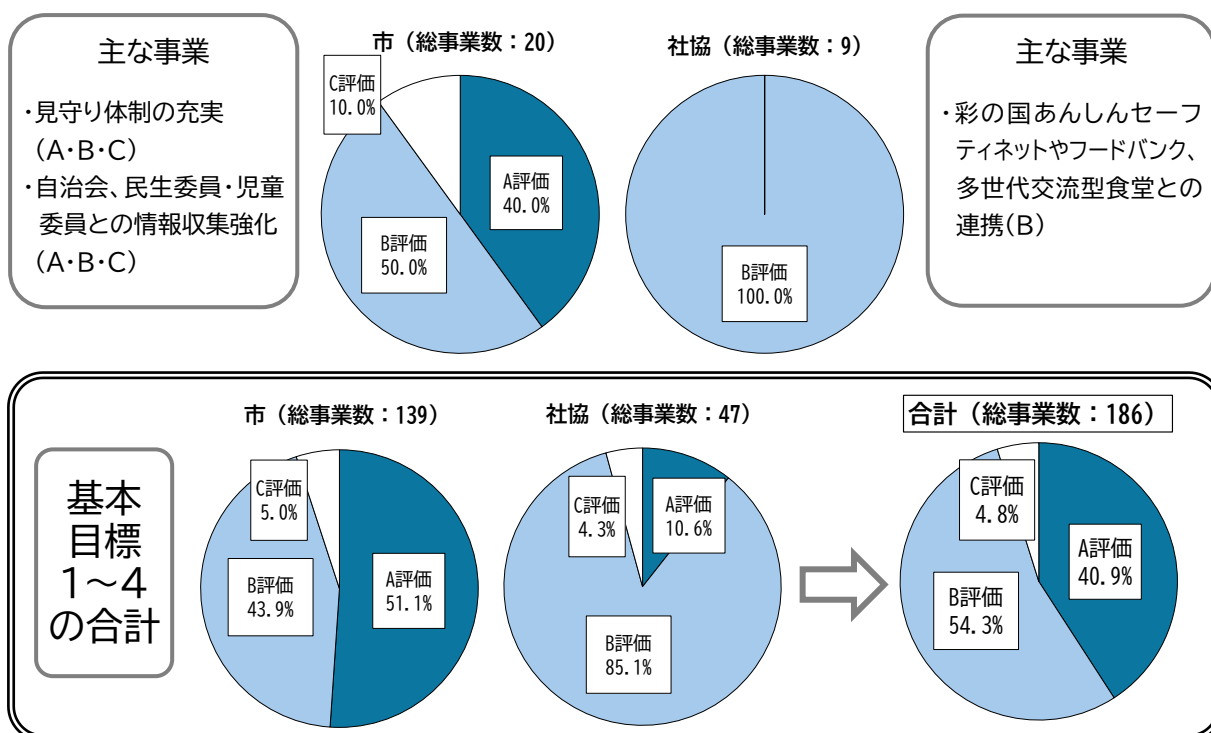
基本目標2 様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり



基本目標3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり



基本目標4 地域のネットワークをいかしたまちづくり



【今後の課題について】

(1) コロナ禍の影響もあり、計画全体として、「事業に着手しているが、取組としては不十分」(B評価)が「計画どおり進んでいる施策」(A評価)を超えている状況です。また、「未着手」(C評価)だった項目としては、以下があり、今後、取組を着実に実施することが求められます。

- ➡ 「障がい者福祉サービスの充実としての専門的な相談員の配置(市)」
- 「権利擁護に関わる新たなサービスの検討(社協)」
- 「成年後見センターの設置検討(社協、市)」
- 「避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定(市)」
- 「福祉避難所の協定を結ぶ施設との訓練の実施(市)」
- 「個人情報保護についての広報紙やホームページでの啓発(市)」
- 「関係機関と連携した支援や見守り(市)」
- 「市内で訪問活動を行っている事業所との情報交換の実施(市)」

(2) 第3期計画の評価を行った地域福祉推進計画評価委員会では、今後の課題として以下の意見が示されました。

- 断らない相談支援体制について
複雑化・複合化した相談の増加に対応できるよう、職員の能力向上のための研修の充実。
- 権利擁護について
予想される認知症高齢者の増加に対応するために、権利擁護の体制の整備、市民への意識づけ、次期地域福祉推進計画における成年後見制度利用促進基本計画の策定。
- 移動販売について
安否確認も兼ねて拡充するとともに、現実な範囲での改良を検討してほしい。
- デマンドタクシーについて
利用できないことがあるので、改善をしてほしい。
- その他
認知症の疑いのある方や犯罪防止のためにも、近所のつながりの環境づくりをしてほしい。

2 地域福祉に関わる市民の声

「地域福祉推進計画」の策定にあたり、広く市民の皆さんから地域福祉に関する意見を聞き、計画の基礎資料とさせていただくため、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査（市民、民生委員・児童委員、事業者）、ささえあいミーティングでの話し合い、関係団体へのヒアリング、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

(1) アンケート調査（市民、民生委員・児童委員、福祉関係事業所等）結果

① アンケート調査概要

地域福祉活動等に関する市民の意識を把握し、市の地域福祉の推進に活用するとともに、各種計画や施策等の基礎資料とするため、アンケート調査を令和6年1月から3月に実施しました。

回収状況は以下のとおりとなっています。

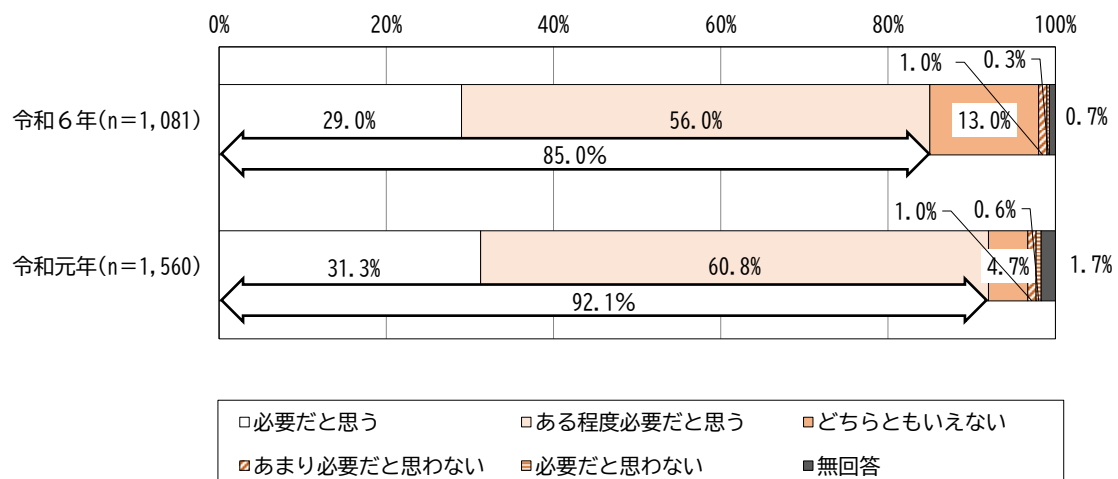
アンケートの対象	配布数	回収数	回収率
行田市在住の18歳以上の方（無作為抽出）	2,500名	1,081名	43.2%
民生委員・児童委員	150名	146名	97.3%
福祉関係事業者等	112事業者	41事業者	36.6%

② アンケート結果

■地域住民の支え合いや助け合いの必要性（市民調査）

地域住民の支え合いの必要性については、「ある程度必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』が85.0%となっています。令和元年の『必要だと思う』と比較すると、7.1ポイント減少しています。

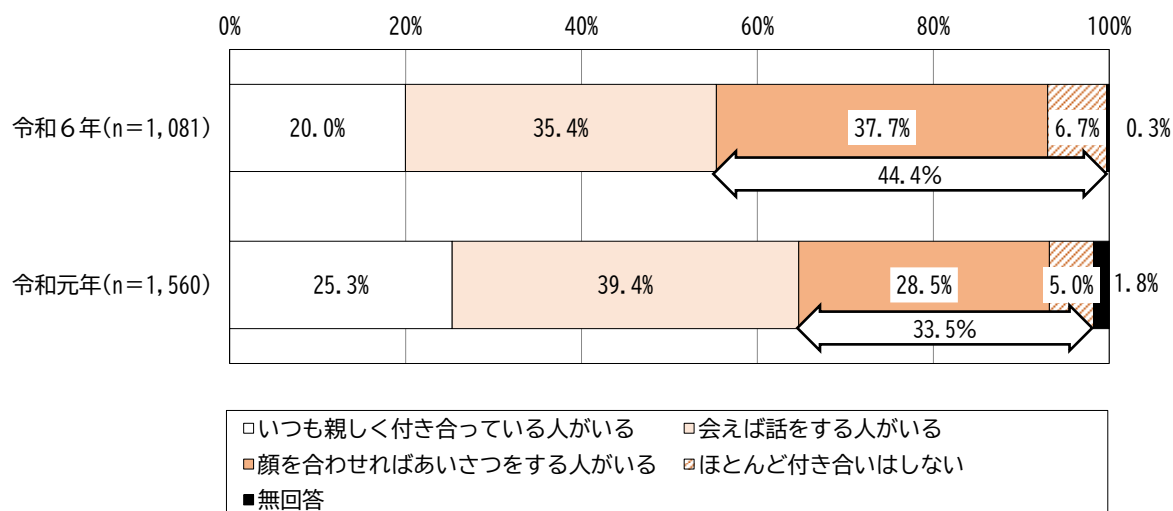
一方、「必要だと思わない」と「あまり必要だと思わない」を合わせた『必要だと思わない』は、1.3%となっています。



■近隣の方との付き合い(市民調査)

近隣との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする人がいる」が最も多く37.7%、次いで「会えば話をする人がいる」が35.4%、「いつも親しく付き合っている人がいる」が20.0%、「ほとんど付き合いはしない」が6.7%となっています。

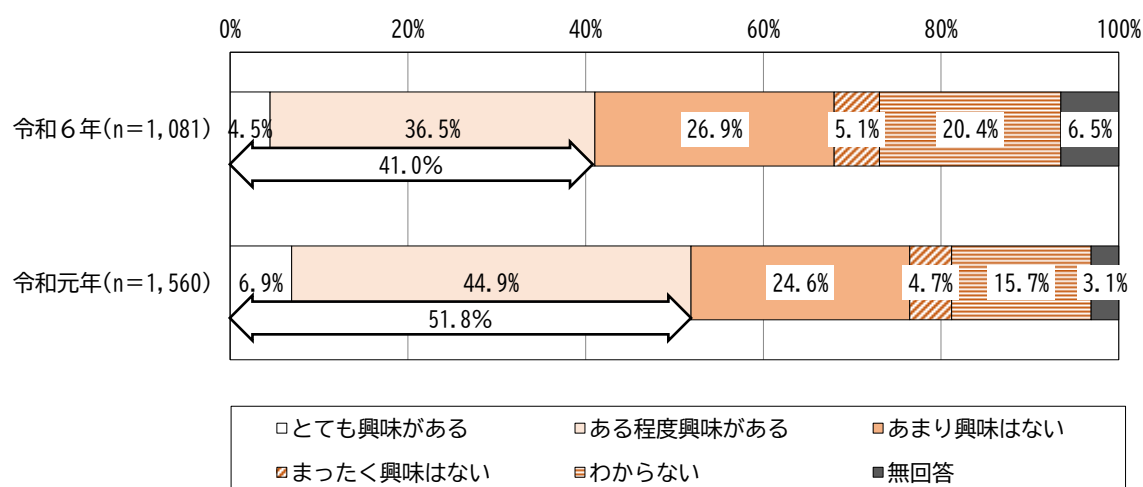
令和元年度と比較すると、「顔を合わせればあいさつをする人がいる」と「ほとんど付き合いはしない」を合わせた割合は、10.9ポイント増加しています。



■福祉に関わるボランティア活動や地域の助け合い活動への関心(市民調査)

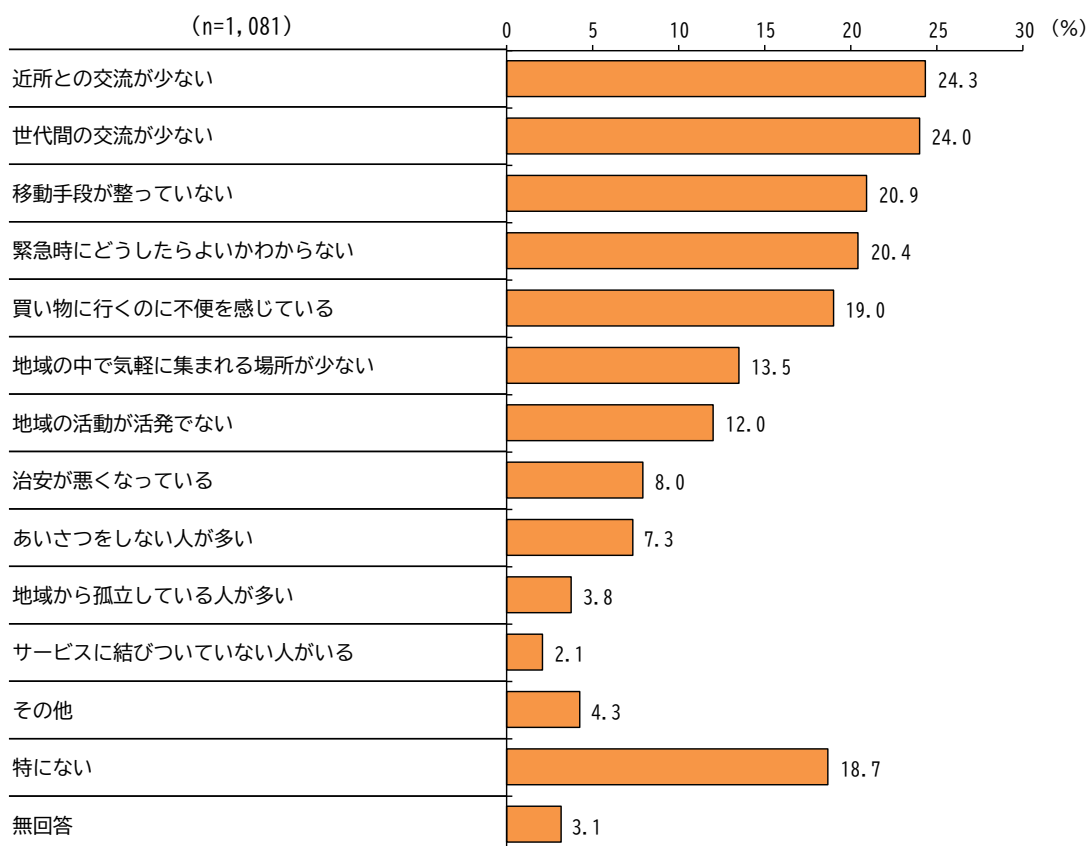
高齢者・傷病者・障がい者の介護など福祉に関わるボランティア活動や地域の助け合い活動への関心をみると、「ある程度興味がある」が最も多く36.5%、次いで「あまり興味はない」が26.9%、「わからない」が20.4%となっています。

令和元年度と比較すると、「とても興味がある」と「ある程度興味がある」を合わせた『興味がある』は、10.8ポイント減少しています。



■地域で課題と感じていること(市民調査:複数回答)

地域で課題と感じていることは、「近所との交流が少ない」が最も多く24.3%、次いで「世代間の交流が少ない」が24.0%、「移動手段が整っていない」が20.9%、「緊急時にどうしたらよいかわからない」が20.4%となっています。

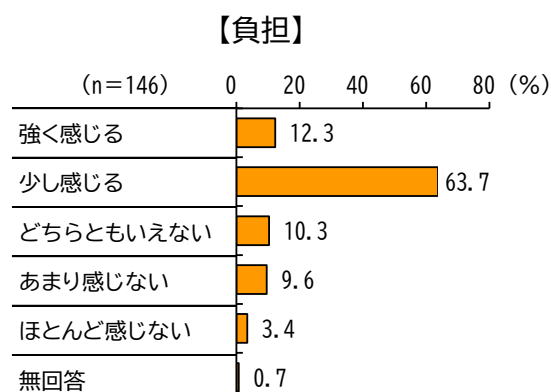
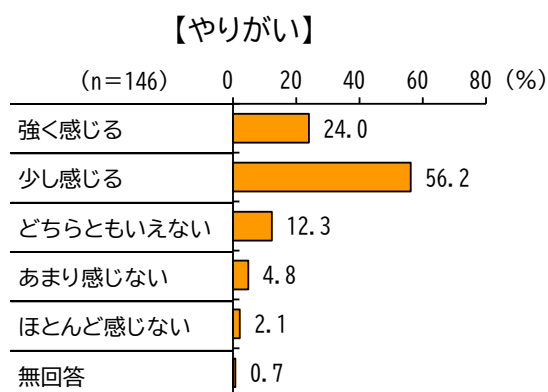


■民生委員の活動について(民生委員・児童委員調査)

民生委員の活動にやりがいを感じるかについては、「少し感じる」と「強く感じる」を合わせた『やりがいを感じる』の割合は80.2%と、約8割を占めています。

民生委員の活動の負担については、「少し感じる」が最も多く63.7%となっており、「強く感じる」と「少し感じる」を合わせた『負担を感じる』は、76.0%と約4分の3を占めています。

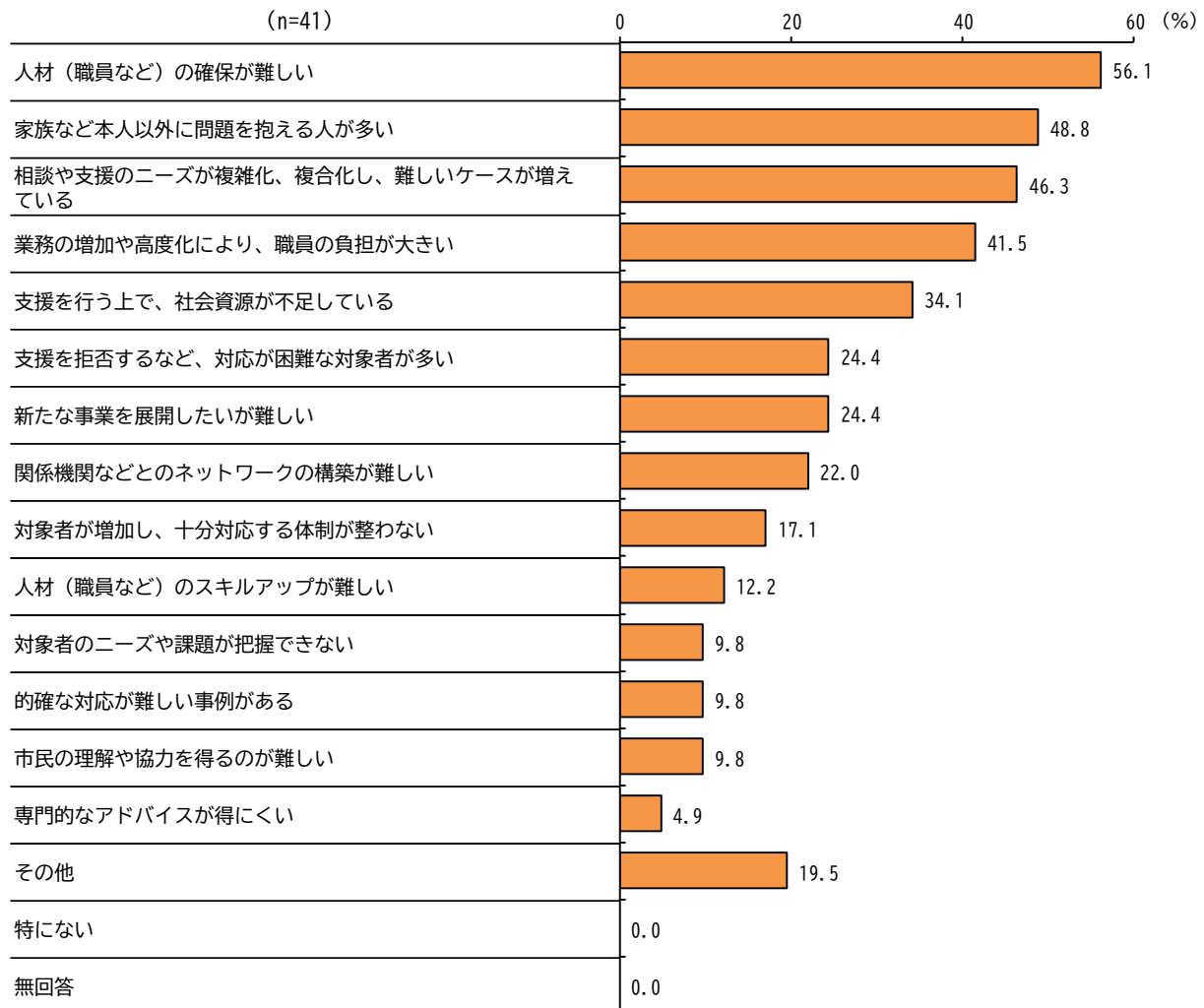
やりがいを感じる一方で、負担感もある状況となっています。



第2章 地域福祉を取り巻く行田市の現状と課題

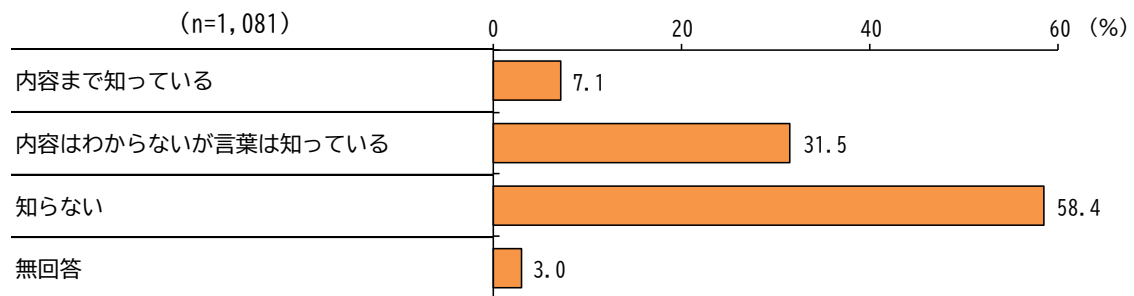
■事業者が行田市内で運営・活動する上での課題(福祉関連事業所等調査:複数回答)

事業者が行田市内で運営・活動する上での課題については、「人材(職員など)の確保が難しい」が最も多く56.1%、次いで「家族など本人以外に問題を抱える人が多い」が48.8%、「相談や支援のニーズが複雑化、複合化し、難しいケースが増えている」が46.3%となっています。



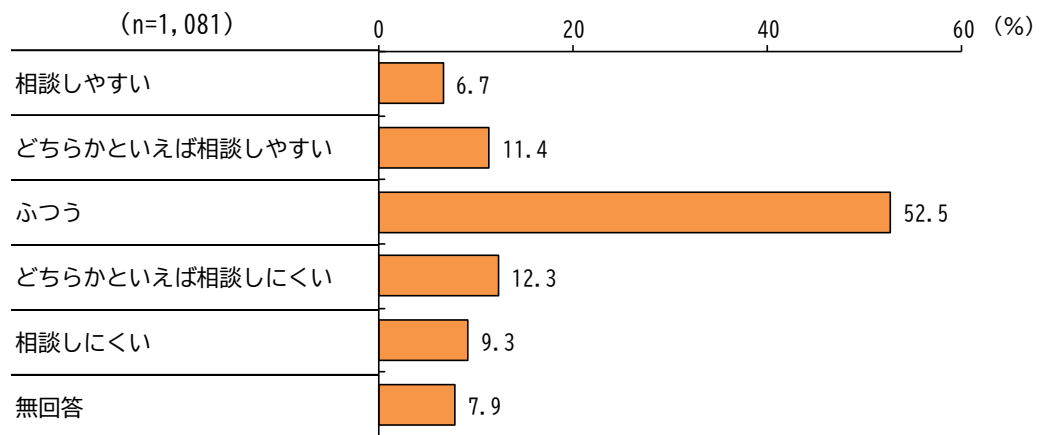
■地域共生社会の認知度(市民調査)

地域共生社会については、「知らない」が最も多く58.4%、次いで「内容はわからないが言葉は知っている」が31.5%、「内容まで知っている」が7.1%となっています。



■各種の相談先等の相談しやすさ及びしにくい理由(市民調査)

地域での困りごとや問題を行政が運営する各種の相談先等に相談のしやすさは、「ふつう」が最も多く52.5%となっています。

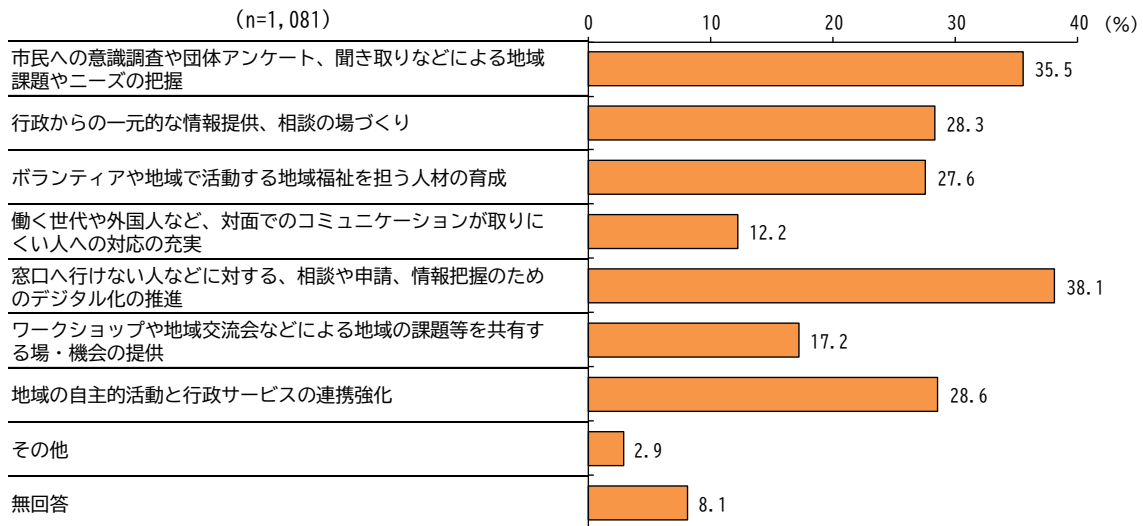


「どちらかといえば相談しにくい」「相談しにくい」の回答者の相談しにくい理由は、「どこに(誰に)相談すればいいかわからない、相談先を知らない」が最も多くなっています。

内容	件数
どこに(誰に)相談すればいいかわからない、相談先を知らない	42
相談しても意味がない、相談対応が悪い	28
個人的な悩みを知られたくない、相談することに気が引ける	26
相談することがない、自分で解決するので必要がない	12
土日や時間外などの対応がないため	7
相談に行く時間がない	3
相談先までの交通手段がない	3
その他	12
合計	133

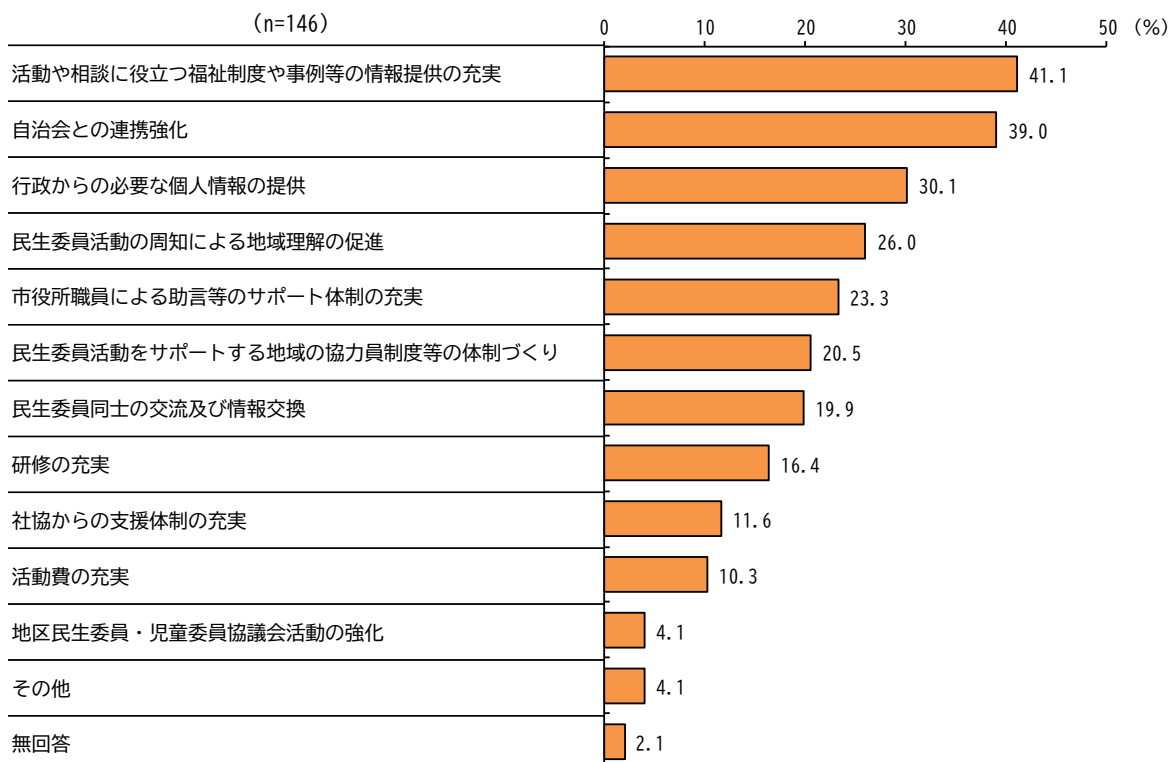
■地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと(市民調査:複数回答)

地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、どのようなことが重要と考えるかについては、「窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進」が最も多く38.1%、次いで「市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握」が35.5%、「地域の自主的活動と行政サービスの連携強化」が28.6%となっています。



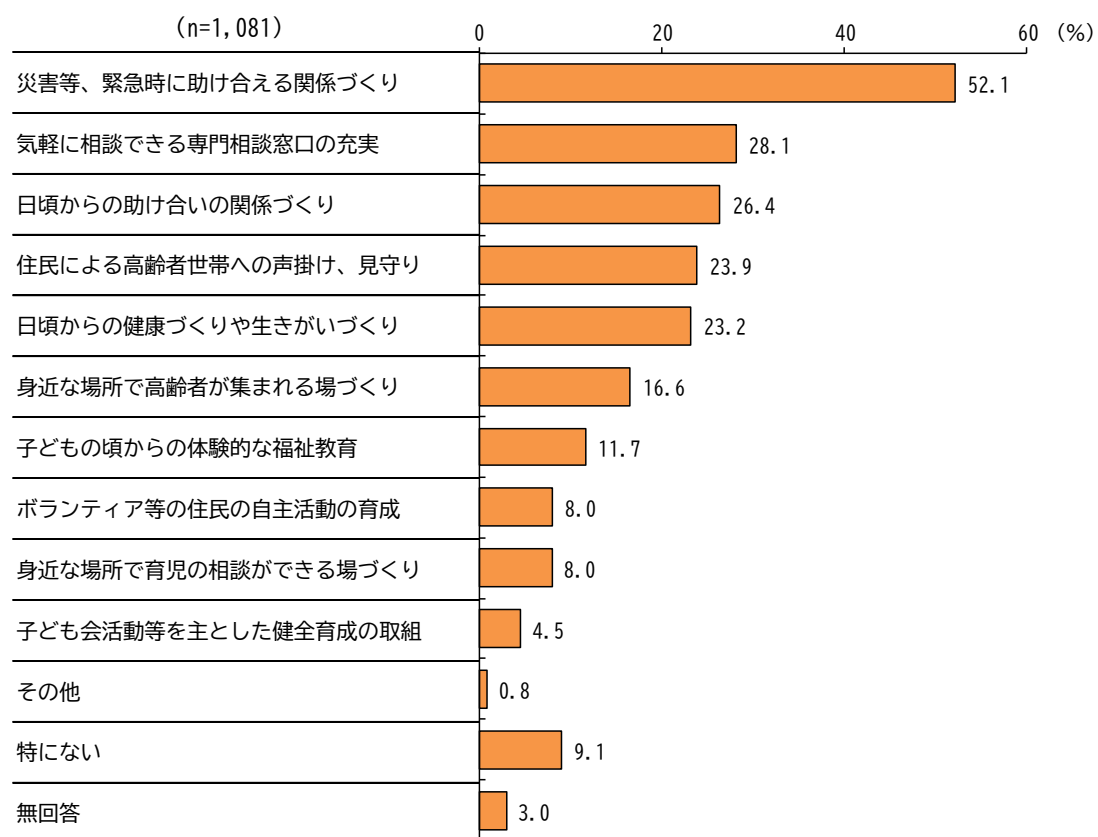
■民生委員の活動をしやすいするために必要なこと(民生委員・児童委員調査:複数回答)

民生委員の活動をしやすいために必要なことについては、「活動や相談に役立つ福祉制度や事例等の情報提供の充実」が最も多く41.1%、次いで「自治会との連携強化」が39.0%、「行政からの必要な個人情報の提供」が30.1%となっています。



■今後地域に望むこと(市民調査:複数回答)

今後地域に望むことについては、「災害等、緊急時に助け合える関係づくり」が最も多く52.1%、次いで「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」が28.1%、「日頃からの助け合いの関係づくり」が26.4%となっています。



●調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数(n)として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、各回答等の合計が100%にならない場合があります。

(2) ささえあいミーティング結果

① ささえあいミーティングの目的

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進組織として位置づけられており、その使命・役割は「住民主体」の原則を基に、地域の生活課題を顕在化・共有化し、その課題解決を住民と共に図っていくことにあります。こうした中で、社会福祉協議会がその使命を果たすために必要な大きな羅針盤ともいえるものが「地域福祉活動計画」です。

計画の策定は、「住民主体」で地域福祉を推進していくという根幹をなす極めて重要な取組であるといえ、計画策定を通して住民の福祉活動を支援していくことが社会福祉協議会の役割です。現在行田市社会福祉協議会では、第4期行田市地域福祉活動計画策定に向け、行田市との協働により取り組んでいます。

「地域福祉活動計画」は、住民の住み慣れた地域での生活ニーズ・福祉課題を基本として策定されるものです。ニーズ把握と言えはアンケート調査が一般的と考えられますが、それだけでは支援を必要としている住民・当事者の生活ニーズ・福祉課題は見えてきません。そこで地域住民同士の顔の見える話し合う場が必要となり、地域の福祉課題を発見・共有することを目的とした「ささえあいミーティング」を開催しました。

② ささえあいミーティングの開催概要

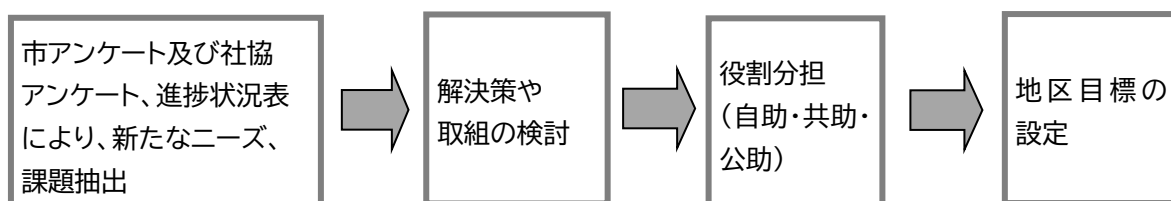
- 1) 実施日 令和6年6月16日(日)～9月29日(日)
- 2) 実施会場 各地域公民館他
- 3) 参加者 自治会長を含む各自治会3名程度
(地域包括支援センター相談協力員、子ども会役員など地域活動実践者等)
民生委員・児童委員
- 4) 参加人数 延べ571名 ※埼玉地区は9回開催

	地区名	開催日	会場	自治会数	参加者
1	忍	8月18日	忍・行田公民館	16	32
2	行田	8月25日	商工センター	7	15
3	佐間	9月21日	佐間公民館	9	25
4	持田	8月25日	持田公民館	20	41
5	星河	8月31日	星河公民館	17	34
6	長野	9月8日	長野公民館	20	53
7	荒木	9月28日	荒木公民館	11	24
8	須加	7月6日	須加公民館	12	26
9	北河原	7月27日	北河原公民館	8	7
10	埼玉	6月16日～9月29日	各会場	17	182
11	星宮	7月26日	星宮公民館	5	15
12	太井	9月7日	太井公民館	10	41
13	下忍	9月14日	下忍公民館	5	22
14	太田	9月1日	太田公民館	15	35
15	南河原	9月15日	南河原公民館	8	19
合計				180	571

③ ささえあいミーティングの内容

「ささえあいミーティング」は、ワークショップ※の手法を用い、自由な意見を語ってもらう場であり、同じ地区に暮らす住民同士が地域の将来像や夢を語り合い、地域の生活ニーズ・福祉課題に気づき、共有を図る場となります。そして、住民が抱く生活ニーズや福祉課題を引き出し、出された意見が「個別のものなのか」「普遍性を持つものなのか」「地域性を持つものなのか」「すぐに対応が可能なのか」「十分な検討が必要なのか」、あるいは、行政、社会福祉協議会、ボランティア、地域(地区)など、「誰を主体にして対応していくのか」など、多様な視点で整理・分析し、地域の課題解決に向けた手立てや方向性を考える材料となります。

④ ささえあいミーティングのすすめ方



※ワークショップ:様々な立場の人が自ら参加して、地域の課題を解決しようとする場合によく用いられます。ワークショップ(workshop)という英語の本来の意味は、「工房」「作業所」など、共同で何かをつくる場所を意味しています。

ワークショップの効果として期待されているものとして、参加者同士の体験共有、意見表出(ブレインストーミング)、創造表現、意見集約、その他のコミュニケーションを深めること等があります。また、ワークショップにおいては、意見を出し合い、まとめていく過程が重要だということをおさえておく必要があります。

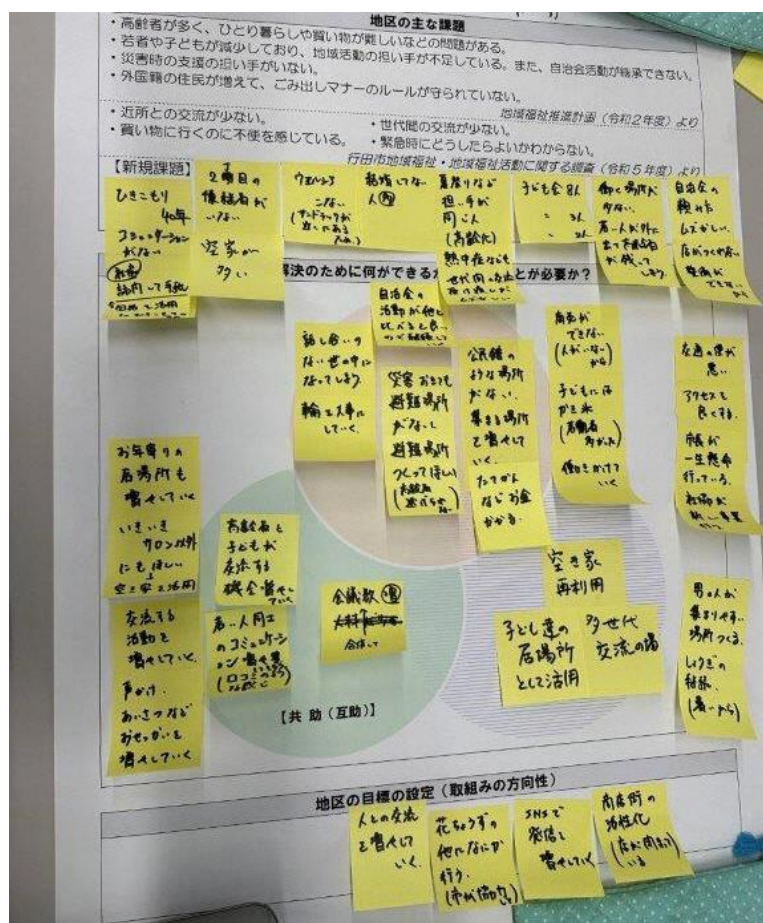
⑤ 市全体における主な課題と解決のための取組

15地区で行われた「ささえあいミーティング」に参加された市民の皆さんから、多く挙げられていた共通する課題と、それらを解決するための取組をまとめると以下になります。

地域の主な課題	解決するための取組(できること)
住民同士の交流や若い世代との世代間の交流の場が少ない。	声掛けやあいさつに加えて会話を心がけていく。また様々な世代が参加できるイベントを開催し、移動販売停留場所を活用した交流の場づくりを進めていく。
地域活動の担い手不足	防災活動など若い世代が参加しやすいイベントを増やし、地域活動の担い手として育成していく。
地域の情報が共有できず、災害時の対応や避難行動に不安を感じている。	支えあいマップ等を活用して、地域の情報を整理し、防災や防犯の取組を強化していく。
買い物や通院に不便を感じている。	乗り合いで買い物に行くなど助け合いを進めていく。

※各地区の内容については、第5章(p.95～p.110)に掲載しています。

【グループワークの一例】



(3) 関係団体ヒアリング調査結果

① 関係団体ヒアリング調査概要

事業所や支援機関が地域住民を支援する上で、地域の課題、ニーズ等を把握・整理し、より詳細に実態を把握するため、アンケート調査を行った事業所や支援機関の中から、複数の事業所に訪問の上、ヒアリング調査を令和6年3月に実施しました。

1) 調査内容

- ① 最近増えている福祉課題
- ② 地域への期待、方向性
- ③ 行政に求めること
- ④ どのような地域になってほしいか

2) 調査の方法

事前に質問事項をまとめたヒアリングシートを配布し、対面式による聞き取り調査を実施。

3) ヒアリング実施団体

	団 体 名	分 野
1	NPO法人子育てネット行田	子ども
2	行田子ども居場所ネットワーク	子ども
3	行田市障がい者ネットワーク	障がい
4	北埼玉障がい者基幹相談支援センター	障がい(相談支援機関)
5	行田市機能強化型地域包括支援センター緑風苑	高齢者(相談支援機関)
6	行田ケアマネ連絡会	高齢者
7	NPO法人にりん舎	ひきこもり
8	行田市自立相談支援センター	生活困窮
9	行田地区保護司会	更生保護・再犯防止

② 調査結果まとめ

1) 最近増えている福祉課題

課題は、「団体としての課題」と、「地域自体における課題」とに分かれます。

まず、団体としての課題では、福祉ニーズが増える一方で、相談員が不足していることや保護司が定員を満たしていないなど、人材確保が課題となっていることが示されています。

また、地域自体における課題では、コロナ禍を経て慢性的な困窮世帯の存在がこれまでより浮き彫りになるほか、身寄りがない方の増加や地域の近所づきあいの希薄化により単身者やひきこもり世帯などの地域での孤立が進んでいることなどが言及されています。

このことから、多様化する福祉ニーズに対し、限られた人材で効果的に対応できるようにするため、関係機関が連携して支援にあたる体制づくりを進めるとともに、地域の担い手、各機関の人材確保に向けた施策を進めます。

また、様々な福祉ニーズを抱えた市民が、より相談しやすく、受け止められるような体制づくりを地域、関係機関とともに、より一層進めます。

子ども分野

- ・子どもは、「遊び」で学ぶことがたくさんあるのに、遊びが足りていない。
- ・気軽に行ける公園、設備が整った児童館がなかったり、屋内施設、屋内で遊べる場所がない。

障がい分野

- ・障がいの一層の理解が必要。障がいを知らないから差別が生まれる。
- ・障がい児の預け先や医療的ケア児の受け入れ先が近隣にはない。
- ・相談員の不足。地域の福祉ニーズは増えているが、それに対して相談員の数足りていない。

高齢分野

- ・高齢化率の上昇と並行して、認知症の人、認知症絡みの介護が必要な人が増加している。特に、自粛生活などにより、コロナを境に増えたと思われる。
- ・ご家族がいない、「キーパーソン」になる方がいない高齢者が多い。いても音信不通の場合がある。

ひきこもり分野

- ・ひきこもりの相談が増える一方で、当事者や親御さんなどが相談できる場を知らないことも多い。チラシやSNSなどを駆使した周知、啓発が求められる。

生活困窮分野

- ・生活困窮者が増えるとともに、身寄りがない方が増えている。
- ・コロナなどにより、多重債務の方、転職を繰り返している方など、根本的な生活課題を抱えている方が表面化している。

更生保護・再犯防止分野

- ・「保護司」について、市民に広く理解されているか心配している。犯罪者と関わり、相談を受けて助言もするので、安全・安心に結びつくまちになるよう仕事をしているが、理解されていないのではないかと危惧している。
- ・行田地区保護司会は定員を満たしていない。

地域に関して

- ・昔のような近所付き合いがなくなった。
- ・単身者が地域とつながっていないことが多い。

その他

- ・交通の便が悪い。バスの本数の増便。バスが増えれば、子どもだけで子ども食堂に行くことができる。
- ・行政に支援が必要な家庭の情報を教えたものの、守秘義務、個人情報の関係でできない。

2)地域への期待、方向性

単に支援を受けるだけではなく、市民が積極的に地域に参加し、自ら活動の場や社会との関わりを作っていくことや、福祉課題等についての市民の理解が促進されることを望む声が挙がりました。

また、地域の企業とのつながりを持ち、関係性を構築することで福祉課題への理解を促進することや、課題解決のための協力体制構築を希望する意向が各団体から示されています。

このことから、誰もがその有する能力を発揮し、生きがいとやりがいを持って、活躍できる機会や場を創出していきます。

また、市民、関係機関などが有機的につながれる体制づくりを進めるとともに、企業や市民自らが、暮らしやすい地域に向け、関わり合える地域づくりを進めます。

活躍できる場の創出

- ・受け身ではなく地域に参加する場をつくる。活動の場をつくることで認知症予防やいきがいづくりにもなる。
- ・就労まではいなくても、活動の場、社会との関わりをつくる。金銭が発生することでも考えても良いと思う。
- ・やる気のある方が力を発揮できる仕組みづくりが必要。

住民意識の醸成

- ・隣近所もそうだが、もっと「地域」に関心を持ってもらいたい。
- ・施設にも限りがあるし、何かあれば施設に入れるという考えではなく、自分の家で暮らせるように、という考え方を地域の方に持っていただきたい。
- ・地域の中で障がいのある人が暮らせる、働けるよう、市民の方に「合理的配慮」をお願いしたい。アパートの契約を断られたり、盲導犬の入店を断られたりしている。

多様な機関との関係の構築

- ・関係機関とつながりたいと思っているが、各機関がどんな活動をしているかわからない。
- ・差別解消法の研修会もそうだが、もっと地域の企業の方にも研修会に参加していただくなど、企業への働きかけが必要。参加する企業はいつも同じ企業である。
- ・付き合いの中で困り事を頼める所を紹介してくれる仕組みがほしい。商工会の集まりで企業同士がつながっているので、そのネットワークを提供してほしい。
- ・(保護司活動の)協力事業主にもメリットがあれば雇いやすくなると思う。

3)行政に求めること

移動手段の確保や金銭面、人材確保面でのサポートといった、直接的な支援策を求めるものの他、福祉課題の実情の理解を促進し、施策に反映するため、団体の行う事業に市職員が参加することや、まちづくりに係る市の審議会等への当事者の参画を求める声が挙げられています。また、行政自身が行う制度・サービスではない、民間によるサービスや子ども食堂等の情報について、行政が取りまとめた上で周知・共有を望む意向が示されています。このほか、市の各相談窓口や事業に横のつながりがなく、それぞれの取組に連動性がないことなども指摘されています。

このことから、より福祉課題に即した施策、支援が行えるよう、各種取組や事業などの現場への訪問や市施策等への当事者参画等を推進するなど、多様な機会を捉え課題把握、施策検討を進めていきます。

また、公的サービスであるフォーマルサービスのほか、民間団体等が実施するインフォーマルサービス等の情報収集に努め、市民、関係機関などに対し、様々な福祉情報を届ける環境づくりを進めるほか、各種事業や取組等が連動し、効果的に機能するよう進めていきます。

認知症への対応

- ・「認知症サポーター養成講座」後に、ボランティア事業を紹介するような流れがあるとよい。
- ・認知症サポーター養成講座のアンケートをするたびに、子ども向けにも授業をしてほしいという声があり、校長会で話をしてもらおうが、そこで話が止まってしまう。認知症への理解に向け、学校でのチラシ配布なども必要だと思う。

外出手段への対応

- ・元気な高齢者も多いので、移動の「足」を確保していただきたい。買い物や通院、サロンへの参加等、足があれば外に出ていくと思う。行政で送迎車を持ってもらいたい。

障がいへの理解・対応

- ・マップ作り(トイレマップ等)に市職員も参加すれば、現状を知ることができる。障がい者マークのあるトイレでも、入れない・出られない、中で車椅子が回転できない、ということもある。そういう調査が必要である。オムツ交換ができるベッドがあるかどうか、同様。
- ・バリアフリーに関わる費用等、民間企業の「合理的配慮」への助成を進めていただきたい。

就労への対応

- ・「就労移行支援」について、困窮相談でなぜ転職を繰り返すのか、なぜ多重債務をするのか、恐らく問題があるからで、それを日給で請け負ってくれる企業があったとしても上手いかなと思う。理解のある職場で知識とフィルターを持っている企業が雇い上げをしてくれると良い。委託費があれば受け皿になるという所もあるので、目を向けて動いていただきたい。
- ・障がいのある方が働ける場所。市役所でも現場実習ができると良い。職員も研修になると思う。金銭面、人材確保の面でのサポートがあれば良い。

ひきこもりへの対応

- ・ひきこもりの本人だけでなく、ひきこもりの子どもを持つ親御さんへの支援も必要。
- ・親同士のつながりがないのでどこにも相談できない。親御さんの居場所、家族支援、サポートが必要。

更生保護・再犯防止への対応

- ・再犯防止には、住居支援と就労支援が必要。住居と仕事さえ確保できれば再犯率が半分は少なくなるため、対応が必要。
- ・行田地区保護司会は定員を満たしていない。現役保護司が適任者を検討するよりも、自治会等で検討した方が良く考えている。
- ・国・県・市で「再犯防止推進計画」を策定することが閣議決定された。行田警察署等から情報収集をしながら現実を見て様々な対策を考えるので、情報共有ができる仕組みが必要である。次期計画ではもう少し強く打ち出していきたい。この仕組みがないとネットワークの中に入ることができない。

災害等への対応

- ・障がいのある人の、自治会の防災訓練への参加や普段の活動に参加できる仕組みが必要。
- ・あらゆる分野の会議に障がい当事者を入れてもらいたい。まずは市役所職員が障がい者施設に研修に来てもらうことが必要。避難所の設営等、避難分野にも役立つと思う。
- ・「障がい者計画」の災害に関するくだりは、ほとんど防止の話になっている。一人では逃げられない。「要支援者名簿」だけでは役に立たない。誰が誰を個別に支援して避難させるのか。障がい者だけ別にやるのではなく、高齢者や地域の人を含めて計画を立てないと意味がない。能登の震災でも安否確認の電話もなかったそうで、アウトリーチができていない。安否確認の電話をしてもらいたい。困った時にも電話をしてもらいたい。民生委員の訪問もしてもらいたい。
- ・障がい者のための避難所、福祉避難所。車椅子の人もいれば、眼の不自由な人もいる。障がいの特性があるので、それも考える必要がある。ラブホテル等も避難所として利用できる、除外しないでほしい。

家族やケアラーへの支援

- ・いちばんの課題であるが、個々に窓口相談に行ったとしても、その窓口の人が横につながっていれば良い。
- ・知的や身体障がいに関しては昔から相談先があるが、精神はどこへ行けばいいのかわからない。埋もれている方、家庭で頑張っていてどこにもつながっていない人は、まだ多くいる。通院していれば、病院の相談員がつないでくれるので、そこから障がい福祉サービスにつながるができる。
- ・ケアラーへの支援を子ども食堂と一体的に取り組む。カフェと食堂を一緒にしても良い。

情報の共有

- ・インフォーマルなサービス情報を共有する。例えば、後見の申し立てに協力してくれる司法書士の方の料金の一覧等があると良い。情報更新を考えると、行政でやってもらえると助かる。
- ・行政のホームページに子ども食堂を掲載してほしい。
- ・行田市は色々な事業があるのにつながっていない、もったいない。ネットワーク会議をそれぞれでやっていることも原因。
- ・研修やフォーラムなどをしている企業や事業を教えていただければ、一保護司、一般人として参加できるし刺激をもらえる。

4)どのような地域になってほしいか

行政による分野ごとの施策や、属性によるラベリングによるものではなく、住民一人ひとりが互いのことを知り、つながりを持つことで、互いのことを考え、理解しながら安心して暮らしていけるような地域づくりを望む声が見られます。そうした地域づくりの場として、属性を問わず誰もが交流できる居場所や、イベント等の開催が提案されていました。

このことから、年代や属性を問わず、誰もがつながり、交流できる場づくりを住民、民間団体などとも協力し、より一層進め、それぞれの個性や特性の理解など、一人ひとりの多様性を認め合える地域と支え合える地域づくりを推進していきます。

多様な居場所の創出

- ・新しい居場所づくり。子どもに限らず、高齢者や色々な方が交流できる場所。
- ・住民が活躍できる場づくりが必要。

つながり・支え合える地域の醸成

- ・おせっかいし合える関係性、住民同士のつながりがあると良い。
- ・地域の支え合いがあり、安心して暮らせるまちになってほしい。
- ・住民同士で考えてもらえるような仕組みづくり、イベント等があれば良い。

住民理解の醸成

- ・障がいの種類で考えてその人を勝手に想像してしまうが、それはあくまでもその人の一部であり、性格や家庭環境で違う部分もあるので、「その人」として見てもらいたい。
- ・幼い頃から障がいのある子と関わるのが大事。学校の時点で分けられているので、そもそも触れ合う機会がない。個別支援が進んだ結果、さらに分かれている気がする。
- ・ひきこもりは怠けだ、という意識を持っている方が多く、相談する側も閉鎖的になってしまうので、ひきこもりについて正しく知ってもらう、理解してもらうことが大事である。

自助の地域づくり

- ・高齢者だけでなく、自分の今後について、何かあった時には誰に連絡するのか、保険はどうするのか等、元気なうちから考える地域にしてみたい。施策ばかりがあってもそこについていくことが大変だし間に合わない。キーパーソンがいない方については、せめて連絡先を確保しておく等、自助として、自分の責任として考えておいてもらいたい。

(4) いきいきサロン利用者ヒアリング

① アンケート調査概要

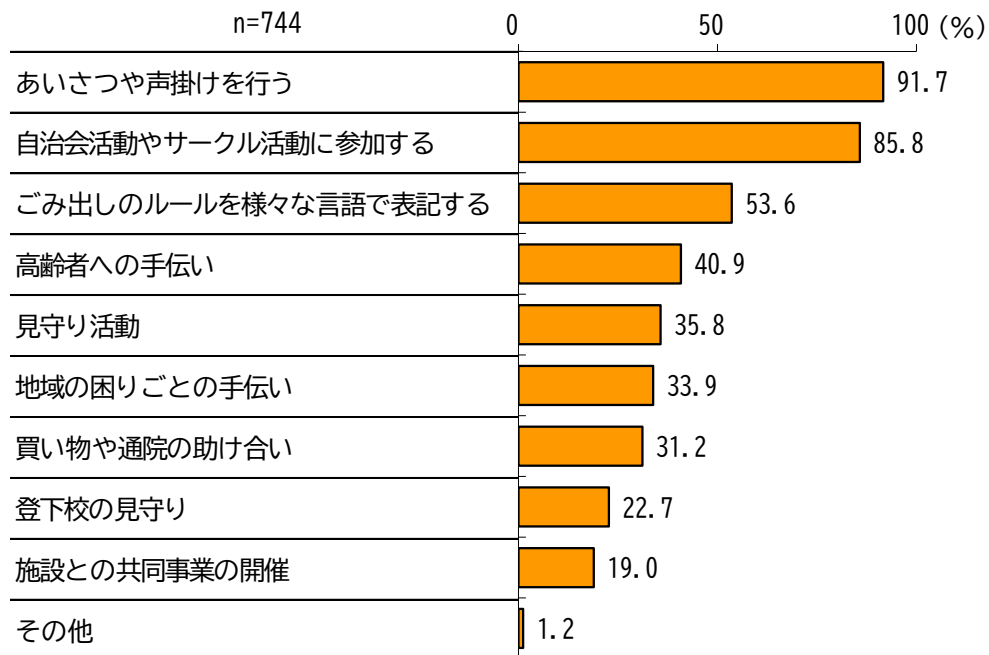
日頃から、いきいきサロンを利用される方に、市の地域福祉を推進する上でのご意見をいただくため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

アンケートの対象	配布・回収	調査期間	総回答数
いきいきサロン利用者	紙	令和5年5月1日～令和6年3月31日	744名

② アンケート結果

■お住まいの地域であなたができることについて(複数回答)

お住まいの地域(地区)であなたができることについては、「あいさつや声掛けを行う」が最も多く91.7%、次いで「自治会活動やサークル活動に参加する」が85.8%、「ごみ出しのルールを様々な言語で表記する」が53.6%となっています。



(5) 市民意見募集(パブリックコメント)

① 実施概要

「行田市地域福祉推進計画」を策定するにあたり、地域福祉推進計画策定委員会で作成した同計画(案)をもとに、市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

- | | |
|---------|---|
| 1) 実施日 | 令和7年1月10日(金)～2月9日(日) |
| 2) 内 容 | 第3回地域福祉推進計画策定委員会の結果に基づき作成した計画(案)についての意見募集 |
| 3) 募集方法 | ホームページ、市政情報コーナー、地域共生社会推進課窓口、南河原支所窓口、総合福祉会館(社会福祉協議会) |

② 意見まとめ

◎p.82 施策1-(2) :多機関協働事業について

若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方などが、介護保険サービス、障害福祉サービスなど多機関が連携・協働して支援ができる体制を作っていくことを計画に位置づけてほしい。

3 地域福祉に関わる行田市の課題

第2章-1における、市の統計、第3期計画の進行状況評価結果、および、第2章-2における、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査(市民、民生委員・児童委員、事業者)、ささえあいミーティングでの話し合い、関係団体へのヒアリングの結果から、本計画策定に向けた課題をまとめ、以下に示します。

① 地域の住民が孤立せず、支え合い暮らすために、地域のつながりを強めるまちづくりが求められています

○支え合い、助け合いが必要と思う市民が徐々に減りつつあります。また、「世代間交流がない」「近所との交流がない」など地域との付き合い、関わりが希薄化していることがうかがえます。地域で孤独・孤立が起こることを防ぐために支え合いの意識を醸成するとともに、住民がつながるための地域の交流、つながりづくり、場づくりが必要です。

また、地域ぐるみの見守りにより、孤立しないための仕組みを強化することも重要です。

○ボランティアや地域の助け合い活動に興味がある人も減りつつあります。また、民生委員・児童委員において、やりがいを感じるものの、負担感がある人が多くなっています。高齢者が増える一方で生産年齢人口が減少している状況とも相まって、地域福祉の担い手の確保が課題となっています。

○地域福祉が目指す「地域共生社会」について、多くの人が知らないと答えています。誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らすために重要な「地域共生社会」の理念について、周知が必要です。

② 様々な福祉ニーズの増加に対応し、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるためのまちづくりが求められています

○要介護認定者数、療育手帳や精神障害保健福祉手帳の保持者、生活保護受給者など、福祉の支援の必要な方が増えています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えているほか、認知症患者数、高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる世帯も増加しており、こうした複雑化・複合化する様々な福祉課題やニーズを把握し、各種施策やサービスを的確に提供していくことが求められています。

○支援を必要とする方が、必要な支援を受けるためには、市民に福祉情報が届き、相談窓口を把握して、相談窓口に出向くことが必要です。しかしながら、市の相談機関に相談しにくいと感じる方や、なかには、どこに(誰に)相談すればよいかわからない、相談先を知らないという人も比較的多いことから、各相談機関の周知を強化することが必要です。また、窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進といった、電子申請サービスなどの推進が行政に求められています。

- 課題を抱える住民を相談支援機関につなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を進めやすくするために、福祉制度や事例等の情報提供の充実が求められています。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々を保護する成年後見制度などの権利擁護は、高齢化の進行により、必要性が高まっています。判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度などの権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことが求められています。
- 犯罪をした人の多くは、「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの状況に直面します。誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう支援することが求められています。
- 複雑化・複合化した課題を抱える方が増えており、福祉に関わる事業所や組織が、従来の分野別の福祉では対応することが難しくなっています。また、慢性的な人手不足もあり、職員の負担が増加しています。制度の狭間の課題を解決していくために、包括的な相談や関係機関の連携などによる、包括的な支援体制を充実させていくことが必要です。

③ 人権意識の醸成や災害対策、地域の活性化、人にやさしい環境づくりに取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりが求められています

- 地域の誰もが、自分らしく生き生きと暮らすために、子ども・高齢者・障がい者等への虐待の対策において、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に基づく子どもの権利等の人権意識の啓発、早期発見のための体制強化と関係機関の連携が、継続して必要です。
- また、支援を必要としている方が生活の中で感じている困難についての理解を深める取組を行うことにより、心のバリアフリーを推進し、地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりをしていく必要があります。
- 近年全国において、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、支援が必要な方を地域で支える、災害に備えるまちづくりが今後も必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、人にやさしい環境づくりが必要です。外出しにくくなった方、買い物に行きにくくなった方に対し、移動支援や移動販売などが今後も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが地域で、より安心して暮らしていくためには、制度としての福祉サービスが利用できるだけでなく、誰もが支える立場になったり、支えられる立場になったりできる、豊かな支え合いの関係づくりや地域づくりが重要です。

このため本市では、第3期計画において、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、第3期計画の基本理念を踏襲し、地域福祉を推進していきます。

誰もがお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

2 基本目標

基本目標1 地域のつながりを大切にする支えあいのまち

身近な地域での人とのつながりや支え合いが、私たちの暮らしを守り、心を豊かにしてくれます。地域の交流を促進することで、身近な地域で人がつながり、支え合い、担い手も受け手もない、互いに支え合える関係のあるまちを目指します。また、地域福祉に関わる行政や社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、様々な立場の人や組織が連携・協力し、地域のみんががお互い様の関係で、困ったときにはともに考え、助け合えるまちを目指します。

基本目標2 様々な福祉ニーズに対応できる体制づくり

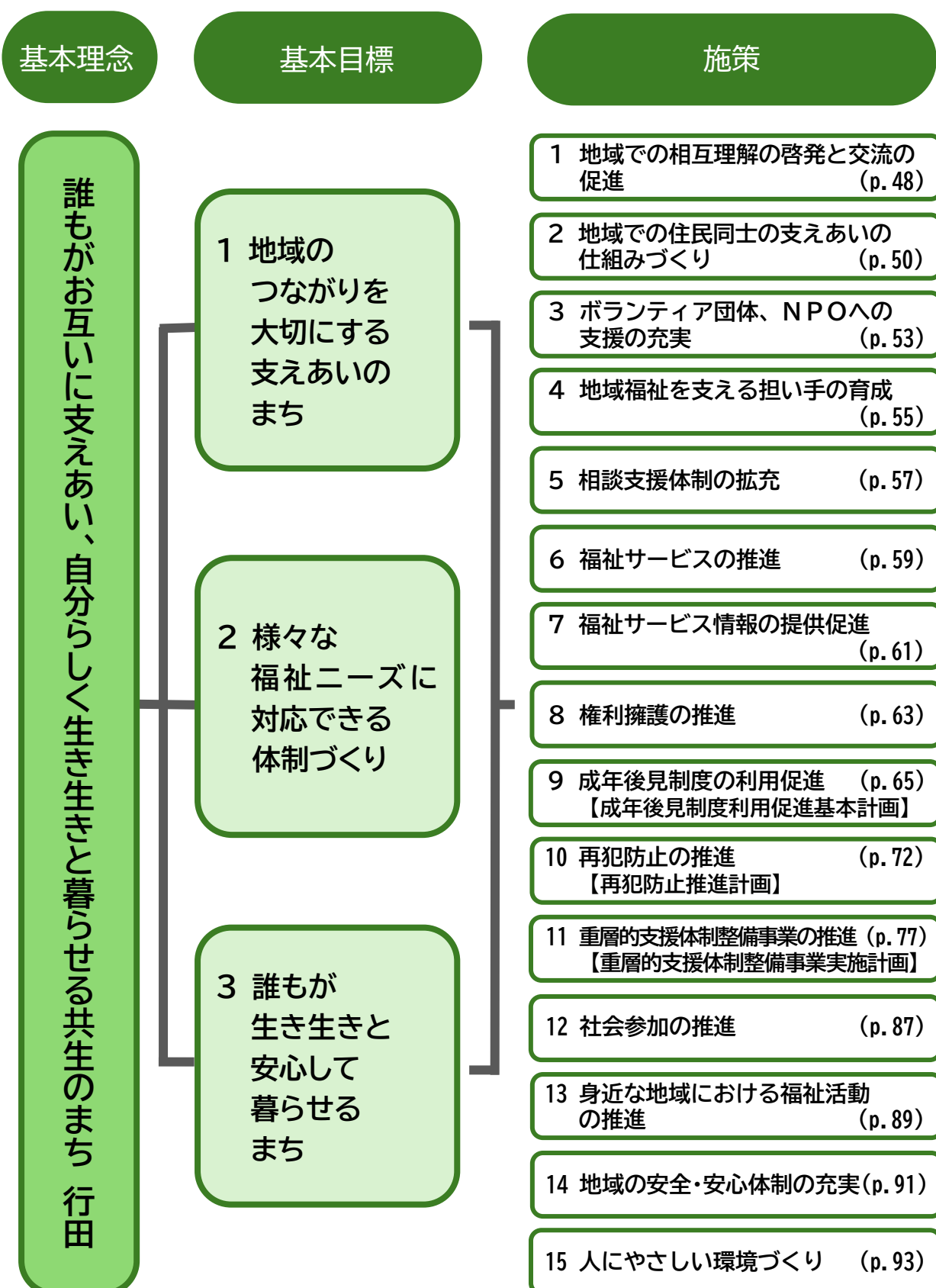
福祉ニーズは多様化・複雑化しており、これまでの制度やサービスでは、十分な対応ができない状況があります。様々な課題を抱えて困っている人が、必要なときに必要な情報が得られ気軽に相談でき、必要な支援が受けられる体制づくりを進めます。

基本目標3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまち

地域でともに暮らしていくためには、一人ひとりの多様性を認め合い、個性を尊重することが必要です。障がいのある人もない人も、支援が必要な人もそうでない人も、地域のみんがが自分らしく生き生きと暮らせるよう、地域ぐるみで互いを理解し、思いやる心をはぐくみ、地域で活躍できる場や機会があるまちを目指します。

3 施策体系

以下に本計画の施策体系を示します。



以下に第3期計画と本計画(前ページ)の変更点を示します。

第3期計画		本計画(第4期)
基本理念 誰もお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田		基本理念 誰もお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田
基本目標		基本目標
1 地域のつながりを大切にする支えあいのまちづくり	→	1 地域のつながりを大切にする支えあいのまち
2 様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり	→	2 様々な福祉ニーズに対応できる体制づくり
3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり	→	3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまち
4 地域のネットワークをいかしたまちづくり	→	
施 策		施 策
1-1 地域での相互理解の啓発と交流の促進	→	1 地域での相互理解の啓発と交流の促進
1-2 地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり	→	2 地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり
1-3 ボランティア団体、NPOへの支援の充実	→	3 ボランティア団体、NPOへの支援の充実
1-4 地域福祉を支える担い手の育成	→	4 地域福祉を支える担い手の育成
2-1 相談支援体制の拡充	→	5 相談支援体制の拡充
2-2 福祉サービスの推進	→	6 福祉サービスの推進
2-3 福祉サービス提供の促進	→	7 福祉サービス情報の提供促進
3-1 権利擁護支援の推進	→	8 権利擁護の推進
3-2 社会参加の推進	→	9 成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】
3-3 地域の安心・安全体制の充実	→	10 再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】
3-4 人にやさしい環境づくり	→	11 重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】
4-1 トータルサポート体制の充実	→	12 社会参加の推進
4-2 身近な地域における福祉活動の推進	→	13 身近な地域における福祉活動の推進
	→	14 地域の安全・安心体制の充実
	→	15 人にやさしい環境づくり

第4章 施策の展開

(1)地域での相互理解の啓発と交流の促進

現状と課題

- 核家族化の進行や個人の意識の変化により、隣近所同士の地域での付き合い、関わりが希薄化しています。支え合い、助け合いが必要と思う市民も徐々に減りつつあります。加えて、アパート等の住民や転入者、外国籍の住民は、地域と交流の機会を持ちにくい状況にあると考えられます。
- 住民一人ひとりが、日頃から近所づきあいや、地域でのつながりを大切にする意識を持つことが必要です。
- 支え合いの意識を醸成するとともに、地域で孤独・孤立が起こることを防ぐために、住民がつながるための地域の交流、つながりづくり、場づくりが必要です。

施策の方向性

- 隣近所とのつながりを大切にし、地域コミュニティを育みます。
- 地域コミュニティの育成のため、様々な啓発を行います。
- 住民同士の交流の場を創出し、地域への理解を深める取組を進めます。

市の施策と取組

○地域コミュニティの再構築

- 自治会加入の推進を図るための促進チラシを作成・配布
- 転入者等への周知・啓発
- 市ホームページ、SNS※での周知・啓発
- 外国人のためのサポート窓口を設置し、多言語による自治会加入促進チラシを作成・配布

○地域ネットワークの確立

- 認知症や障がいなどに関する地域の理解を深めるための啓発
- 地域支援ネットワーク会議の開催

※SNS(エスエヌエス):Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、X(旧Twitter)、LINEなどがある。

○地域で開催されるイベントや交流事業への参加促進のための情報提供

- 広報紙、市ホームページ、SNSへの掲載、ポスター・チラシによる情報提供
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター相談協力員（愛称：地域包括サポーター）、いきいき・元気サポーター等への情報提供

社会福祉協議会の施策と取組

○住民同士の相互理解を深めるためのイベントの開催、支援

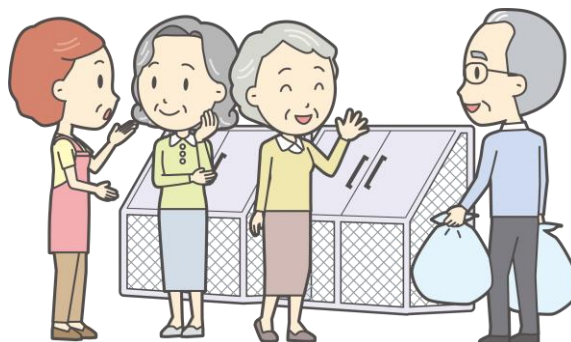
- 障がいの有無や世代間の垣根を越えた交流の場の提供・支援

○自発的な交流の場、仲間づくりの場の創出及び支援

- 既存のいきいきサロンを充実させるための支援と新規開設に向けた積極的な働きかけ
- 地域や民間企業と協力して地域住民の集いの場設置を促進

市民一人ひとりができること

- 顔を合わせたらあいさつするよう心がけ、ご近所とのコミュニケーションをもちます。
- 近所づきあいを大切にして、日頃から助け合える関係をつくります。
- 家に閉じこもらずに、イベントやいきいきサロン、シニアクラブ、子育て交流などに積極的に参加します。



(2)地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢の夫婦のみの世帯の増加や、頼れる家族が近くにいない共働き世帯の増加により、世帯が抱える困りごとは増えています。また、地理的条件による地域特有の困りごともあります。
- いきいき・元気サポーターやファミリー・サポート・センターの担い手の高齢化などによりサポート体制が不足しています。
- 様々な困りごと、すなわち地域生活課題を解決するためには、身近な地域を単位として、地域住民が主体となった取組を広げていく必要があります。
- 「ささえあいミーティング」の開催や「支えあいマップ」の作成などで、地域ごとの課題が共有され、地域住民による支え合いの取組が行われています。しかしながら、新たな課題は引き続き上がっており、今後も継続した活動が求められます。
- 地域における支えあいの仕組みを浸透させ、発展させるための取組が求められています。

施策の方向性

- 広報紙、市ホームページ、SNSなどを活用し、有償ボランティアを積極的に募集します。
- 地域生活課題を解決するための話し合いの場をつくり、地域課題を「我が事」と考え、誰もが地域活動に参加しやすい仕組みをつくります。
- 各地区における自治会等での地域福祉活動、地域での見守り活動が展開されるよう活動を支援します。

市の施策と取組

○地域の見守り活動の充実
➤ 地域安心ふれあい事業の推進 ➤ 子ども見守りボランティアの実施 ➤ 住民を犯罪等の被害から守るための活動の推進 ➤ 防犯パトロールによる見守り ➤ 自治会等見守り活動の支援
○いきいき・元気サポーターの育成・活動支援
➤ いきいき・元気サポーターの登録促進、情報提供
○ファミリー・サポート・センター事業
➤ 協力会員の確保、マッチング
○地域安心ネットワーク協定※の促進
➤ 地域安心ネットワーク協定事業所との連携による見守り活動及び協定事業所の新規開拓
○自治会、民生委員・児童委員、地域支援者などの活動及び市、社会福祉協議会の連携体制の充実
➤ 自治会連合会等が開催する各種会議に参加し、地域課題を共有 ➤ 新任自治会長研修や民生委員協議会の会議において、地域福祉の取組についての情報提供
○地域住民が情報や意見交換ができる場の情報提供
➤ 地域支援ネットワーク会議を開催、民生委員・児童委員、地域包括支援センター相談協力員(愛称:地域包括サポーター)への周知 ➤ 生活支援体制整備協議体の会議を開催し、「通いの場」の設置等の取組についての情報共有
○地域生活課題の共有・周知の促進
➤ ささえあいミーティングの広報紙等での周知

※地域安心ネットワーク協定:高齢者や障がい者等、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう市が事業所とともにネットワークをつくり、日常的な見守りを強化して、孤立死、虐待等の発生を未然に防ぐことを目的とした協定。

社会福祉協議会の施策と取組

○地域の主体性や自主性を大切にした支えあいの仕組みづくりを支援

- 支えあいマップなどを活用した地域の支えあいの推進
- 地区担当制による地域の支えあいの仕組みづくりの支援
- 地域の課題等について話し合う場への積極的な参加

○地域内の住民同士による福祉活動の充実

- 各種事業のボランティアのスキルアップ講座、研修会の開催
- ボランティア活動を活性化させるためのグループ支援の充実

市民一人ひとりができること

- 高齢者や障がい者、子育て家庭などが地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみで見守り活動を進めます。
- 地域の会合など地域活動に積極的に参加します。
- 「支えあいマップ」の作成・活用により、地域での助け合いの関係を築きます。
- 児童・生徒の登下校時などに合わせて、健康づくりのための散歩をしながら、見守り活動を実施します。



(3) ボランティア団体、NPOへの支援の充実

現状と課題

- 子育てサークルや障がい者団体等の様々な当事者組織、NPOなどが、それぞれの目的を達成するための活動を行っています。
- ボランティアや地域の助け合い活動に興味がある人は減りつつあります。ボランティア団体の高齢化が進み、活動の継続が困難なボランティア団体も見受けられます。
- 福祉活動の担い手であるボランティア団体やNPOの活動をさらに活発化するためには、活動の担い手を増やすとともに、各団体の活動を支援し、団体間の連携を図ることが求められています。

施策の方向性

- 社会福祉協議会のボランティアセンター、市の市民活動サポートセンターが市民活動の拠点となって、多様なボランティア団体やNPO、各種団体の活動を支援します。
- 定年を迎えた方や若い世代の方など、ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる取組を行います。

市の施策と取組

○市民公益活動※の活性化
➤ 市民活動サポートセンター内にボランティアセンターに関する情報コーナーを設置 ➤ 市政情報コーナーを活用した情報発信
○当事者組織による地域福祉活動の支援
➤ 日常生活の困りごと支援、見守り支援、介護予防などの健康づくり支援の更なる充実 ➤ 広報紙や市ホームページ、SNS、チラシ等の広報媒体を積極的に活用し、子育てサークル・グループを募集
○福祉団体、市民団体、ボランティア団体やNPO法人などの各種団体活動の支援
➤ 市民活動団体の活動発表の場を提供 ➤ 運営に関する相談支援

※市民公益活動：①市民による自主的な活動であること、②非営利であること、③本市を基盤とした活動であること、④市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること、⑤宗教や政治を目的とする活動ではないこと、⑥社会秩序を乱したり市民生活に脅威を与える活動ではないこと、以上の条件を満たす活動。

社会福祉協議会の施策と取組

○ボランティアセンターの運営及び機能を強化
➤ ボランティア掲示板やホームページ、SNSを活用した最新情報の提供
➤ 彩の国夏のボランティア体験プログラム以外の活動場所の増設
➤ ボランティアコーディネーターの資質向上
○市民が気軽にボランティア活動を始められるきっかけづくりの支援
➤ あらゆる世代が気軽に参加できるボランティア講座の開催
○他分野との協働によるボランティア活動の充実
➤ 市民活動サポートセンターと連携を図るための定期的な連絡会の開催

市民一人ひとりができること

- ボランティアに興味を持ち、ボランティア講座などに積極的に参加します。
- 地域での福祉活動やボランティア活動について関心を持ちます。
- 近所の人や友達などと誘い合い、ボランティア活動へ参加します。
- 家庭や地域で福祉について考え、話し合える機会をつくれます。



(4)地域福祉を支える担い手の育成

現状と課題

- 地域では、様々な人材が地域づくりのために活動しています。
- ボランティアや地域の助け合い活動に興味がある人は減りつつあります。また、民生委員・児童委員において、やりがいを感じるものの、負担感がある人が多くなっています。高齢者が増える一方で生産年齢人口が減少している状況とも相まって、地域福祉の担い手の確保が課題となっています。
- 「ささえあいミーティング」では、「地域活動に参加したいがきっかけがない」「実際の活動の場がない」などの意見が出されました。
- 一人ひとりの福祉への関心を高めるとともに、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みをつくり、人材育成と地域の福祉力を高めるための活動に力を入れる必要があります。

施策の方向性

- 現在実践している地域支援者への研修、ボランティアの確保・育成や市民大学での活動支援などにより、地域福祉を担う人材を育てます。
- 次世代の担い手を育成するため、福祉教育の充実を図ります。
- それぞれの地域で活躍できるような仕組みや環境を整えます。

市の施策と取組

○地域活動への意欲を持った人材の発掘及び育成
➤ 「いきいき・元気サポーター」の登録を推進 ➤ ファミリー・サポート・センター事業の充実
○地域支援者向けの研修会を開催
➤ 民生委員・児童委員、地域包括支援センター相談協力員（愛称：地域包括サポーター）等の研修の実施 ➤ 県等の機関が実施する研修への民生委員・児童委員の派遣 ➤ いきいき・元気サポーター研修会において、交流会及び外部講師によるボランティア講座を実施 ➤ 広報紙等による活動の周知
○担い手育成のための生涯学習や社会教育など誰でも気軽に参加できる事業の充実
➤ 行田市民大学の活動支援 ➤ 出前講座の利用促進 ➤ 子どもたちによる地域交流の促進

社会福祉協議会の施策と取組

○新たな地域福祉の担い手の育成・支援

- 家庭、学校、地域における福祉教育の積極的な推進
- 地域福祉の担い手を育成するための講座等の開催

○地域づくりや生活支援を行う担い手の受け皿づくり

- 広報等を活用した、福祉活動の場の提供

市民一人ひとりができること

- 家庭や地域で福祉について考え、話し合える機会をもちます。
- 福祉に関心を持ち、ボランティア講座や研修会に積極的に参加します。
- 地域での交流の場をつくり、家庭・地域が一体となり、福祉の輪を広げます。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らすために、地域福祉が目指す「地域共生社会」について理解します。



(5) 相談支援体制の拡充

現状と課題

- 必要な福祉サービスを利用できるよう、市民が困ったときに相談に乗り、最新の情報を伝えることができる相談窓口の充実や、市民と行政、地域と支援関係者のネットワークづくりを進めることが求められています。
- 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談体制では対応が困難な、複合化・複雑化しているケースが問題になっています。

施策の方向性

- サービスを必要とする方が、情報を適切に得ることができるよう、広報紙やホームページ、SNS等で情報提供に努め、必要に応じ相談機関等につなぎます。
- 自立のために必要なサービスを適切に紹介するとともに、各種相談体制を充実させるため、関係機関等との連携を図り、速やかな支援を図ります。
- 生活課題を「丸ごと」受け止める相談体制づくりを行います。
- 各相談窓口の連携及びネットワークの充実を図ります。

市の施策と取組

○どこの窓口でも丸ごと受け止め支援につなげる相談支援体制づくり
➢ 相談支援体制の充実 ➢ 健康福祉部や教育委員会、市民生活部などにおいても、適切な支援へとつなげる体制を継続 ➢ 専門的な資格の取得及び資格を有した職員の配置 ➢ 職員研修(接遇等)の実施
○相談体制の強化のため、保健医療福祉の関係者、関係機関との連携ネットワークの充実
➢ 巡回相談(保育園、幼稚園等)等の実施 ➢ スクールソーシャルワーカーの充実 ➢ 県の機関や医療機関との連携の強化 ➢ ひきこもり、貧困対策、自殺防止対策等への取組の実施
○虐待・DV※相談への対応
➢ 各種相談機関への相談体制の確立

※DV:ドメスティックバイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

社会福祉協議会の施策と取組

○様々な相談窓口と連携した総合的な支援
➤ 複合的な課題を抱える世帯に対し、それぞれのニーズに応じた相談支援の実践
○幅広い相談に対応できる体制づくり
➤ 相談受付体制(一元化)の構築
➤ 断らない支援をするための相談受付体制の整備
○相談者に寄り添った支援
➤ 相談者の立場や状況に応じた相談支援の実践
○コミュニティソーシャルワーク*機能の充実
➤ 様々な生活課題を抱える世帯に対して、公的なサービスだけではなく、地域資源と結びつける支援の実践

市民一人ひとりができること

- 地域で困っている人がいたら、進んで声掛けをします。
- 困りごとや悩みごとがあれば、一人で悩まず、家族やご近所、地域の民生委員・児童委員等へ相談します。



※コミュニティソーシャルワーク:地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や地域住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって総合的に展開すること。

(6)福祉サービスの推進

現状と課題

- 要介護認定者数、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の保持者、生活保護受給者など、福祉の支援の必要な方が増えています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えているほか、認知症患者数、高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる世帯も増加しています。
- 核家族化等により子育ての孤立化が危惧されています。
- 子ども・若者には地域の身近な場所に、「ここに居たい」と感じられる、家でも学校でもない第三の居場所が必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、増加する様々な福祉課題やニーズに対応するため、公的な施策のみならず、住民同士の支え合いや民間団体・事業者等の地域資源も活用した支援の仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

- 公的な各種福祉サービスをニーズの変化に応じて見直していくとともに、多様化・高度化する福祉課題に向けた住民参加・協力を進め、福祉活動の充実を図ります。

市の施策と取組

○高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実
➤ 必要な方へのサービス提供 ➤ 在宅での医療介護サービスの充実 ➤ 医療と介護の連携の推進
○課題に応じた障がい者福祉サービスの充実
➤ 就労相談体制の充実 ➤ 住み慣れた地域の中で、自立した生活を送るための支援 ➤ 社会福祉士の資格を持った職員の活用
○子育て支援サービスの充実
➤ おうち子育て支援事業(こども誰でも通園制度)の実施 ➤ 地域子育て支援拠点※を7か所開設し、未就学児及びその保護者が集うことのできる場を提供 ➤ きっずプラザあおい、児童センターでの交流の場の提供 ➤ 子どもが安全に遊べる屋内型公園機能等の充実 ➤ ひとり親家庭への支援 ➤ 病児・病後児保育の実施

※地域子育て支援拠点：就学前の子どもとその親が気軽に遊べ、子育てに関する講座の受講や意見交換、情報交換ができる場所。

○新たな福祉課題に対応できるサービス基盤の整備
➤ 「自立相談支援事業」及び「学習支援事業」の実施 ➤ 学習支援事業(対象:高校生まで)の充実 ➤ 多世代と交流できる子ども・若者の「居場所づくり」を推進 ➤ 買い物支援・地域の交流の場づくりとして、移動販売実施事業者による移動販売の実施
○健康寿命の延伸に役立つ情報提供及びその人に合った健康増進活動の総合的な支援の推進
➤ 健康相談や健康教室等の実施 ➤ 特定健診、がん検診の受診に向けた取組
○サービス事業所等による自己評価や第三者による評価制度の推進
➤ 県監査指導に同行し、事業者の自己評価に対する適切な指導 ➤ 運営推進会議に参加するとともに、事業所の状況把握と助言を実施
○インフォーマルサービス※の充実
➤ 制度の狭間に陥っている方に対する、住民の参加・協力による福祉活動の充実
○生活困窮者自立支援事業の充実
➤ 複合課題を抱える世帯の支援を行うための関係機関との横断的な支援体制の構築

社会福祉協議会の施策と取組

○インフォーマルサービス※の充実
➤ 制度の狭間に陥っている方に対する、住民の参加・協力による福祉活動の充実 ➤ 介護予防事業の拡充
○生活困窮者自立支援事業の充実
➤ 複合課題を抱える世帯の支援を行うための関係機関と連携した支援体制づくり

市民一人ひとりができること

- 社会福祉協議会が実施している住民参加型サービスに関心を持ちます。
- 無理のない範囲で住民参加型サービスに参加します。
- 地域で支援を必要としている人に情報を提供します。
- 社会福祉協議会が実施している「フードドライブ※」に協力します。

※インフォーマルサービス:自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、地域やボランティアなどによる制度に基づかない非公式な支援。

※フードドライブ:家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

(7)福祉サービス情報の提供促進

現状と課題

- 支援を必要とする方が、必要な支援を受けるためには、市民に福祉情報が届き、相談窓口を把握して、相談窓口に出向くことが必要です。
- 高齢者や障がい者の中には、福祉サービスがよくわからないという人、申請の手續に自信がない人や面倒だと感じる人が少なくありません。
- 市の相談支援機関によっては、市民に十分に知られていない状況があり、各相談機関の周知を強化することが必要です。また、窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進といった、電子申請サービスなどの推進が市民から求められています。
- 課題を抱える住民を支援機関につなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を進めやすくするために、福祉制度や事例等の情報提供の充実が求められています。

施策の方向性

- すべての市民が必要なときに必要な情報を得ることができ、一人ひとりの状況に合った福祉サービスを受けることができる仕組みをつくります。

市の施策と取組

○福祉サービスに関する情報発信

- 福祉サービスや各種事業の開催について、広報紙や市ホームページ、SNS、チラシ等による周知
- 各種パンフレット・チラシの随時更新
- 民生委員・児童委員や自治会からの情報提供
- 市民が望むサービス・支援の調査

社会福祉協議会の施策と取組

○身近な相談支援のネットワークを活用したサービス利用の促進

- 民生委員・児童委員や地域活動実践者などと協働し、適切なサービスが受けられるように支援

○地区担当制の実施

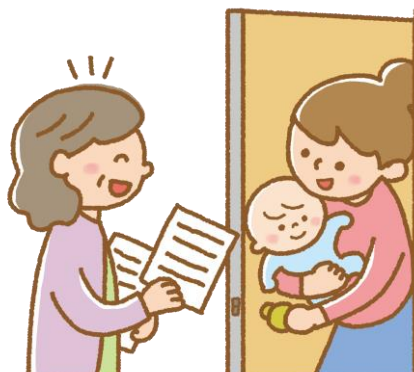
- 地域課題に対して住民が主体性を持って取り組むための支援の実施

○広報等による情報発信の充実

- 誰にでもわかりやすい福祉情報の発信
- 事業用チラシや機関紙等による情報提供

市民一人ひとりができること

- 「市報ぎょうだ」や「社協だより」、市や社会福祉協議会のホームページ、SNSを活用し、情報収集を行います。
- いきいきサロンなどの地域の会合で有益な情報を参加者に伝え広げていきます。



(8) 権利擁護の推進

現状と課題

- 幼児や高齢者、障がいのある人などへの配慮や支援が必要な人に対して、家庭内や福祉施設等での虐待が表面化してきました。
- 虐待が起こらないまちを目指すために、高齢者・障がい者・子ども等への虐待の対策において、人権意識の啓発、早期発見のための体制強化と関係機関の連携が、継続して必要です。
- 行政が関係機関と連携し、虐待やDV問題への迅速かつ確実な対応を図ることが求められています。

施策の方向性

- 一人ひとりの人権に対する意識を高め、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人の権利が守られる地域づくりを推進します。
- 虐待やDVの早期発見・防止のため、日頃から関係機関との連絡体制を整えます。

市の施策と取組

○虐待防止体制の充実
➢ 県や医療機関、各施設、児童相談所等と連携した虐待の早期発見・対応 ➢ 地域で早期に虐待を発見できる体制の確立 ➢ 虐待防止に向けた啓発 ➢ 断らない相談支援体制により、複合的な虐待は関係機関と連携して対応
○新しい認知症観やDVなどへの理解を進めるための啓発
➢ 認知症サポーター養成講座の拡大、認知症サポーターのフォローアップ研修、認知症を考えるフォーラムの開催 ➢ 介護者教室、認知症地域支援推進員による認知症相談会の実施、認知症カフェの運営 ➢ 認知症サポート店の認証、チームオレンジ※体制の構築 ➢ 市内の公共施設にDV関係パンフレットを配架 ➢ 広報紙にDV防止啓発記事を掲載 ➢ 「女性に対する暴力をなくす運動」週間の実施

※チームオレンジ：認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市がコーディネーターを配置し、地域で把握した認知症の人の悩みや家族の生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心に支援者をつなぐ仕組みのこと。

○家庭、学校、地域などの場での福祉教育の積極的な取組

- 地区別研修会の開催
- 人権啓発映画上映会、人権教育合同学習講演会の開催
- 人権広報紙の発行
- 人権教育推進協議会等の団体と協力し、研修会の開催
- 福祉教育など様々な人権課題について研修や啓発などの実施

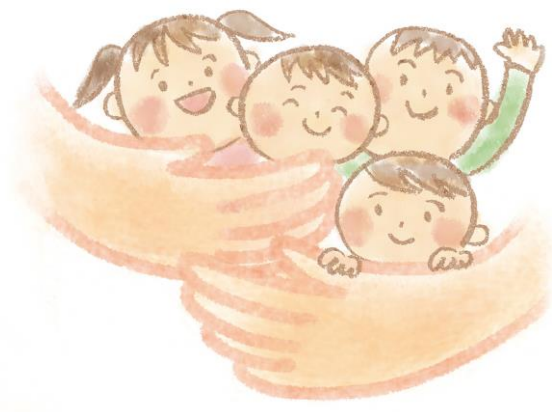
社会福祉協議会の施策と取組

○関係機関との連携による対象者の早期発見

- 社会福祉協議会が実施する各種事業において、関係機関と連携し発見した虐待の情報を市の関係者に直ちに通報し、併せて対象者の保護を図る体制づくりの促進
- 人権に対する意識を高めて、すべての人の権利が守られる地域づくりの推進
- 地域の担い手を育成し、福祉サービスが必要な人につながる体制づくり

市民一人ひとりができること

- 人権尊重の意識を高めます。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけます
- 虐待やDVに気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡します。



(9)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認等)などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないまま契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行うものです。

社会全体の高齢化は今後も続き、65歳以上の高齢者数は、令和22(2040)年頃にピークを迎える予測となっています。また、世帯主65歳以上のひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯の合計の割合は、平成27年では一般世帯の約2割ほどでしたが、令和22年には約3割となる見込みとなっています。

このような高齢化の進行とともに、障がいのある人の高齢化や重度化、障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要になり、成年後見制度の利用ニーズが高まる見込みです。

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年に国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年に第二期計画を策定しました。こうした状況を踏まえ、本市では、成年後見制度利用促進のため、「行田市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2 成年後見制度について

①成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。
又は、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。
(そのような方々を成年後見人等が支援します。)

②制度の種類(成年後見人の決め方)

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

1 任意後見制度 (将来の不安に備える制度)

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

2 法定後見制度 (既に判断能力が不十分な方に対する制度)

本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つの種類(類型)が用意されています。

【法定後見制度の3つの種類(類型)】

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることが難しい方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

③成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家(専門職)などがなります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人(市民後見人)や、後見をしてくれる団体(法人後見)などがなることもあります。

1 家族や親せき

2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけでなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替りの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

資料:厚生労働省「成年後見はやわかり」

3 計画の位置づけ

この計画は、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

4 計画の期間

この計画は、「行田市地域福祉推進計画」と同じ令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 成年後見制度に関わる国の動向

平成12年「成年後見制度」スタート

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

平成29年「成年後見制度利用促進基本計画」策定

平成29年度から令和3年度の5年間を計画期間とし、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった理念の更なる尊重を図る。

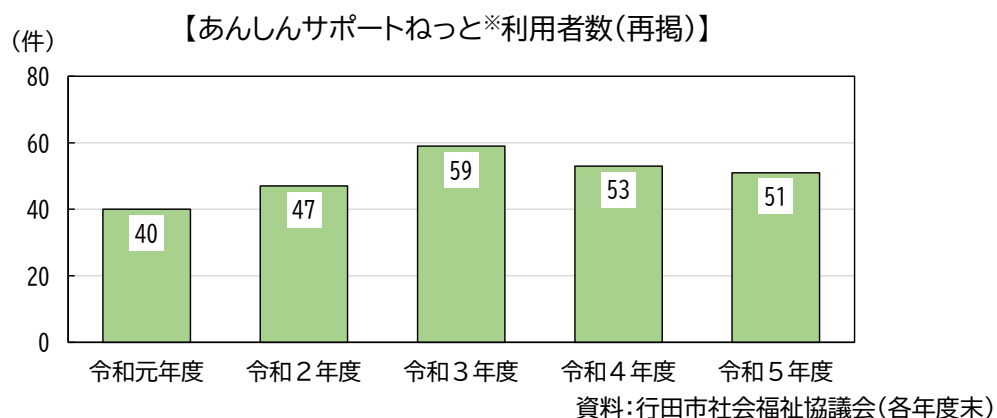
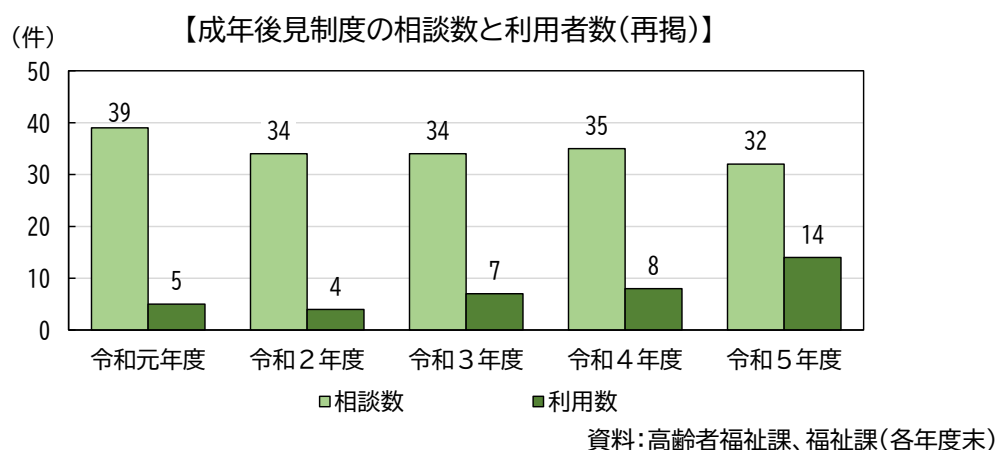
令和 4年「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定

令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、成年後見制度の運用改善、福祉と司法の連携強化などを図る。

6 成年後見制度利用促進の施策について

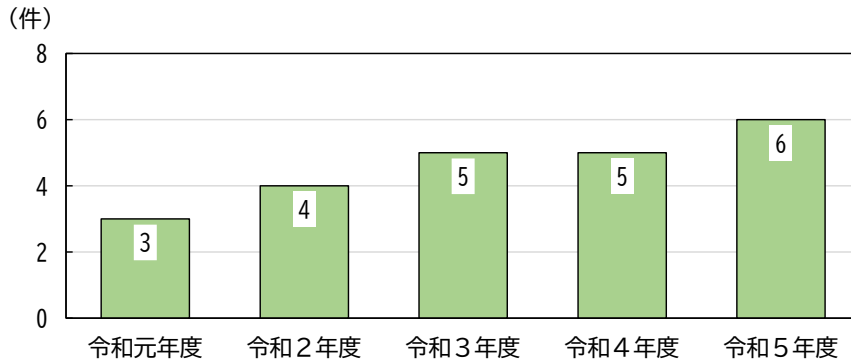
現状と課題

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスは、高齢化、ひとり暮らし高齢者の増加等によりニーズの増加・多様化が見込まれ、普及・利用促進を進めていく必要があります。
- 本市においても、高齢化率が上がり、認知症高齢者が増加することが推測されており、自身で物事を判断することが難しい人が増えていくと想定されます。
- 誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する取組や成年後見制度の理解や活用・推進がますます重要になっています。
- また、ひとりで決められるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)を契約で決めておく任意後見は、自分らしい生き方を自ら決めることができる制度であり、周知を図ることが求められています。



※あんしんサポートねっと:判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。

【法人後見事業受任件数(再掲)】



資料:行田市社会福祉協議会(各年度末)

施策の方向性

- 判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。
- 成年後見制度の利用促進及び諸課題の解決のため、中核機関を早期に設置し、県や関係機関との協議会の運営により、権利擁護の相談・支援体制の充実を図ります。
- 判断能力の不十分な方などのため、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの支援を行うあんしんサポートねっとを実施します。
- 社会福祉協議会の法人後見を推進し、制度の周知を図ります。

市の施策と取組

○成年後見制度利用支援事業の利用促進

- 中核機関の早期設置と運営
- 埼玉県成年後見制度利用促進協議会及び同協議会熊谷地区協議会の関係団体との利用促進の協議
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等の各種専門職や家庭裁判所等の関係機関と連携し、広報及び相談支援体制を整備
- 市長申立てを行い制度の利用を促進
- 制度利用の普及啓発

○任意後見制度の利用促進

- 任意後見制度(判断能力低下前に、本人の希望で後見人を決める制度)の周知・広報

社会福祉協議会の施策と取組

○法人後見事業の利用促進
➤ 講演会や講座などによる成年後見制度、法人後見事業の利用の促進
○権利擁護に関わる新たなサービスの検討
➤ 親族に頼れないなどの理由で将来に不安を抱えるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に新たなサービスの検討
○あんしんサポートねっと(福祉サービス利用援助事業)の実施
➤ 判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの支援
○成年後見センターの設置検討と運営
➤ 成年後見制度の普及及び促進を目的として、各種専門職との連携を図り、市民の権利を擁護するための成年後見センターの設置の検討と運営
○市民後見人養成講座の開催
➤ 成年後見制度の理解者と成年後見人等の不足に対応するために、市民後見人の育成と確保を推進

市民一人ひとりができること

- 将来を見据え、成年後見制度への関心を持ち、利用について身近な人と話し合います。
- 判断能力が不十分になったときに備えて、成年後見制度について理解を深めます。
- 法人後見制度や法人後見事業の講演会や講座、市民後見人養成講座に参加します。
- 制度について知らない人に情報提供します。

【成年後見制度における中核機関について】

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、中核となる機関の設立など必要な措置を講じるよう努めることとされました。

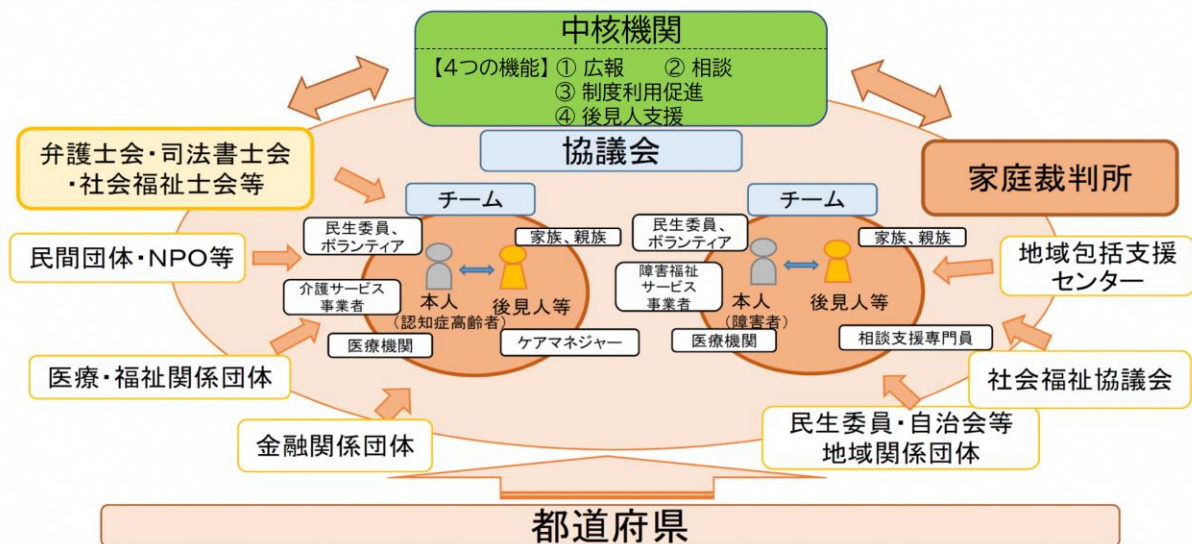
中核機関とは、権利擁護(成年後見等)の支援を必要とする人が、成年後見制度を利用できるよう適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関のことです。

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの**中核となる機関**の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

令和元年厚生労働省「中核機関等の整備の促進について」より
(一部改編してあります)

(10)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】

1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあります。一方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)はほぼ横ばいで推移しており、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪をした人たちには、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で立ち直りに困難を抱えている人が多く存在します。こうした人が再び犯罪をすることを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要です。

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が制定、施行され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

本市においても、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「行田市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画に基づく再犯防止施策の対象者

この計画において「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項の規定による犯罪をした人または非行少年(非行のある少年をいう。)もしくは非行少年であった人を指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等に関する基本的な方向性や施策を明らかにするもので、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

4 計画の期間

この計画は、「行田市地域福祉推進計画」と同じ令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 再犯防止に関わる国の動向

平成28年「再犯の防止等の推進に関する法律」施行

平成29年「再犯防止推進計画」策定

平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とし、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力のもと、再犯防止施策を総合的に推進する。

令和 4年「第二次再犯防止推進計画」策定

令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とし、対象者への息の長い支援、相談拠点及び地域の支援連携ネットワークの構築、国・地方公共団体・民間の連携の更なる強化を図る。

6 再犯防止の推進の施策について

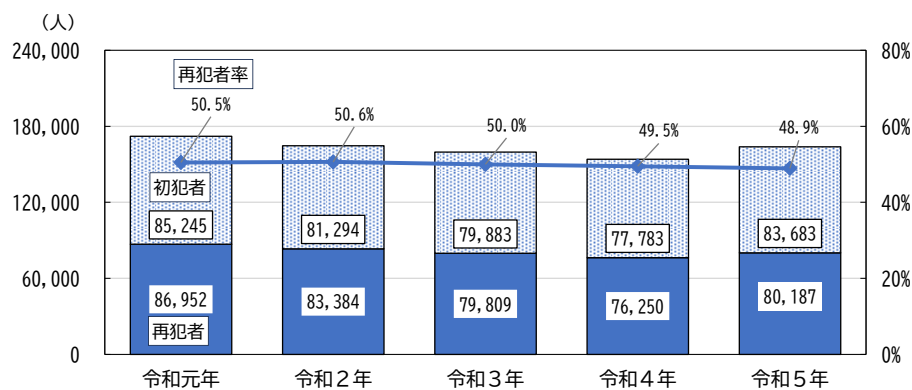
現状と課題

- 罪をした人の多くが、「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの環境に置かれ、再び犯罪に手を染めてしまうことが見受けられます。
- 誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう支援することが求められています。
- 本人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 保護司が定数に達していないため、人材の確保が必要です。
- 立ち直りを支援する人(保護司※)が地域で安心して活動ができる環境整備が必要です。
- 再犯防止に関しては、ある程度知られているものの、まだ不十分な面も見られ、意識啓発や理解の一層の推進が重要となっています。

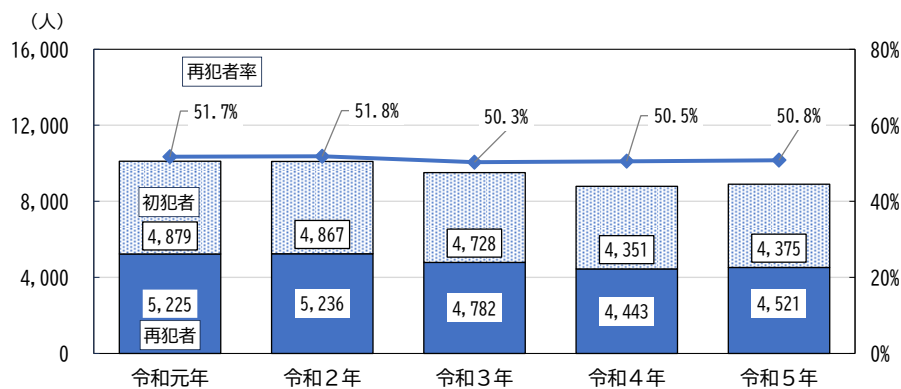
※保護司：矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の総称)から出所・出院した人を含め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施や犯罪予防活動など、更生保護に関する活動を行う。

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

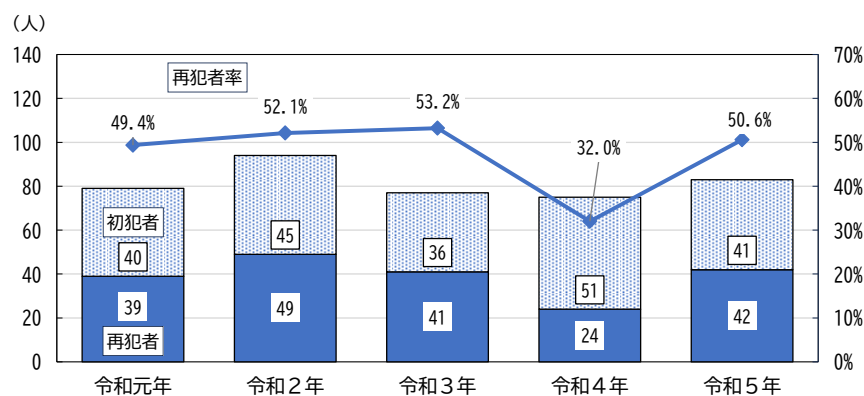
【全国の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)(再掲)】



【埼玉県の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)(再掲)】



【行田警察署管内の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データを含まず)(再掲)】



資料:東京矯正管区(各年12月末)

施策の方向性

- 犯罪をした人の立ち直りを支援し、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。
- 保護司が地域で安心して活動できる環境整備を支援します。
- 立ち直り支援に関する広報・啓発活動や更生保護※団体の活動支援を中心に据え、住居・就労、保健・福祉などをはじめとする地域福祉全体の施策による包括的支援を進めます。

市の施策と取組

○更生保護の理解促進
➤ 更生保護に関する市民の関心と理解の促進のため、市ホームページやSNS、広報紙などの媒体を活用した広報・啓発
○更生保護活動の支援
➤ 保護司会や更生保護女性会※などの更生保護ボランティア団体等と連携を図り、更生保護活動を支援
○社会を明るくする運動※の推進
➤ 社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行の防止及び再犯防止のための啓発
○生活困窮者の自立相談支援事業の活用
➤ 刑務所や少年院などから出所したあと、仕事や住むところがないなどの理由から生活に困窮している方に対しては、生活困窮者の自立相談支援事業を活用した、包括的な支援を実施
○再犯防止や非行などの相談機能の充実
➤ 保護司が安心して活動できる環境整備の支援
➤ 各種相談機関と連携した相談体制の確立

※更生保護：犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動。

※更生保護女性会：地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

※社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

社会福祉協議会の施策と取組

○生活困窮者自立支援事業の実施

- 住居確保給付金の支給及び就労等の相談支援といった、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を個別的、包括的に実施。

市民一人ひとりができること

- 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深めます。
- 立ち直ろうと努力する人を受け入れ、見守ります。



(11)重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】

1 計画の趣旨

近年、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯の「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、一つの世帯に複数の課題が存在し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった、分野別の支援では対応が難しいケースが増えてきています。複雑化・複合化した課題を解決する一つの手法として、令和2(2020)年の社会福祉法改正で創設されたのが、重層的支援体制整備事業です。

この事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を一体的に実施するものです。

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、事業を効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項その他必要な事項を定める計画を策定するよう努めることとされています。

本市においても、令和6年度から開始した重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定めるため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業においては、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、以下の3つの支援とそれぞれに位置づけられた個別の事業を一体的に実施します。

1 相談支援

本人や世帯の属性や世代、相談内容にかかわらず世帯を丸ごと受け止める相談支援(多機関が協働した支援、アウトリーチによる訪問支援を含む漏れのない支援)

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 多機関協働事業
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2 参加支援

本人や世帯のニーズや状態に合わせ、地域の社会資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援(新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、ニーズや状態に合った支援メニューをつくる)

- ・参加支援事業

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

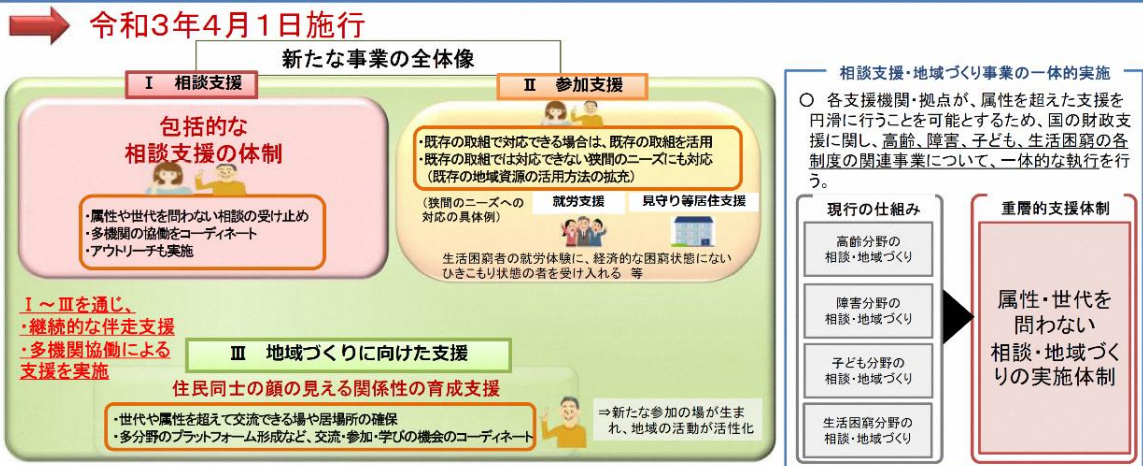
- ・地域づくり事業

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



出典:厚生労働省「改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設について」

(2) 重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業は、下に示す5つから成り、これらが一体的に展開することで、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するものです。

事業名	事業内容
1-(1) 包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
1-(2) 多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る
1-(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
2 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	○社会とのつながりをつくるための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
3 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

出典:「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」を一部改変(厚生労働省)



3 計画の位置づけ

この計画は、令和6年度から開始した重層的支援体制整備業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めるもので、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定します。

4 計画の期間

この計画は、「行田市地域福祉推進計画」と同じ令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 重層的支援体制整備事業に関わる国の動向

平成29年「社会福祉法」改正

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

※社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。

令和 2年「社会福祉法」改正

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正）

※市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設

令和 3年「重層的支援体制整備事業」施行

6 重層的支援体制整備事業を推進する施策について

現状と課題

○市や相談支援事業所において複雑化・複合化した相談に対応するケースが増えています。また、8050世帯のひきこもり状態にある人の支援を求める声も挙がっています。

○複雑化・複合化した問題に対する包括的な支援を進めるため、本市においても、重層的支援体制を整備していくことが求められます。

施策の方向性

- 重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会※の実現を目指します。
- これまで個人情報等の壁により支援が困難だった事案も、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議(社会福祉法第106条の6に基づく支援会議)を開催することにより、関係者間で情報共有を図り、早期発見・早期支援を目指します。

市の施策と取組

以下に、市で対応する重層的支援体制整備事業の実施事業を示します。

1-(1) 包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の相談支援を継続して進めるとともに、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める「断らない相談支援」を健康福祉部内の各窓口で推進します。また、相談支援にあたっては、相談支援機関をはじめとした庁内外との連携強化を図り、多機関による漏れのない受け止め体制を構築することで、切れ目のない支援を行う体制整備を進めます。

国の事業区分	市該当事業名	機関名等	設置数	運営形態	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	5	委託	高齢者福祉課
相談支援事業	障害者基幹相談支援事業	北埼玉基幹相談支援センター	1	委託	福祉課
利用者支援事業	こども家庭センター運営事業	こども家庭センター	1	直営	こども家庭センター
	保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュ	1	直営	子ども未来課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援センター	1	委託	福祉課

※地域共生社会:制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

1-(2) 多機関協働事業

これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野別の支援では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対して、制度や分野を超えて多機関が協働して支援ができるよう、庁内外を問わず、研修会やワークショップ、事例検討会、意見交換会などを通し、多職種の顔の見える関係の構築や多機関協働の意識醸成を進めます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズに対し、よりよい協働支援に向け、状況に応じ、「支援会議」及び「重層的支援会議」を随時開催し、情報の共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担などを実施します。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
多機関協働事業	市 地域共生社会推進課	直営	地域共生社会推進課

1-(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、各分野の相談支援機関等との連携や民生委員・児童委員をはじめとした地域支援者との連携を通し、地域の状況を共有し、支援が必要な地域住民及びその世帯の把握を行います。地域社会からの孤立が長期にわたる、ひきこもり状態など、必要な支援が届いていない地域住民及びその世帯に対しては、継続的な訪問により、信頼関係を構築するとともに世帯の状況を把握し、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言など、包括的かつ継続的な支援を推進します。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ支援員（訪問支援員）配置	委託	地域共生社会推進課

2 参加支援事業

課題を抱える個人のニーズや状態に応じた社会とのつながりをつくる支援を行います。

例えば、既存の支援制度では対応できない、ひきこもり状態の人や孤立しがちな人などの状態やニーズなどに対して、様々な集いの場や居場所など社会とつながる支援や、ボランティア、職業体験などの就労支援、状態・状況に応じた学習支援など、社会とのつながりをつくるための支援を行います。また、ヤングケアラー家庭などに対し、家事支援や家庭の状況に応じた適切な支援・サービスの調整などを行い、ケアラーの社会参加の支援などを行います。

本人や世帯のニーズ、状態に応じて、各種制度や地域のサービス、人材、組織・団体、活動などの社会資源とのコーディネートやマッチングを行い社会参加を進めるほか、多様なニーズ・状態に応じた社会参加の支援ができるよう、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓を進め、多様な支援メニューを生み出していきます。

事業	実施主体・人員配置	運営形態	担当課
参加支援事業	参加支援員配置	委託	地域共生社会推進課

3 地域づくり事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、必要がある場合には世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、共助の基盤づくりを進めます。また、福祉分野に限らず、多様な分野において地域で実施されている個別の活動や人の把握も行い、地域住民に身近な圏域を中心として、「人と人」「人と資源」などのつなぎ合わせやコーディネートを行い、顔の見える関係の構築や気にかけ合う関係性がさらに広がるような地域づくりを進めます。

国の事業区分	市該当事業名	実施内容	運営形態	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動を行い、心身機能の向上と交流機会の創出を図る。	直営・補助	高齢者福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	地域課題や社会資源の把握を行い、課題と資源のマッチングや新たなサービスの創出、関係機関とのネットワーク構築を図り、多様な日常生活の支援体制の充実を図る。	直営・委託	高齢者福祉課
地域活動支援センターの基本事業	地域活動支援センター運営事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進のための通所支援を行う。	委託	福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子などが気軽に集い、子育て等に関する情報交換や相談などができる拠点の運営や活動支援を行う。	委託・補助	子ども未来課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	子ども等多世代の居場所づくり支援事業	子ども食堂や多世代参加型食堂、多世代交流拠点、ひきこもり者等の集いの場等の運営を推進することで、世代や属性を超えた交流の機会を確保する。	補助	子ども未来課 ・ 地域共生社会推進課
	安心生活創造事業	地域福祉の担い手を育成し、市民が地域で相互に支え合う仕組みづくりを進めるとともに、市民同士がボランティアとして必要な支援を提供する仕組みを構築する。	委託	地域共生社会推進課
	地域共生型・多世代交流型移動販売事業	移動販売を通じて、買い物課題の解決と多世代交流の促進、地域コミュニティの活性化、相互理解の促進を図る。	委託	地域共生社会推進課

4 会議体の設置・運営

市で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、以下の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン(個別支援計画)の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために開催するものであり、①プランの適正性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度:随時

根拠法令等:行田市重層的支援体制整備事業実施要綱、行田市重層的支援会議実施要綱

(2) 支援会議

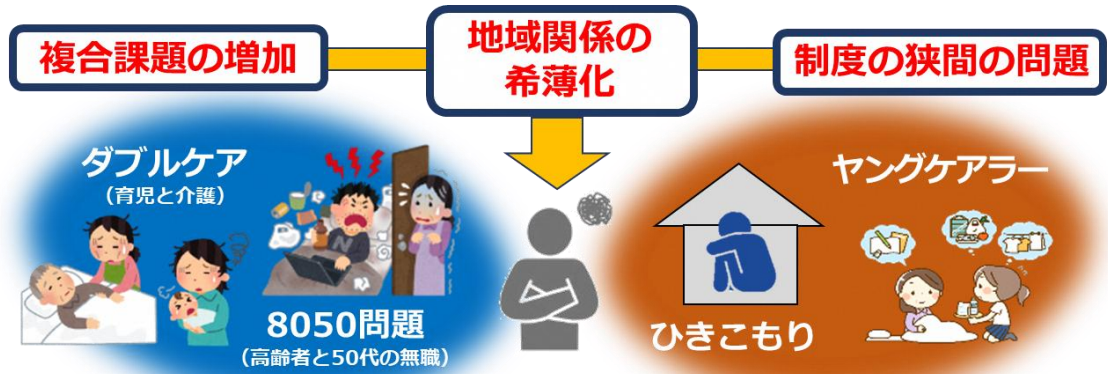
複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である(と思われる)にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度:随時

根拠法令等:社会福祉法、行田市重層的支援体制整備事業実施要綱、行田市支援会議実施要綱

行田市の重層的支援体制整備事業の全体像



複雑・多様化する相談への対応



行田市の重層的支援体制整備事業の実施イメージ



(12)社会参加の推進

現状と課題

- 高齢の方も若い方も、障がいを持つ方も、社会に参加することは、地域を活性化させ、つながりを深めるだけでなく、誰もが生き生きと暮らす地域づくりにとって重要です。
- 定年を迎えたばかりの人や元気な高齢者の多くは、社会と関わり、生きがいを持ち続けたいという思いを持っています。
- 子育て中の親や障がいのある人は、「支援に関する情報が十分に伝わっていない」「集まり交流する機会や場所が十分でない」「障がいに対する理解が得られにくい」などの理由から、社会との関わりが少なく、孤立につながりやすい状況が見受けられます。
- 地域で孤立、引きこもりの世帯への支援が求められています。

施策の方向性

- 誰もが自立し、住み慣れた地域で生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域活動や就労の場を確保し、社会参加の機会づくりに努めます。

市の施策と取組

○高齢者が地域社会で活躍できる場の確保
➤ 「いきいき・元気サポーター」の登録を促進 ➤ いきいきサロンの参加を促進するための情報提供 ➤ 自治会内の世代間交流の支援 ➤ シルバー人材センター※の支援
○ファミリー・サポート・センター事業の推進及び情報提供
➤ 地域子育て支援拠点でのポスター掲示など、ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発
○地域における子育ての支援
➤ こそだて応援訪問事業※の実施 ➤ 子育て支援サービスの充実 ➤ 子育て支援団体の利用促進 ➤ おうち子育て支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

※シルバー人材センター：高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。

※こそだて応援訪問事業：6歳以下の未就学児の子どもがいる家庭に、子育て経験のある相談員が定期的に訪問し、子育てに関する悩みや不安を聞いたり、地域子育て支援センターやつどいの広場などへ出掛けるきっかけを提供するもの。

○障がい者の交流の場の創出
➤ 障がい者(児)スポーツ・レクリエーション大会の開催
○北埼玉障がい者生活支援センターの利用促進やピアカウンセリング※の実施及び情報提供
○障がい者の就労支援施策の充実
➤ 共同委託の加須市・羽生市とともに、機能拡充や効率的な運営の実施
➤ 障がい児施策の充実
➤ 障がい者団体の活動支援
○地域活動支援センター事業(身体障がい者デイサービス)の推進
➤ 「一日型、半日型、短時間型」の区分を設け、利用者のニーズに合ったサービスの提供
○ひきこもり状態の人や孤立している人への支援
➤ アウトリーチ(訪問支援)事業、参加支援事業の実施
➤ 交流体験・就労体験事業の実施
➤ 居場所づくり実施団体への支援

社会福祉協議会の施策と取組

○地域活動への参加意識の醸成
➤ 市民の地域福祉への意識高揚を図るため、「支えあいマップ」懇談会や「ささえあいミーティング」等の実施
○発達に心配や障がいを持つ未就学児への支援の充実
➤ 集団生活に適應できるように、様々な視点を持ちながら療育を実施
➤ 療育機関や保育所等との連携
➤ 保護者同士が交流できる場づくり
○地域活動の発表の場づくり
➤ 地域活動に「生きがい」や「やりがい」を感じられるような活動の場の提供
○介護予防に関する普及啓発
➤ 出前講座「福祉ふれあい講座」や広報を通じた普及啓発の実施

市民一人ひとりができること

- 地域でのコミュニケーションを大切にして、あいさつや声掛けを心がけます。
- 子育て中の親や障がいのある人など、地域で孤立しがちな人に声を掛けます。
- 地域での交流や活動に関心がある人には、参加を呼びかけます。
- 自治会など地域でのごみ拾い等ボランティア活動に参加をします。

※ピアカウンセリング:障がい者などが自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者などの相談に応じ、問題解決を図ること。

(13)身近な地域における福祉活動の推進

現状と課題

- 誰でもいつかは支えが必要となる立場になる可能性があり、支える側と支えられる側が互いを理解するための取組を、あらゆる機会において続けていくことが必要です。
- ささえあいミーティングでは、「地域内での集まりが少なくなった」「みんなが気軽に集える場がほしい」「ごみの仕分けができない人がいる」「お店がないため、買い物が不便」などの様々な生活課題が挙げられました。
- 地域福祉活動に継続性を持たせるためには、地域住民の自主性・主体性が必要であり、地域課題を「我が事」と考える取組が求められ、その地域に即した活動が必要となります。

施策の方向性

- 地域ごとの課題解決に向けて、地域の実情に合わせた活動を支援します。
- 地域コミュニティが活性化されるよう、地域でのイベントやボランティア活動を積極的に支援します。
- 困ったときに助け合える関係をつくるために、地域活動へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 市内15地区において小地域福祉活動(p.95)を推進し、地域住民が主体となり地域生活課題の解決に向けて取り組みます。

市の施策と取組

○自治会等の活動を支援
➢ ささえあいミーティングの活動をサポート ➢ 出前講座の充実 ➢ 地域の取組等を広報 ➢ ボランティア活動を支援
○各地区支援者の活動を支援
➢ 民生委員・児童委員等の各地区の活動を支援 ➢ 困難事例解決のための意見交換
○福祉活動の推進に向けた取組
➢ 地域の福祉活動に対する相談支援 ➢ ボランティア活動への取組を推進

社会福祉協議会の施策と取組

○小地域福祉活動の支援
➤ 自治会連合会各15地区の「ささえあいミーティング」を活用した地区ごとの地域福祉活動の支援
○地域の要援護者を支援する仕組みづくり
➤ 地区担当制※による地域住民の連携、協働
○支えあいの地域づくりの推進
➤ 支えあいマップ等を活用した「支えあいの地域づくり」の推進
○気軽に集える場・通いの場の創出・支援
➤ 身近な生活圏域における民間事業者と連携し、地域住民が気軽に集える場を創設

市民一人ひとりができること

- 様々な人にふれあえるイベントや行事に積極的に参加します。
- 障がい者に対する理解を深めます。
- 近隣自治会との交流を深め、お互いの良いところを取り入れます。
- 転入者への自治会加入、自治会活動への声掛けを行います。
- 若い人も参加できる地域イベントを企画します。

※地区担当制：地域課題を把握して自主的な地域づくりの促進を支援し、地域住民との協働で地域福祉を推進することを目的として、15地区の自治会連合会区域ごとに担当職員を配置するもの。

(14)地域の安全・安心体制の充実

現状と課題

- 近年全国的に、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、災害に備えた体制の充実に求められています。
- 災害発生時、自身で避難することが困難な人がいます。このような人々の避難誘導や安否確認には、日頃から支援の必要な人の情報把握・情報共有が必要となります。
- 「避難行動要支援者名簿※」の作成を通して、災害発生時に支援が必要な人の情報を関係者間で共有し、迅速に対応できる体制づくりが求められています。
- 地震だけではなく、水害や竜巻などの自然災害を想定した地域での防災の取組が必要となっています。

施策の方向性

- 市民による自主的な防災活動を支援するとともに、日頃からの見守り活動が災害発生時など緊急時の支援行動体制に連動するような仕組みを構築し、安心して生活できる地域づくりに努めます。

市の施策と取組

○地域包括ケアシステムの推進
➤ 高齢者の住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進
○地域で見守る体制づくり
➤ 高齢者や子どもを犯罪等の被害から守る地域活動の推進
➤ 個人や地域で、災害時の被害を減らす減災への取組の推進
○自主防災組織の運営に関する支援
➤ 自主防災組織補助金の活用呼びかけ
➤ 防災士の資格取得の推進
○「避難行動要支援者名簿」の作成と「支えあいマップ」との連動
➤ 年1回、名簿情報を更新し、各自治会、民生委員・児童委員に提供
➤ 地域支援者に対し名簿制度の周知
➤ 避難行動における個別避難計画※の策定推進

※避難行動要支援者名簿：平成25年の災害対策基本法改正により市町村に作成が義務付けられた、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿。

※個別避難計画：災害時に自力で避難が困難な人（要支援者）に対し、支援する人や経路などを個別にまとめた計画。

○避難行動支援の取組についての周知
➤ 避難行動要支援者名簿対象者への制度の周知及び名簿情報の事前提供に関する同意の促進 ➤ 福祉避難所の協定を結ぶ施設の開設訓練の実施
○個人情報の保護についての啓発
➤ 避難行動要支援者名簿掲載にあたっての本人の意向を調査 ➤ 避難行動要支援者名簿を地域支援者(自治会、民生委員・児童委員等)に提供するにあたり、取扱いについての注意喚起 ➤ 関係各課と連携し、各種団体等の個人情報の取扱いについて指導 ➤ 広報紙やホームページ、SNSでの啓発

社会福祉協議会の施策と取組

○災害時支援と防災意識の向上の促進
➤ 「支えあいマップ」を通じた、地域における災害時の支え合いや助け合いの促進 ➤ 住民の減災意識を高めるための各事業を通じた啓発
○災害ボランティアの育成・支援
➤ 「災害ボランティア養成講座」の実施
○災害ボランティアセンターの円滑な運営
➤ 地域住民や各団体と連携した災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施
○災害時の組織的な支援
➤ 早期復旧のための関係団体との連携
○職員の災害時行動に関する研修
➤ 災害時に人命の安全や物的被害の軽減など迅速かつ的確な対応が図れるよう、災害時行動に関する研修の実施

市民一人ひとりができること

- 日頃から住民同士のあいさつを心がけ、地域の見守りを実施します。
- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、減災・防災に取り組みます。
- 日頃から住民同士のつながりや、助け合いの関係を築きます。
- 支援を必要とする人の把握や防災訓練など、災害時に備えて取り組みます。
- 「支えあいマップ」を定期的に更新します。
- ハザードマップの確認や家庭内で備蓄品を備えます。

(15) 人にやさしい環境づくり

現状と課題

- 誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう、人にやさしい環境づくりが必要です。利用者の様々な状況に配慮した建築物の普及やバリアフリー※化、道路等の段差解消などが求められています。
- 急速に地域の高齢化が進む中、外出が困難な人が増えてくることが予測され、そのような人の日常生活を支援することが必要です。
- 外出しにくくなった方、買い物に行きにくくなった方に対し、デマンド交通や移動販売などの支援が今後も必要です。
- 身近で支援を必要としている高齢者や障がい者等が、生活の中でどのような困難を感じているか理解を進め、「他人事」ではなく、「我が事」と考えられる地域社会をつくる必要があります。福祉のこころの醸成、心のバリアフリーを推進するために、周知・啓発が求められています。

施策の方向性

- 誰もが住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう関係部局が連携して、バリアフリーのまちづくりに取り組みます。
- 公共交通による移動の利便性を向上させ、外出機会の創出につなげます。
- あらゆる場と機会を通して、福祉活動への理解・啓発に努めます。

市の施策と取組

○合理的配慮※の提供の推進
➤ 社会的障壁※の除去の実施及び合理的配慮の理解促進のための提供事例の紹介
○外出しやすいまちづくりの促進
➤ バリアフリー化に配慮した公園施設や歩道整備の実施
➤ バリアフリーに関する市民・事業者への周知・啓発
➤ 免許を返納した高齢者への支援の整備

※バリアフリー:「障がいがある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路などの段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも使用。

※合理的配慮:障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障がい者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置。

※社会的障壁:障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○外出支援サービスの充実
➤ いきいき・元気サポート制度で、買い物や通院など、付き添い支援の実施 ➤ 乗合型AIオンデマンド交通事業の利用促進 ➤ 市内循環バスの利用促進 ➤ 買い物支援・地域の交流の場づくりとして、移動販売実施事業者による移動販売の実施
○高齢者や障がい者への理解を進める機会づくりの推進
➤ 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ研修、介護者教室、認知症カフェ、認知症を考えるフォーラムの開催、認知症地域支援推進員による認知症相談会、認知症サポート店の認証、チームオレンジ体制の構築 ➤ 障がい者施設と地域が相互に活動や行事への参加を図り、交流を促進
○生涯学習活動の促進
➤ 公民館活動、サークルへの参加の推進
○インクルーシブ教育※・インクルーシブ教育システム※の推進
➤ 障がいのある児童とない児童が共に学び、障がいのある児童が障がいの特性に応じた包括的な教育を推進 ➤ インクルーシブ教育システムを活用した多様な学びの場を推進

社会福祉協議会の施策と取組

○外出、買い物支援の充実
➤ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、外出支援、買い物支援サービスの充実 ➤ 小地域における見守り活動の担い手の発掘
○福祉教育の充実
➤ 心のバリアフリーを推進するため、地域や学校において福祉に触れる機会の提供 ➤ 高齢者や障がい者等への理解の促進

市民一人ひとりができること

- 隣近所で外出が困難な人に対して、できる範囲での協力・支援を行います。
- 高齢者、障がい者のごみ捨てなどを地域で協力して支援を行います。
- 支援が必要な人に対し、地域での見守り活動を行います。
- 日頃から、声を掛け合い、困ったときに助け合えるご近所づきあいをします。

※インクルーシブ教育：障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みで、障がいのある者が教育制度一般から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

※インクルーシブ教育システム：障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするため、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

第5章 地区における取組の方向性

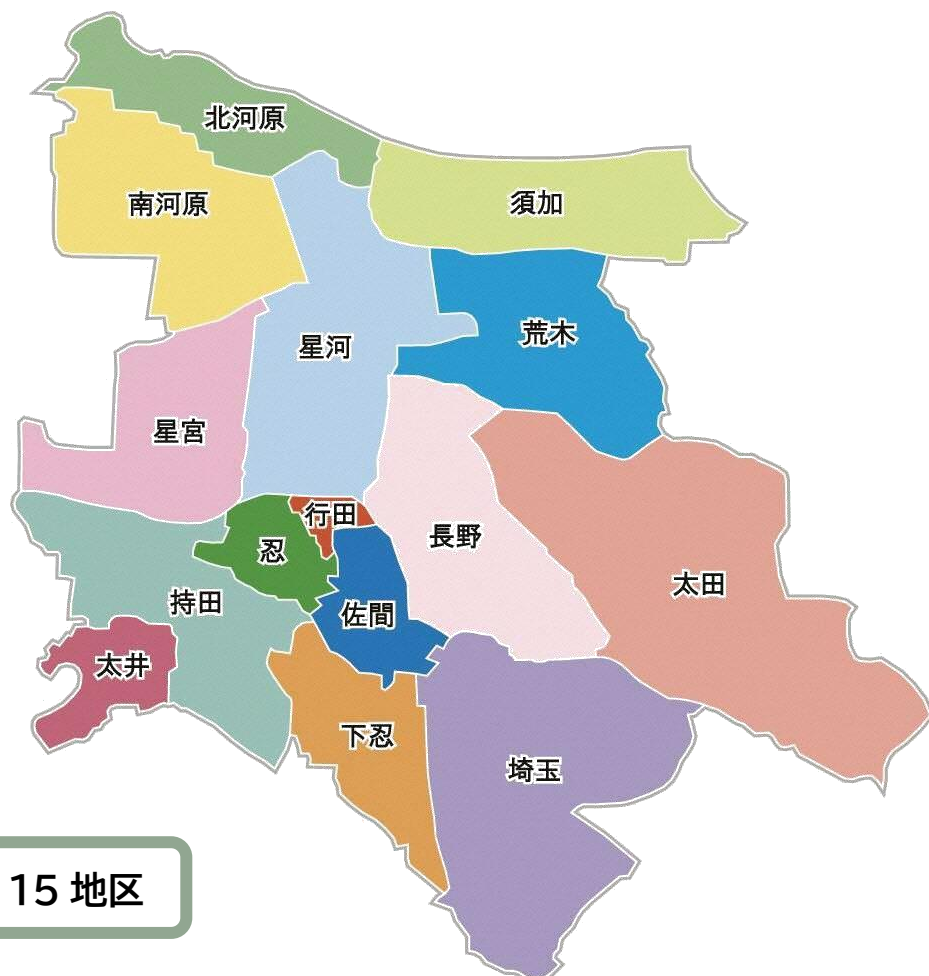
1 小地域福祉活動の推進について

社会福祉協議会では、地域住民が主体となり地域の問題解決に向けて、支え合いや助け合いの取組が活発になることを目指しており、市内15地区において小地域福祉活動の推進を図ります。

小地域福祉活動の意義

- ①住民の福祉活動に直接参加できる場をつくることできる。
- ②市の中でも小地域(地区)ごとに生活課題や福祉ニーズ、歴史的成り立ちについて違いがあるため、それぞれの特長を活かした地域づくりを実現することになる。
- ③住民がお互いの問題を理解しやすい範囲で活動を組織することで、社会福祉の理解や協力の基礎づくりがすすめられる。
- ④地区内のさまざまな住民組織が共通課題の解決にむけて協働することを通じて、組織相互間の理解がすすみ、課題解決の力量も高まり、支え合いの地域づくりにつながる。

参考文献：全社協「小地域福祉活動の手引き」



行田市内 15 地区

2 地区別の活動計画

小地域福祉活動を進めるにあたり、市内15地区において「ささえあいミーティング」を実施しました。開催概要については、第2章(p.32～p.34)に掲載しています。

忍地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・近所や地域の方とつながりを持たず、孤立している家庭がある。 ・高齢者の増加、若者が自治会活動に消極的、地域活動が成り立たない。 ・隣近所だけでは、高齢者支援ができない。 ・ごみ出しや犬の糞のマナーが守られていない。 ・スーパーがなくなり、買い物に困っている。
取組方針	・今あるつながりを維持しながら、若い世代も参加しやすい環境づくりを進める。 ・小さなつながりの場をつくり、隣近所のつながりを強化していく。 ・気軽に声を掛け合える地域にする。(民生委員や自治会長に言える関係づくり) ・支えあいマップで情報を共有し、防災の取組にも活用していく。
実施した取組	・長親体操を通じた交流会 ・避難行動要支援者を支えあいマップへ落とし込み ・支えあいマップづくり ・忍地区自治会連合会主催の「健康講座」を実施 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・世代間の交流が薄く、地域活動に参加する若い人も少ない。 ・情報が入りにくく、隣近所のことを把握することが難しい。 ・ひとり暮らし高齢者が増えており、買い物や通院等に不便を感じている。 ・災害時などの対応を進める必要を感じている。 ・自治会に若い人の参加が減り、役員の担い手がいなくなっている。
取組方針	・今あるつながりを維持しながら、若い世代も参加しやすい環境づくりを進める。 ・小さなつながりの場をつくり、隣近所のつながりを強化していく。 ・気軽に声を掛け合える地域にする。(民生委員や自治会長に言える関係づくり) ・支えあいマップで情報を共有し、防災の取組にも活用していく。



行田地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・高齢者が多く、ひとり暮らしや買い物困難などの問題あり。 ・若者、子どもの減少により、地域活動の担い手が不足している。自治会活動が継承できないのではという懸念。 ・災害時の救助の担い手がいらない。 ・ごみ出しのマナーが良くない。外国籍の住民が増えてルールが守られていない現状がある。
取組方針	・高齢者が買い物しやすい環境づくり。 ・あいさつ、近所づきあいを通して地域のつながりを強める。 ・子育て世代が住みやすい地域づくりに努め、地域での活動に若い世代の参加を促す。 ・回覧でごみ出しに関する情報を周知する。
実施した取組	・移動販売の促進 ・支えあいマップの更新

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・自治会役員等の高齢化により後継者が見つからない。 ・ひとり暮らし高齢者が増えており、ごみ捨てなど日常生活が大変な人がある。 ・医療機関や店舗が少なく、日常生活において通院や買い物に不便を感じている。 ・災害時の避難や対応に不安を感じている。 ・世代間交流の機会が少なく、次世代へ引継ぎが難しい。
取組方針	・支えあいマップづくりを継続し、安全安心な地域づくりを進めていく。 ・複数の自治会合同の行事を企画して人との交流を増やしていく。 ・男性の参加や高齢者、子どもなど幅広い交流の場づくりを進めていく。 ・空き家を活用した居場所づくりを検討していく。 ・交流の場や居場所づくりにより、顔の見える関係や若い世代が参加する地域づくりをしていく。



佐間地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・世代交代が進んでおらず、役員、活動の担い手がない。 ・ひとり暮らしや日中不在の家が多く、防犯面や災害時に不安がある。 ・大雨による洪水の危険性があり、避難所まで行けない地域がある。
取組方針	・あいさつを通して、日頃からの近所づきあいを深める。 ・子ども会と高齢者の交流など世代間交流の機会をつくる。 ・地域ぐるみで介護予防に取り組む。 ・災害時のサポート体制を具体化⇒支えあいマップづくり。 ・地域内の事業所などと連携し、一時的な避難場所を確保する。
実施した取組	・いきいきサロンで、近隣助け合いゲームの実施 ・支えあいマップを活用した避難訓練の実施 ・ウェルカフェの活用(ずぼら飯サロン・百歳体操)

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・役員の仕事が多く、また自治会に入らない世帯が多くなってきている。 ・ひとり暮らし高齢者や日中不在の家が多く、防犯面や災害時に不安がある。 ・老人会やいきいきサロンの解散も伴い、つながりの機会が減少し、緊急時などの不安がある。 ・大雨による洪水の危険性があり、避難所まで行けない地域がある。
取組方針	・あいさつを通して、日頃からの近所づきあいを深める。 ・スポーツのイベント等で、多世代の交流を図っていく。 ・安否確認を兼ね、ごみ出しなど、近所の助け合いで行う。 ・災害時のサポート体制を具体化するために、支えあいマップを継続する。 ・地域内の企業などと連携・協力して、一時的な避難場所を確保する。



持田地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・自治会役員や民生委員・児童委員が高齢化しており、次の世代の担い手育成が急務となっている。 ・自治会未加入者、退会希望者が増えている。加入促進については、相談・引継・連絡などを整備する必要がある。 ・高齢者の通院や買い物の際の移動手段がない。 ・防災に関する活動が少ない。
取組方針	・自治会加入の呼びかけ、自治会の再編成により、自治会活動を充実させる。 ・地区全体での交流イベントやいきいきサロンなど、交流機会を増やす。 ・若い時から地域活動に参加できる機会を増やす。 ・防災マップやマニュアルを整備し、活用する。
実施した取組	・ひまわり食堂(子ども食堂・フードパントリー・街なかフードパントリー) ・支えあいマップづくり ・移動販売車の巡回 ・いきいきサロンの充実

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・自治会役員などが高齢化しており、若い世代の参加が少ない。 ・若い世代と交流する場やきっかけがない。 ・気軽に集まれる場所が少ない。 ・高齢者の孤独死が発生している。 ・高齢者の免許返納後の移動手段がなく、不便である。市外に通院する人も多いが、デマンドタクシーなどは利用できない。
取組方針	・顔の見えるオープンな地域をつくっていく。 ・近所同士で気にかけて、自然に助け合えるような地域とする。 ・地域のイベントなどを通し、子どもから高齢者まで皆が交流できるようにする。 ・現在ある交流を継続し、さらに交流の場を増やす。 ・イベントの企画や開催は、負担を少なく実施する。



星河地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・役員の高齢化や若い世代の自治会離れなどにより、地域活動の担い手が不足している。 ・転入者や若い世代との交流機会が少ない。(交流を持ちたがらない人もいる) ・隣近所まとまって高齢化が進んでおり、災害時の避難などに不安を感じている人がいる。 ・介護保険制度、いきいき元気サポートなど、使える制度を知らない人が多い。
取組方針	・次世代リーダーの育成・若い世代の活躍の場を広げる。 ・若い世代や転入者が参加しやすいイベントを実施し、交流を深める。 ・防災訓練に子どもの参加を促し、より実践的な訓練を行う。 ・支えあいマップづくりで要支援者の状況を把握する。
実施した取組	・いきいきサロンで健康体操 ・出前講座の実施 ・移動販売車の巡回 ・支えあいマップの更新 ・避難行動要支援者ランク分け

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・役員の高齢化や若い世代の自治会離れ、役員の負担増により、地域活動の担い手が不足している。 ・地域の高齢化が進んでおり、日ごろの見守りや災害対策が重要になるが、個人情報などの問題で世帯状況が把握できない。 ・買い物や病院など、交通の便が悪く自家用車が必須である。 ・介護保険制度をはじめ、高齢者が使用できる制度の使い方を知らない。または他人の手を借りたくないと言って制度を使わない。
取組方針	・児童会などと連携して、地域活動に若い世代が出やすいように工夫する。 ・世代間交流の場やイベントを設ける。 ・災害時を想定し、支えあいマップを活用して地域の状況把握に努める。 ・近隣で乗り合いして買い物に行くなどの助け合いはあるので、安全や保障などの面で制度のフォローがあればよい。 ・地域のつながりを生かして、高齢者が使えるサービスの情報共有をしていく。



長野地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・少子高齢化、地域への無関心により、行事への参加者が減少している。 ・転入者、ひとり暮らし高齢者、アパート入居者等、交流が少ない人も一緒に交流できる機会の創出が必要。 ・ごみの出し方やポイ捨て、犬・猫の飼い方、空き家・空き室の管理など、生活環境を守るためのルールが守られていない。 ・日中働きに出ている人が多いので、防犯面が心配。 ・災害時の情報が確実に伝わる仕組み、要支援者を地域で支える仕組みが必要。
取組方針	・声掛けや回覧版の手渡しで隣近所のコミュニティづくりを進める。 ・多世代が参加しやすいイベント、転入者と地元住民との交流イベント。 ・ひとり暮らし高齢者などの状況把握、日中地域にいる人で支援体制をつくる。 ・元気な高齢者や若い世代から支援の担い手を発掘する。
実施した取組	・富士見地区合同地域住民による花壇の整備(地域福祉活動助成金活用) ・長野地区ささえあいミーティング「絆20」学習会 ・認知症徘徊模擬訓練や認知症サポーター講座の実施 ・全地区において、自治会長と民生委員がマップを活用しながら「避難行動要支援者」の情報共有・把握を実施 ・富士見地区合同ラジオ体操の実施 ・福祉サービス対話型学習会の実施 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・高齢化で自治会役員などの担い手がいらない。高齢者も働くようになり、さらに人手がなくなった。 ・積極的に地域活動に参加してくれる若年層もいるが、関わりのない人も多い。 ・ひとり暮らしの高齢者からは「話をしたい」という要望があるが、集まる場所や機会が少ない。各行事は実施に手間がかかり、縮小傾向となっている。 ・集まる機会があっても、参加するメンバーが毎回同じ顔ぶれである。 ・各世帯の情報取得にハードルがあり、住民の把握がしにくい。自治会を抜ける人もおり、災害時の安否確認などにも不安を感じる。
取組方針	・ひとり暮らしの方が増えているため、近所の人気がかけ、「助けて」と気軽に言えるよう、普段から交流する。 ・青年部や子ども会と自治会で、世代を超えて参加できる催しを実施する。 ・開催が負担にならないような、小さな集まりや交流を増やす。 ・支えあいマップを活用して、情報共有と助け合いの体制づくりを行う。

荒木地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・地域活動への参加者が固定化されているため、若い世代の参加が必要である。 ・災害時の避難等に不安があるので、防災への備えが不可欠である。 ・支えあいマップづくりの取組がマンネリ化している。
取組方針	・支えあいマップづくりを継続し、地域の状況を定期的に把握。 ・消防団等の地域団体と連携、防災の取組を進める。 ・児童会と連携し、若い世代の地域活動のきっかけをつくる。
実施した取組	・支えあいマップづくりの継続 ・いきいきサロンの継続 ・自治会内数か所での移動販売

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・地域活動への参加者が固定化されているため、若い世代の参加が必要である。 ・高齢化が進む中、災害時の対応を強化する防災の取組が必要である。 ・ご近所同士のつながりが薄くなっているため、交流づくりが必要になっている。 ・防災や見守り等支えあいマップづくり等を通じた地域の状況把握が必要になっている。 ・買い物や通院が不便であり、交通機関が利用しにくい。
取組方針	・若い世代も参加できる多世代交流イベントを行い、顔の見える地域づくりを進める。 ・防災の取組を強化し、安心の地域づくりを進める。 ・支えあいマップを活用し、地域の状況を定期的に把握する。 ・地域の関係者と連携し、買い物等の課題解決に向けた工夫を検討する。



須加地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・若い世代の地域活動への参加が少ない。 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が多く、移動手段など生活に不便を感じている。 ・高齢者が気軽に集える場所がない。
取組方針	・地域の状況を把握するために支えあいマップづくりを継続する。 ・郷土芸能や運動会などを利用し、若い世代の地域活動参加を促す。 ・いきいきサロンなど高齢者が気軽に集える場所づくり。 ・生活に密接した制度や事業の情報を、必要な方に対して提供する。
実施した取組	・いきいきサロンなど高齢者が集まれる場づくり ・地区連合会でのマップづくり ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・若い世代の地域活動への参加が少ない。 ・交通機関が整っていないため、生活が不便である。 ・集い場がない。 ・日中独居者が多く、家に閉じこもっている人が多い。
取組方針	・地域状況の把握のため、支えあいマップづくりを継続していく。 ・郷土芸能や運動会などの行事の際に、若い世代の地域活動参加を促していく。 ・必要な方に対して、必要な情報提供を行っていく。 ・いきいきサロンの再開を目指す。



北河原地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・自治会が小さくまとまりがあるが、人材不足で役員が多忙である。 ・ひとり暮らし高齢者が増えており、ごみ出しなど日常生活が大変な人がある。 ・コンビニができたところもあるが、近所にお店がない人は日常の買い物に不便を感じている。
取組方針	・回覧の手渡しや声掛けなどにより、日頃からのコミュニケーションを深める。 ・支えあいマップを活用し、高齢者の見守り体制をつくる。 ・支援可能な人材を把握し、支援者を確保する。 ・子どもが参加でき、多世代の交流可能なイベントを実施する。
実施した取組	・支えあいマップづくり ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・役員が固定化し、一人が複数の役を持つことになり多忙である。 ・ひとり暮らし高齢者が増えており、日常生活の維持に支障がある。 ・地区で集まる機会が減少し、交流がなくなってきている。 ・コンビニや移動販売までの距離が遠く、買い物が不便である。 ・地域において、住民同士が集まる機会がほとんどない。
取組方針	・普段より小さいコミュニケーションの積み重ねにより、交流を深めていく。 ・高齢者の見守り体制の構築のため、支えあいマップを活用する。 ・担い手の育成や発掘を図っていく。 ・各個人が地域に目を向けるように、努めていく。 ・子どもが参加できるイベントや多世代が参加しやすいイベントを工夫して実施する。



埼玉地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・いざという時に地域で助け合えるように、日頃からのつながりを維持していく必要がある。 ・支援を要する高齢者、障がい者が災害時に円滑に避難できる仕組みが必要。 ・指定避難所が遠いため、一時避難所の整備や選定が必要。 ・若年層の地域活動への参加が少なく、地域活動の担い手の高齢化が進んでいる。 ・日中独居高齢者や高齢者世帯が増えている。
取組方針	・支えあいマップづくりを通じて、地域情報の把握、共有を継続し、地域のつながりを深めていく。 ・日中発災を想定するなど、実際に起こりうる事態に備えて訓練を行っていく。 ・自治会館や集会所以外の一時避難所の選定を行う。 ・世代交代のきっかけとして、幅広い世代が交流できる機会をつくる。
実施した取組	・支えあいマップの更新 ・オープンサロンの開設 ・防災訓練の実施 ・埼玉地区支えあい支援事業 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・地域に店舗や医療機関がなく、また利用しやすい移動手段が乏しい。 ・生活には自家用車が必須であり、高齢者は免許返納してしまうと生活が成り立たない。 ・世代間の交流が少ないため、顔の見える関係づくりが必要である。 ・若年層の地域活動への参加が少なく、地域活動の担い手の高齢化が進んでいる。 ・指定避難所が遠い地区もあるため、支援を要する高齢者や障がい者等の避難が難しい。
取組方針	・今ある地域のつながりを継続しつつ、顔の見える関係を広げていく。 ・お互いに困りごとを言い合える関係を築く。 ・気軽に集える交流の場を作っていく。 ・支えあいマップづくりを継続していく。



星宮地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・避難所が遠いなど、災害時の避難に不安がある。 ・地域内での世代間交流の場が少ない。 ・交通の利便性が悪く、車に乗れない高齢者の買い物や通院が大変である。
取組方針	・支えあいマップに避難場所や避難経路など防災の視点を取り入れる。 ・声掛けや回覧板手渡しの継続⇒隣近所の連携へ。 ・現在継続しているイベント⇒世代間交流を意識して行う。
実施した取組	・支えあいマップづくりの継続 ・災害時図上訓練「DIG」の実施 ・自治会と民間福祉施設の連携を継続

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・子どもが少なく地域内での世代間の交流も少ない。 ・ひとり暮らしが増えて、緊急時の対応が必要な人が増えている。 ・高齢などで近くの集会場や祭りに出かけることも難しい人が増えている。 ・交通の利便性が悪く、車に乗れない高齢者の買い物や通院に不安がある。 ・避難所が遠いなど、災害時の避難に不安がある。
取組方針	・支えあいマップを継続して活用、要支援者の避難誘導等の訓練にも活用していく。 ・ご近所同士のつながりを強化するため、声掛けや回覧板手渡しなどできるだけ意識して会話をしていく。 ・現在のイベントは継続しながら、世代間交流できるように工夫していく。 ・自治会同士連携し、合同でイベントを開催することで、多くの人の交流の場をつくっていく。



太井地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・以前より住民同士のつながりが希薄になり、地域を支える人が少なくなった。 ・高齢者世帯が増加しており、移動手段がなく不便を感じている人がいる。 ・共働き世帯が増え、日中留守の家が多い。また、空き家が増えてきて治安面が心配。 ・防災無線が聞き取れない、避難場所が少ないなど、災害時の不安がある。 ・高齢者ではないが、気になる世帯がある。 ・ひとり暮らし高齢者が増えている。
取組方針	・あいさつを心掛け、転入者と地元住民が互いに知り合う機会をつくる。 ・高齢者が子どもの宿題をみるなど、関われる機会をつくる。 ・高齢者の生活支援をするボランティアを募集する。 ・支えあいマップを更新し、地域の状況を把握する。 ・空き家の調査、パトロール体制を整備する。(防犯対策)
実施した取組	・支えあいマップづくりで地域の状況を把握 ・支えあいマップを活用した、水害に特化した避難支援体制づくり ・自治連主催「防災講座」の実施 ・ウェルカフェの活用 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・地域活動に参加する人が少なく、自治会運営や世代交代が難しい。 ・ひとり暮らし高齢者が増えており、買い物やごみ捨てなど日常生活に不便を感じている。 ・隣近所との付き合いが希薄になり、地域の情報が共有できず、防災・防犯等緊急時の対応に不安がある。 ・若い世代に参加してほしいが、自治会や子ども会の行事も減り、交流の機会が少なくなっている。 ・不登校の子どもや高齢者の移動に対する支援や協力体制づくりが必要になっている。
取組方針	・隣近所と声を掛け合い、いつまでも安心して暮らせる地域を目指す。 ・地域住民が気軽に参加できるイベントを開催し交流の機会を増やしていく。 ・防犯活動に若い世代も参加してもらい、安全安心なまちにしていく。 ・専門的な知識や技術のある方を共有し地域活動に活用していく。



下忍地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・地域活動への参加が多く、団結力があるが、転入者が地域になじみにくい。 ・ひとり暮らし高齢者を支援するために、いきいき元気サポート等の制度の周知、活用や、地域で支えていくためのしくみが必要。 ・ごみ出しルールや犬のフンなど、生活環境を守るためのルールが守られていない。
取組方針	・声掛けやあいさつ、回覧板手渡しなどを通して、顔見知りを増やす。 ・道端のベンチなど、気楽に交流できるスペースづくり。 ・転入者に対して、こまめな行事案内や参加の呼びかけを行う。 ・元気な高齢者が地域で活躍できる場をつくる。 ・支援の必要な人には各種制度等の説明を行う。
実施した取組	・地区で実践的な防災訓練の実施 ・防災の面から支えあいマップを作成 ・いきいきサロンの継続 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・近所や世代間の交流が薄れてきている。 ・避難所まで行くことが難しいなど、災害対策が必要である。 ・いきいきサロン参加者の高齢化に伴い、集まる機会が少なくなっている。
取組方針	・普段からのあいさつやコミュニケーションを大事にしていく。 ・定期的な防災訓練の実施により、防災意識の向上を図っていく。 ・支援が必要な人に、必要な情報提供を行う。 ・イベントは、子どもが参加しやすいように工夫する。



太田地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・高齢者が増加している中、交流が苦手な高齢者への目が届いていない。 ・高齢者の移動手段が確保できず、不便を感じている。 ・転入者が地域の集まりや行事に参加しづらく、自治会としても情報が入ってこない。 ・ごみのポイ捨て、雑草、犬のフンなど生活環境を守るためのルールが守られていない。 ・地域での災害対策が十分でない。(災害時、民生委員だけで要支援者を助けられない)
取組方針	・お茶のみ会、いきいきサロン、公園清掃など、高齢者が気軽に立ち寄り交流できる場・機会を増やす。 ・子どもが参加しやすいイベントを企画する。 ・転入者に対して、自治会や地域活動への参加呼びかけを積極的に行う。 ・運転ボランティアなどにより、高齢者の移動や買い物を支援。 ・空き家の把握、除草のルール化などで生活環境の保全に努める。
実施した取組	・支えあいマップを活用し、地域の現状を把握 ・福祉施設と合同で防災の地域づくりを計画 ・福祉施設や消防団との連携 ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・高齢者が増加しており、閉じこもりがちである。 ・交流する機会がなくなってきている。 ・移動手段が少なく、買い物など不便を感じている。 ・外国人のごみ出しのルールや自治会のマナーなど理解してもらうことが難しい。
取組方針	・若い人や親子で参加しやすいイベントを企画して、交流の機会を増やしていく。 ・ごみ出し分別等、自治会ルールのマニュアル作成をする。 ・外国人との交流イベントを開催する。 ・集会所を開放して、交流の場を設ける。



南河原地区

これまで(第3期計画期間)の実績

課 題	・高齢者のみの世帯が増えてきており、家に閉じこもっている高齢者がいる。特に、高齢男性の交流の場がない。 ・お祭りやイベントはあるが、子どもから高齢者まで気軽に集える場や機会がなく、世代間交流が少ない。 ・自治会に加入していない人がいる。
取組方針	・アンケート調査などにより、家に閉じこもり気味の高齢者等を把握する。 ・男性が参加しやすいサロンの立ち上げや、興味をひく活動で、高齢男性が交流できる機会をつくる。 ・子育て世代が交流できる場や、子ども向けイベントを実施し、若い世代の参加を促す。
実施した取組	・いきいきサロンの継続 ・南河原荘を活用した交流イベントの開催 ・eスポーツ・ノルディックウォーキングによる交流会の実施 ・地域包括支援センターとの健康づくりを通して交流(見守り)立ち上げ ・移動販売車の巡回

今後(第4期計画期間)の課題・取組方針

現在の課題	・高齢男性の交流の場がない。 ・敬老会の廃止や消防団の解散により、交流の場がなくなってしまった。 ・地域の役員の成り手がいない、固定化されてしまう。 ・出掛けるための移動手段が整っていない。
取組方針	・男性が参加しやすい企画を実施していく。 ・外国籍の人に母国料理など教えてもらえる機会をつくる。 ・いきいきサロンなど、人との交流の場を維持していく。



第6章 計画の推進

1 推進体制

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとする様々な主体が連携・協働し、地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

本計画で掲げた基本理念を実現するために、市、社会福祉協議会、市民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有した上で互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせる社会を形成するため、地域福祉に関わる、自治会、民生委員・児童委員、関係機関、その他地域支援者などが連携・協働して地域福祉を支えるネットワークを構築することにより、本計画の推進を図ります。

(1)市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割を担っています。

多様化・複雑化する福祉課題に柔軟に対応するため、全庁的な体制を整え、横断的な視点で施策を推進します。また、地域福祉に関わる関係機関や団体などとの連携を強化します。

さらに、地域福祉への市民の参画を促すために、参加の機会提供の充実に努めるとともに、情報提供の充実に図り、地域で安心して暮らせる社会づくりの整備に努めます。

加えて、自治体は「こども基本法」で、子ども・若者の意見を聴き、施策に反映するための措置を講ずることが義務付けられたため、子ども・若者の意見を聴きながら、地域づくりに取り組みます。

(2)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織であり、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくためのサポートをする役割を担っています。

そのため、地域福祉活動の現場に積極的に出向き、住民とともに考え、活動していくとともに、自治会をはじめとする地域福祉活動の協力者と積極的に交流します。また、地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、住民が必要としている情報を収集・発信する情報拠点づくり、個々のニーズと福祉サービスをつなげる調整機能など、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性を生かした事業展開を進めます。

(3)市民の役割

地域の構成員としての意識を持ち、本計画に位置づけた「市民一人ひとりができること」を参考にしながら、積極的に地域福祉活動に参加・協力することが重要です。支えられることを期待するのではなく、支え合える関係を自ら構築するために、日頃からの関係づくりに取り組

む必要があります。また、自らが支える立場にもあることを自覚し、声掛けや手伝いなど、身近で取り組める小さなことから始めていくことが期待されます。

また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、支え合いに役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望まれます。

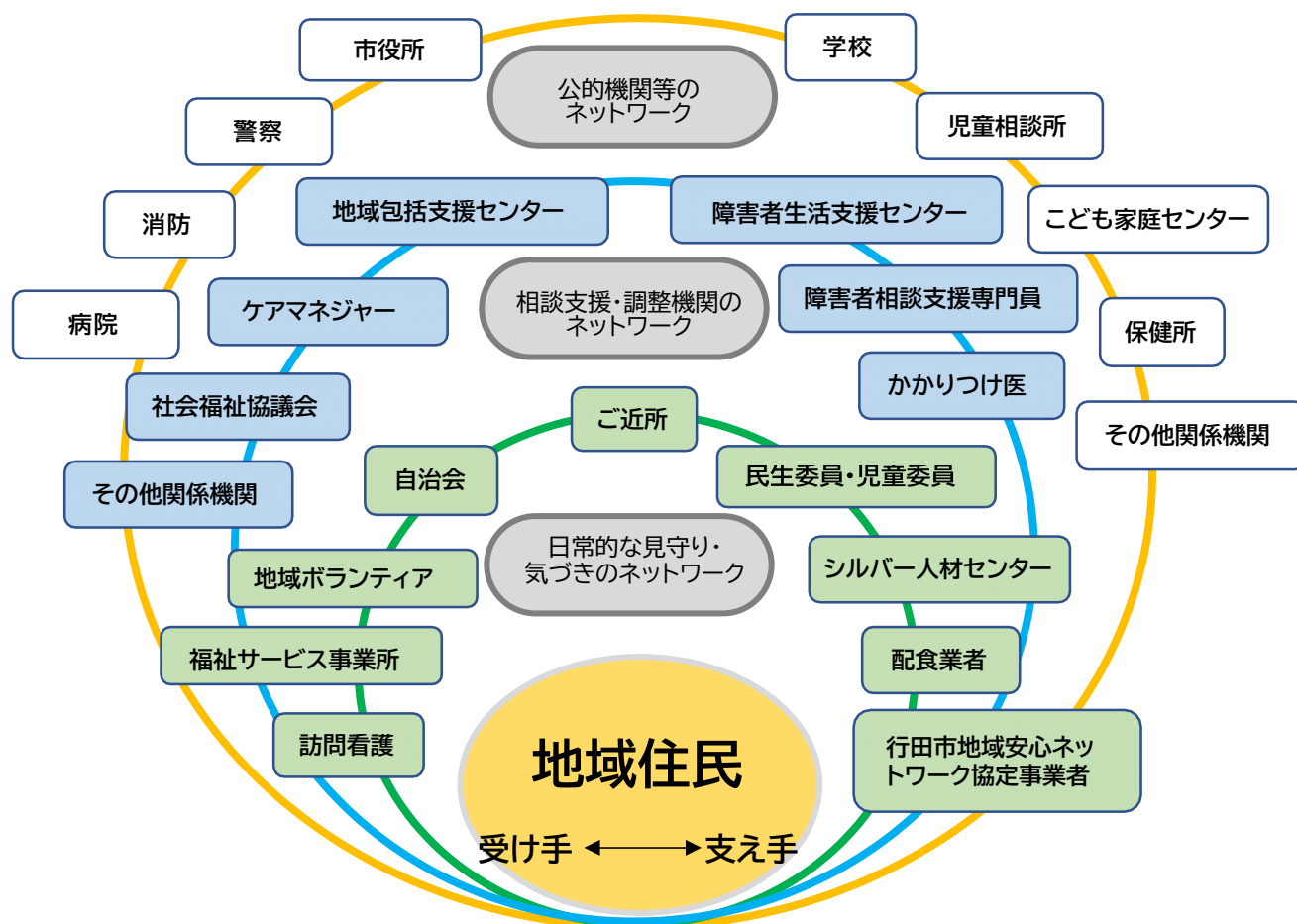
(4)地域の役割

住民組織やボランティア団体、福祉関係団体は、市民にとって最も身近な組織であり、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

より多くの市民が地域福祉活動に関われるよう、自治会や各団体は、市民への積極的な情報発信を行うとともに交流を深め、市や社会福祉協議会との連携を強化することによって、活躍したい人が生かされる環境を整えることが望まれます。

(5)支えあいネットワークづくり

急速に進展する高齢社会や、一人ひとりが抱える課題が多様化・複雑化・複合化する社会において、支援を必要とする人に対して漏れのない対応をしていくため、見守り体制の構築と地域における課題の解決を目指します。

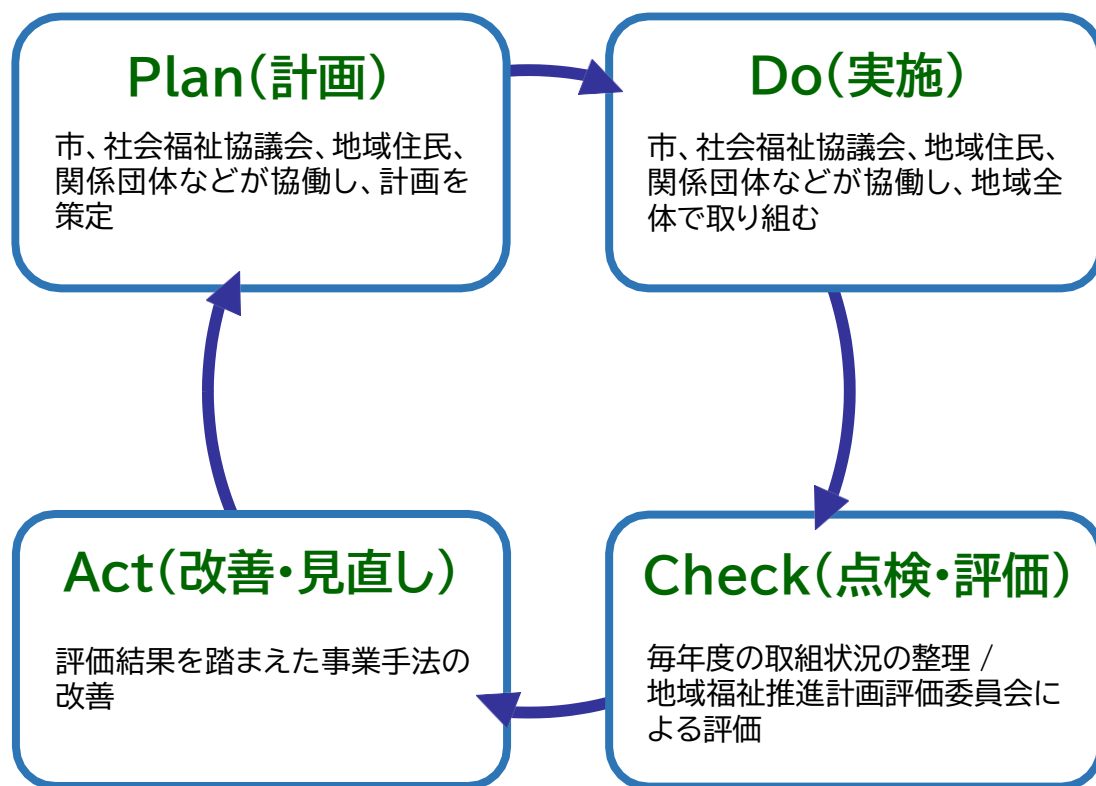


2 計画の進行管理

本計画は、市による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、市と社会福祉協議会との連携を強化し、協働して各事業を推進していきます。

毎年度、取組状況の進行と評価を行うために、公募市民や福祉団体等を構成メンバーとする「地域福祉推進計画評価委員会」において、進行管理を行います。

【PDCAサイクルによる進行管理】



資料編

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、地域団体関係者、公募の市民からなる「行田市地域福祉推進計画策定委員会」により協議いただきました。また、市民意識調査、ささえあいミーティング、関係団体及びサロン等利用者ヒアリング、市民意見募集(パブリックコメント)を行い、地域の状況及び課題などを把握するとともに、住民の意見をいただき、計画の基礎としました。

2 計画策定の経過

	内 容
令和5年5月1日 ～令和6年3月31日	いきいきサロン利用者アンケート調査
令和6年1月21日 ～令和6年3月22日	地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査
令和6年3月18日 ～令和6年3月26日	関係団体ヒアリング調査
令和6年6月16日 ～令和6年9月29日	ささえあいミーティング
令和6年8月19日	第1回行田市地域福祉推進計画策定委員会 ・地域福祉推進計画について ・本市の現状について ・第4期地域福祉推進計画策定方針・骨子案
令和6年10月21日	第2回行田市地域福祉推進計画策定委員会 ・ささえあいミーティングの報告 ・第4期地域福祉推進計画の素案
令和6年12月23日	第3回行田市地域福祉推進計画策定委員会 ・第4期地域福祉推進計画の素案
令和7年1月10日 ～令和7年2月9日	新計画についての市民意見募集(パブリックコメント)
令和7年3月14日	第4回行田市地域福祉推進計画策定委員会 ・市民意見公募(パブリックコメント)の結果について ・第4期行田市地域福祉推進計画(案)の確認・決定

3 行田市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の内容を盛り込んだ行田市地域福祉推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、市民の意見を広く求め計画に反映させるため、行田市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生社会推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

4 行田市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	所属団体・職名	氏 名	備 考
1	学識経験者	東京立正短期大学学長	清水 海隆	委員長
2	福祉関係者	行田市民生委員・児童委員連合会副会長	山崎 孝子	副委員長
3	福祉関係者	行田地区障害者団体連絡協議会副会長	関口 正彦	
4	福祉関係者	行田市機能強化型地域包括支援センター緑風苑 管理者	栗原 幸江	
5	福祉関係者	行田市保育協議会副会長	吉田 真人	
6	福祉関係者	特定非営利活動法人 にりん舎 理事長	田口 泰大	
7	保健医療関係者	行田市医師会副会長	堀内 規	
8	地域団体関係者	行田こども居場所ネットワーク代表	野口 智子	
9	地域団体関係者	行田市自治会連合会理事	江原 史郎	
10	地域団体関係者	行田地区保護司会 保護司	新井 智明	
11	公募の市民		田村 正美	
12	公募の市民		富岡 誠	

行田市地域福祉推進計画

発行日 令和7年3月

発行 行田市

社会福祉法人行田市社会福祉協議会

行田市健康福祉部地域共生社会推進課

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2-5

電話：048-556-1111（代表）

FAX：048-564-1315

URL：<https://www.city.gyoda.lg.jp>

社会福祉法人行田市社会福祉協議会

〒361-0002

埼玉県行田市大字酒巻1737-1

電話：048-557-5400

FAX：048-557-5411

URL：<https://gyodasyakyo.or.jp>

